

梶原町

地域福祉アクションプラン

第3期梶原町地域福祉計画・地域福祉活動計画



令和5年3月

梶原町

梶原町社会福祉協議会

はじめに

「一緒にやる福祉へ ～できることから始めよう～」を基本理念に地域住民の皆様や関係団体等と協働で推進してまいりました、「第2期栲原町地域福祉計画・地域福祉活動計画」も策定から6年が経過しました。

その間にも、少子高齢化や核家族化は進行し、生活の多様化が進むとともに、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足などによるコミュニティの衰退がより一層問題となるなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、ひきこもり、生活困窮、介護疲れ、育児不安など、従来の公的福祉サービスでは対応が困難な新たな課題が生じています。

さらには、頻発している自然災害の脅威や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会生活にさまざまな影響がある中、日頃からの近所付き合いや地域のつながり、支え合いの大切さを再認識させられたところでもあります。

今回策定しました「第3期栲原町地域福祉計画」は福祉分野の上位計画として、これまで進めてきました、地域の支え合いにより住民一人ひとりが自分にできることから始める地域づくりをさらに充実、発展させるとともに「認めあい地域ぐるみで支えあうまち ～笑顔あふれるゆすはらライフを共に創ろう～」を新たな基本理念に掲げ、人の尊厳を大切にしながら、住民、関係機関、社会福祉協議会、行政等が一体となって包括的な支援体制の構築を進めてまいります。

今後も地域ぐるみで支える地域共生社会の実現に向け、様々な取り組みを進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました栲原町地域福祉計画策定委員会の皆様、座談会や聞き取り調査等で貴重なご意見、ご協力いただきました皆様、各種団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

栲原町長

吉田尚人

はじめに

この度、令和5年度から令和10年度までの6年間の計画期間で「第3期梶原町地域福祉計画・地域福祉活動計画」が策定されました。

前計画は平成29年（2017）に策定され、梶原町のそれまでの取り組みをさらに一歩進めて「やってもらう福祉（共感型）から一緒にやる福祉（共創型）へ」を基本理念に地域の支え合いによって自分たちで解決できる仕組みづくりを地域・行政・社協・関係機関の皆さんとの協働で進めてきました。

折しも、令和2年（2020）当初からの新型コロナウイルス感染症の発生により本町においても地域活動が次第に停滞し社会生活にも大きな影響をきたしました。

ようやく感染の大きな波の収束傾向が見え始め、社会は脱コロナに急速に動き始めた感がありますが、約3年間の長期にわたるコロナ禍は、地域行事や集う場、人と人とのつながる機会が減少し、他者との対話にも制約を余儀なくされ、更に人のつながりの希薄化を生んできました。この間、映像を用いた空間でつながる技術など新たなコミュニケーション技術が進んでいましたが、改めて地域や人と直につながる大切さ、お互いの存在を認め合い手を取り合える大切さを痛感したところです。

この度の第3期計画では、前計画の考え方、取り組みを充実、発展させるとともに「認め合い地域ぐるみで支えあうまち～笑顔あふれるゆすはらライフを共に創ろう～」を基本理念に地域の皆様、関係機関が一体となって「地域共生社会」の実現に向け取り組んでいくこととなりました。

併せて、各地区の身近な地域での支え合いの仕組みづくりを目的に「地区別アクションプラン」を各区で策定いたしました。このアクションプランの実行に向けたプロセスが、「笑顔あふれるゆすはらライフ」に近づく道と考えます。本計画とアクションプランのもと、常に変化し多様化する生活課題、地域課題に対し、地域住民の皆さんと共に課題解決に向けた取り組みを進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定委員会にご参加、ご協力いただいた策定委員の皆様並びに地区別アクションプランの策定にあたり、小地域座談会に参加いただいた地域の皆様、貴重なご意見をお寄せいただいたすべての皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人梶原町社会福祉協議会

会 長 上川 雄 康

目次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	地域福祉とは	1
第2節	計画策定の趣旨と背景	3
第3節	計画の位置づけ	6
第4節	計画の策定体制	8
第5節	本計画とSDGsとの関係	12
第2章	本町の現状	13
第1節	本町の地域特性・成り立ち	13
第2節	統計データ等からみる現状	15
第3節	アンケート調査からみる現状	28
第4節	団体ヒアリング結果	40
第5節	第2期計画の評価	42
第3章	計画の基本的な考え方	46
第1節	基本理念	46
第2節	基本目標	47
第3節	計画の体系	48
第4節	圏域の考え方	49
第5節	重点取り組み 梶原町版包括的支援体制	50
第4章	施策展開	51
	基本目標1 交流とつながりを深める地域づくり～みんなで一丸となって進めよう～	51
	基本目標2 包括的に支え合う仕組みづくり～いつでも相談できる地域を目指そう～	54
	基本目標3 安心して暮らせるまちづくり～みんなが安心して暮らせる地域をつくろう～	58
第5章	地区別アクションプラン	61
第1節	地区別アクションプランの概要	61
	越知面区 アクションプラン	62
	四万川区 アクションプラン	64
	東区 アクションプラン	66
	西区 アクションプラン	68
	初瀬区 アクションプラン	70
	松原区 アクションプラン	72

第6章	成年後見制度利用促進基本計画	74
第1節	計画策定の趣旨	74
第2節	計画の位置づけ	74
第3節	計画の期間	74
第4節	成年後見制度について	74
第5節	施策体系	75
第6節	施策展開	76
第7章	地方再犯防止推進計画	79
第1節	計画策定の趣旨	79
第2節	計画の位置づけ	79
第3節	計画の期間	79
第4節	再犯防止を取り巻く現状	80
第5節	施策体系	82
第6節	施策展開	83
第8章	計画の推進にあたって	87
第1節	計画の推進体制	87
第2節	計画の周知・普及	88
資料編		89
1	梶原町地域福祉計画策定委員会設置要綱	89
2	梶原町地域福祉計画策定委員会委員名簿	90
3	地区座談会で得られた意見	91

第1章 計画策定にあたって

第1節 地域福祉とは

地域福祉ってなんだろう…？

「地域福祉」とは、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために、様々な生活課題に対して、地域住民や社会福祉関係者などが、お互いに協力して課題解決に取り組むことです。

地域福祉を進めるためには何が大切？

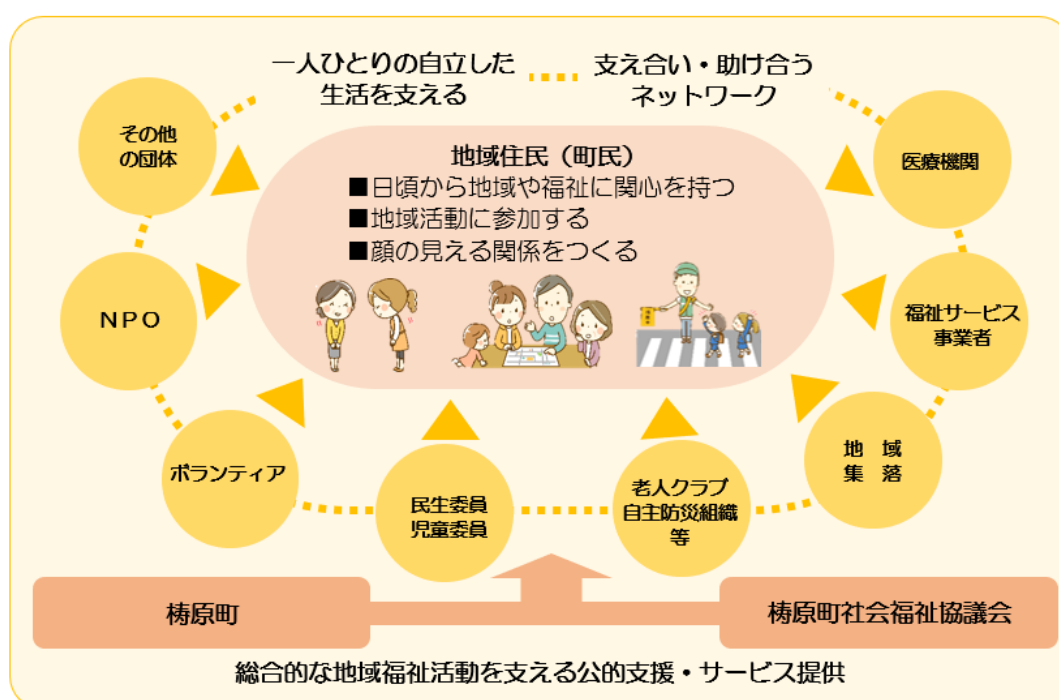
誰かがする、誰かにしてもらおうといった一方通行のありようではなく、地域ぐるみで声をかけ合い、助け合いをしていく地域福祉の姿は、これまで自然にしてきたことなのかも知れません。

私たちには、自分や自分の身の回りの「困ったな」「気になるな」「自分にできることはないか」等の様々な気付きがあります。

地域福祉は、そんな時に「まあ、いいか」とそのままにせず、まずは自分から「行動してみよう」という気持ちを持つことから始まります。

また、「地域福祉」を推進するためには、住民一人ひとりに加え、地域や消防団、PTAなどの各種団体・関係機関、梶原町社会福祉協議会、町などがそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。

■□地域福祉のイメージ



自助・互助・共助・公助と地域福祉

私たちは生涯を通じて、多かれ少なかれ、必要に応じて周りの人のサポートを受けながら生活しています。地域福祉の概念を実現するためには、まずは、社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いやボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取り組みとしての「互助」、介護保険や医療保険に代表されるお互いの支え合いを制度化した取り組みとしての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取り組みを進める必要があります。

4つの“助”

自助 個人や家族による支え合い

- 自分のことを自分でする
- 自らの健康管理（セルフケア）

互助 近隣の友人や知人等、地域内における支え合い

- 地域での日頃の見守りや声かけ
- ボランティア活動

共助 制度化された仕組みの中での支え合い

- 介護保険サービス
- 社会福祉協議会の取り組み

公助 町が提供する公的なサービスや町が行う支援

- 一般財源による福祉事業
- 生活保護
- 相談支援

地域福祉計画の対象者って？

地域福祉計画の対象者は、「すべての住民」です。

高齢者や障がいのある人だけではなく、子どもや子育て中の親、青年など性別や年齢に関係なく、すべての住民が対象となり、この計画では住民みんなが主役となります。

第2節 計画策定の趣旨と背景

1. 国の動向

(1) 地域共生社会の実現

少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化、生活の多様化などによって、ひきこもり、生活困窮、介護疲れ、育児不安といった公的なサービスの提供だけでは対応できない問題が増えています。また、こうした困りごとは、福祉領域だけでなく、医療、就労、教育などの生活全般に関する問題が複合的に絡み合っている場合も多いため、地域、ボランティア、団体・事業所、町等が連携し、包括的・総合的に支援していくことが必要となります。

そこで、国では「地域共生社会」の実現を掲げ、高齢者だけでなく、障がいのある人、子ども等への支援も地域の中で包括的に提供できるような支援体制を構築し、地域の中で支え合いながら、年齢や障がいの有無に関係なく、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目指しています。

地域共生社会とは？

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のことです。

■□地域共生社会のイメージ



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

(2)社会福祉法の一部改正

令和3年4月1日より、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に関する事業（重層的支援体制の整備）や社会福祉連携推進法人制度が新たに設けられています。

重層的支援体制整備事業とは？

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対して包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援をより効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

■□重層的支援体制整備事業のイメージ



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

(3)新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために厚生労働省から示された「新しい生活様式」では、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを基本として人との接触を減らす取り組みが提唱されています。日頃からの住民同士のつながりや協働の重要性が再認識されている中、今後は、感染防止対策を行いながら、どのように地域福祉の支え合い活動を進めていくことができるかを検討していく必要があります。

2. 計画策定の背景

本町では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国や県の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成29年3月に「第2期栲原町地域福祉計画・地域福祉活動計画～地域の絆で創る 明日の栲原～」(以下「第2期計画」)を策定し、「やっってもらふ福祉から一緒にやる福祉へ」を基本理念とし、町と栲原町社会福祉協議会が連携・協働のもと、各種福祉施策を推進しています。また、「地域の絆により支えあい安心して暮らせるまちを共に創る栲原人と仕組みづくり」を目指し、地域が一丸となった地域づくりに向けて6年間取り組んできました。

このたび、令和4年度末に第2期計画が終了することを受け、本町の現状や課題を再度洗い出して整理し、「第3期栲原町地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下「本計画」)を策定することとなりました。

本計画の中で、誰が、何を、どのように取り組んでいくのかを明確にし、本町における「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉を推進していきます。

また、市町村における「成年後見制度利用促進計画」、「地方再犯防止推進計画」の策定が求められていることから本計画に包含して策定することとしています。

3. 計画策定における目的

本計画策定にあたっては、多様化する住民課題に町と地域住民が共に課題解決していくために、以下を目的とします。

住民が自分の(地域の)問題に気付き、自ら(地域で)できることはやっていくという意識や考え方を定着し、互いの価値観を認め合い、共に生き、支え合い、地域の幸福観を共有できる社会の実現

第3節 計画の位置づけ

1. 地域福祉計画（社会福祉法第107条）

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定により、地域住民等の参加を得て、地域の様々な生活上の課題を明らかにし、その解決に向けて地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画です。

2. 地域福祉活動計画（社会福祉法第109条）

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉協議会が中心となって取り組み、地域住民や地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画（具体的な取り組みを示すもの）です。

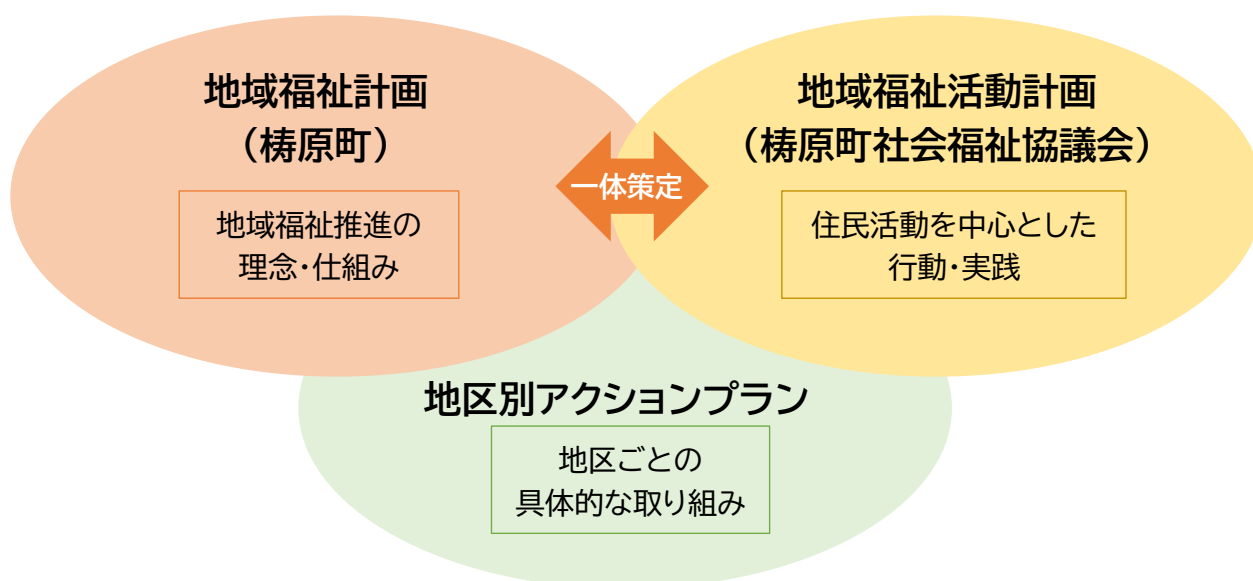
3. 地区別アクションプラン

「地区別アクションプラン」とは、住民にとってより身近な“地域ごと”に、実情にあった地域福祉を推進する仕組みづくりとして、地域住民や事業所などが何をすべきかを具体的な取り組みを定めた行動計画です。

4. 一体的な計画の策定

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための、住民の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

両計画を一体的に策定することで、地域住民や関係機関と連携・協働し、同じ方向を目指した各事業の展開を図ります。

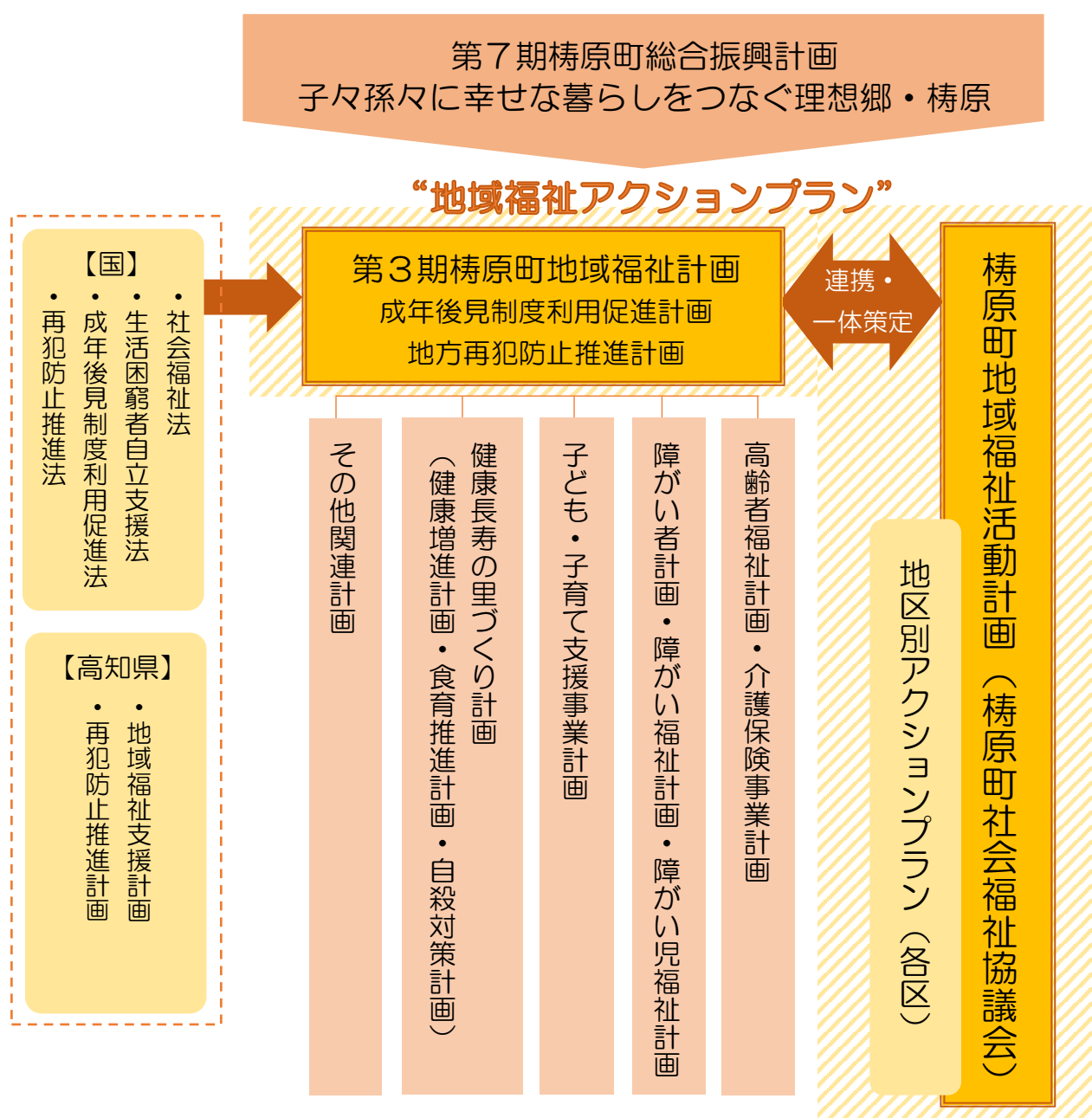


5. 関連計画との整合性

本計画は、地域福祉計画と地域福祉活動計画を統合した『地域福祉アクションプラン』です。

梶原町総合振興計画を上位計画とし、本町の保健福祉分野における地域福祉を推進するための包括的かつ総合的な計画となります。

本町における福祉関係計画には、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などがあり、分野別計画はそれぞれの根拠法に基づき分野別に策定されています。本計画はこれらの計画と連携し、統合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取り組みが地域においてより効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。



6. 計画の期間

計画期間は令和5年度を初年度とし、目標年次を令和10年度とする6か年の計画となります。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化等に柔軟に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

年度 計画	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
総合振興計画		第7次栲原町総合振興計画									
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第2期				第3期栲原町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画						
健康長寿の 里づくり計画			第3期栲原町健康長寿の里づくり計画 第2期栲原町食育推進基本計画・第1期栲原町自殺対策計画								
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期	第8期栲原町高齢者福祉 計画・介護保険事業計画				第9期					
障がい者計画 障がい（児）福祉計画	第5期	ゆすはらユニバー サルまちづくり計画				第7期					
子ども・子育て 支援事業計画		第2期 栲原町子ども・子育て支援事業					第3期				

第4節 計画の策定体制

1. 地域福祉計画策定委員会での協議

本計画策定にあたり、町内の地域福祉活動団体、保健福祉関係者、医療関係者、有識者等からなる策定委員会を組織し、3回にわたり計画検討を行いました。

また、主に保健福祉課と栲原町社会福祉協議会が事務局を果たしたうえで、必要に応じ庁内関係部署と連携協議しながら策定に取り組みました。

2. 関係団体ヒアリングでの意見収集

地域で活動している団体、PTA、移住者等に対し、ヒアリングを実施し、本町の課題、良いところ、地域に対する意見などをお聞きし、計画策定の基礎資料としました。

3. 地区座談会の実施

栲原町社会福祉協議会が中心となり地区座談会を開催し、町内6地区の代表者に地域の課題、地域の良いところ、自分たちにできることなどを話し合ってもらい、地区別のアクションプランを策定しました。

地 区	回 数	日 程		内 容
越知面	4回	令和 4年	5月11日	・地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」）の概要説明 ・地区別アクションプラン（以下「プラン」）のイメージの説明 ・計画の考え方・策定の進め方の共有
			6月10日	・集落活動センターおちめんの機能、事業の確認 ・地域のよいところ、課題、課題への対応策の意見出し
			6月24日	・地域での活動案の意見集約
			7月10日	・目標の設定 ・プラン（案）調整、決定
四万川	5回	令和 4年	6月13日	・計画の概要、プランのイメージ説明 ・集落活動センターの取り組み、機能の説明
			7月6日	・地域の現状と課題についての意見出し、整理（KJ法）
			7月28日	・前回協議の追加協議 ・地域の活動案の絞り込み
			9月22日	・大目標設定 ・プラン（案）の決定
			12月15日	・プランを推進するための手順、方法についての協議 ・確認・共有
東区	5回	令和 4年	5月19日	・計画の概要、プランのイメージ説明 ・意見交換
			6月17日	・地域のよいところ、課題の共有・整理（KJ法）
			7月7日	・地域でできる活動、やってみたい活動について意見交換・集約
			7月27日	・活動案のキーワードの抽出 ・活動目標の設定
			10月6日	・プラン（案）の確認

地 区	回 数	日 程		内 容
西区	6回	令和 4年	6月8日	・計画の概要、プランのイメージ説明 ・地域課題についての意見聴取 ・優先課題についての協議
			6月30日	・区会での部落代表者の意見聴取・整理（KJ法）
			7月4日	・現状と課題の意見集約（KJ法） ・地域の取り組みの方向性の協議
			8月26日	・優先課題の取り組みの意見集約
			10月5日	・追加の意見聴取、目標設定 ・プラン（案）の決定
			10月28日	・プランの推進のための方向性の協議・確認
初瀬区	4回	令和 4年	5月28日	・計画の概要、プランのイメージ説明 ・意見交換
			8月20日	・地域の現状と課題のまとめ、協議の焦点化
			9月10日	・焦点化した項目についての意見集約 ・地域で取り組みたい活動について
			10月15日	・項目毎の取り組みの枠組み、進め方の協議 ・大目標設定 ・プラン（案）決定
松原区	4回	令和 4年	6月1日	・計画の概要、プランのイメージ説明 ・意見交換
			6月27日	・地域のよいところ、課題の持ち寄り（KJ法）
			7月11日	・意見の集約、地域像の共有・確認 ・地域の取り組み案の意見出し、集約 ・目標案の設定
			8月8日	・プラン（案）の決定

4. パブリックコメントの実施

住民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的にパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

実施期間：令和5年2月17日（金）から令和5年2月26日（日）

■ 策定経過

	日 程	内 容
関係団体 ヒアリング	令和4年 4月から6月	関係団体へのヒアリング（梶原町社会福祉協議会実施） ・ 梶原町への移住者（6名） ・ 梶原町連合青年団（9名） ・ 梶原学園（梶原小学校・梶原中学校）PTA（6名）
地区座談会	令和4年 5月から10月	・ 各区の代表者（1区6から10名ほど）
第1回 策定委員会	令和4年 9月2日	・ 委員の選任について ・ 地域福祉計画策定の背景について ・ 梶原町の現状・第2期計画の評価について ・ 今後のスケジュールについて
第2回 策定委員会	令和5年 1月5日	・ 計画の素案について ・ 意見及び質疑応答 ・ パブリックコメントの実施について
パブリック コメント	令和5年 2月17日 から26日	・ パブリックコメント実施
第3回 策定委員会	令和5年 3月2日	・ パブリックコメントの結果報告について ・ 計画案、概要版について（計画の承認） ・ 意見及び質疑応答



第5節 本計画とSDGsとの関係

本計画は、SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の考え方を取り入れ策定します。

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画においても、地域福祉の推進に係る現状の課題を把握し、継続する取り組みと新たにに取り組むべき事項を体系的に関連付けて実践し、住民がお互いに支え合い、地域を共につくっていく社会の実現を目指すものとします。



コラム ローカルSDGsの取り組み

町の総面積の91%が森林である本町では、源流域の山村の使命を果たすため、風力発電施設や太陽光発電施設の設置に加え、林内に放置されている未利用林地残材等をペレット化し、化石燃料の代替利用とするなど、CO2排出削減に努めています。

令和3年2月に設立した「ローカルSDGs 四国 いのち輝く、青い国・四国を次世代へ」に本町も参加しており、自然資源の恵み・つながりを活かし、伝え、地域・社会がそれぞれの特性を発揮しながら、連携して支え合い、SDGsの目指す環境・社会・経済の調和を図りながら持続発展する、活力あふれる四国地域の創造を目指しています。

第2章 本町の現状

第1節 本町の地域特性・成り立ち

1. 神楽・茶堂の文化

本町に昔から伝わる神楽は、そのリズムと厳かな精神性とともに、住民の身体に染みわたり、誰もの心のよりどころとなっています。昭和 23 年に保存会ができ、住民の文化として定着、現在も幼いときから親しみ、世代を超えて、伝え保存されています。

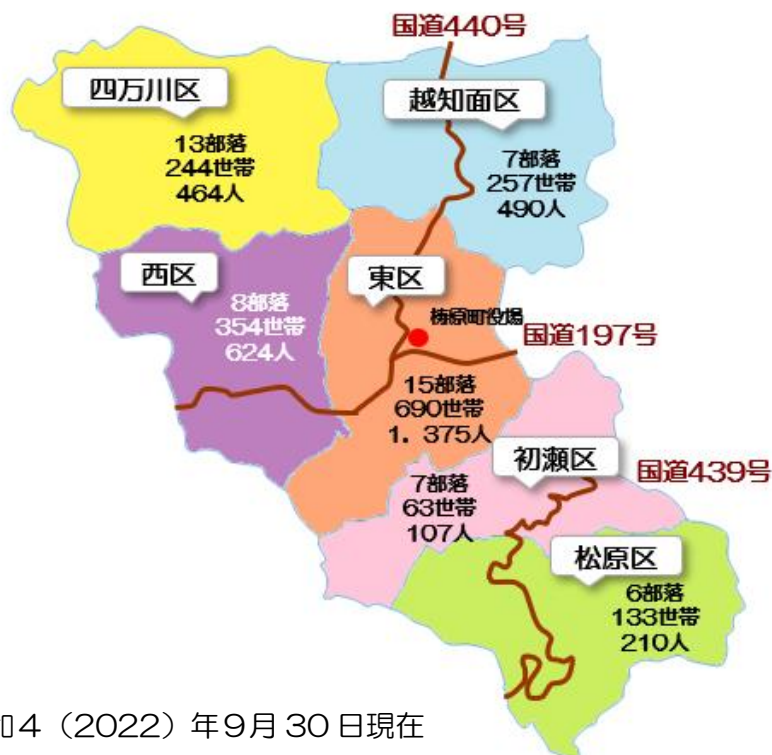
茶堂は慶長 9（1604）年から 11（1606）年にかけて津野山郷各村々に「厄払招福」の祭りをする場として起こり、道行く人々に茶菓の接待が輪番で行われるなど、これまで信仰と心情と社交の場として大切に守られてきました。

今もこの精神は住民の伝統文化として根付いています。

2. 区制・部落制度

明治 22（1889）年の町村制実施の時、梶原、越知面、四万川、初瀬、中平、松原の 6 か村が 1 つの自治区「西津野村」となり、明治 45 年（1912 年）梶原村と改称した際、中平が松原区に集約、梶原が東区と西区に分かれることで現在の区、部落制ができました。

本町は 6 つの自治区の区長を中心に、それぞれ合議により、自治活動を行なっています。また、この区、部落制には町と一体的な取り組みの仕組みが確立していて、そのネットワークは網の目のように張りめぐらされています。



3. 福祉村宣言から福祉のまちづくり宣言へ

本町では、昭和 39 年に「福祉村宣言」を行い、一人ひとりが村を愛し、力を合わせて「新しい村づくり」に邁進する決意を表明しました。

半世紀が過ぎ、取り巻く社会環境は大きく変化しています。少子高齢化も顕著となり、地域で支える人がいなくなるという危機的状況となった現在においても、福祉村宣言の内容は今日に通じる施策であり、本町の歩んできたまちづくりにつながっています。

そこで本町では、平成 26 年を「福祉元年」と位置付け、梶原町社会福祉協議会と共に地域福祉推進に取り組んでいく新たなスタートとし、「福祉村宣言」を引き継ぎ、「福祉のまちづくり宣言」を行っています。

福祉村宣言（昭和 39 年）

- 一、まず、健康な身体をつくる
- 二、子供は計画的に生んで立派に育てる
- 三、社会福祉施設の整備充実をはかる
- 四、給水施設の充実を促進する
- 五、地域差をなくする

私たち梶原人は、昭和 39 年に一人ひとりが村を愛し、力を合わせて「新しい村づくり」に邁進する決意を表明し、「福祉村宣言」をいたしました。

以来、時代は昭和から平成へと移り変わり、激動する時代の中で、先人は常に未来を見つめながら「決断と実行」を繰り返し、今日の梶原町を築いてきました。

しかしながら、人口の減少には歯止めをかけることができず、このままでは梶原という地域社会が、消滅する恐れがあります。

四国カルスト台地に抱かれた森林から生まれた水が、清流四万十川となり、棚田をうるおし、やがて黄金色に輝くとき、鎮守の森では津野山神楽太鼓と子供達の笑い声がハーモニーを奏でている、そんな梶原の 1,100 年の文化を、私たちの代で無くすことはできません。

生活環境整備が進む今こそ、過去に学び、未来を自分たちで築いていくことが私たちの使命であります。そのために、私たちは、今、皆の願いである「住み慣れた地域で暮らし続けたい」という思いを実現するために健康・環境・教育・産業・文化・くらしの幸せを感じる「まちづくり」を目指します。

私たちは、半世紀にわたる「福祉村宣言」を心に刻み、人と人の絆を大切にし、個性を尊重し、皆で支え合う、「福祉のまちづくり」を宣言します。

平成 26 年 11 月 3 日

高知県 梶原町

第2節 統計データ等からみる現状

1. 人口の状況

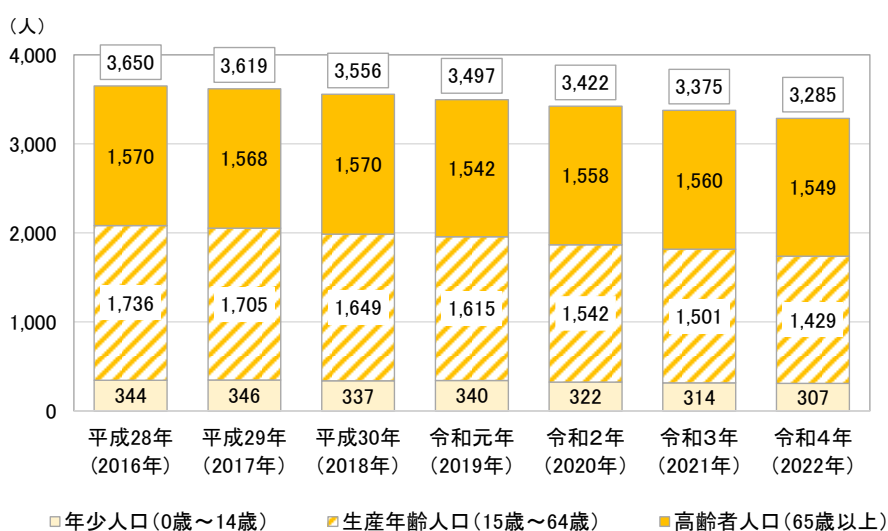
(1)人口

総人口は減少しており、令和4年には3,285人となっています。

3つの世代に分類した年齢別人口を見ると、年少人口、生産年齢人口が減少している一方で、高齢者人口は年により増減しています。

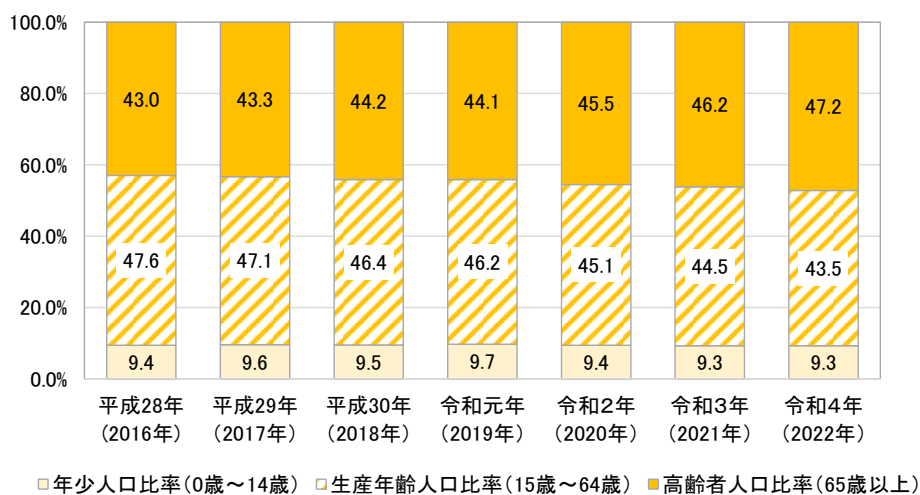
また、年齢別人口の割合を見ると、生産年齢人口割合の減少傾向と高齢者人口割合の増加傾向が顕著になっています。

■人口年齢別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在・令和4年のみ9月末日）

■人口年齢別人口割合の推移



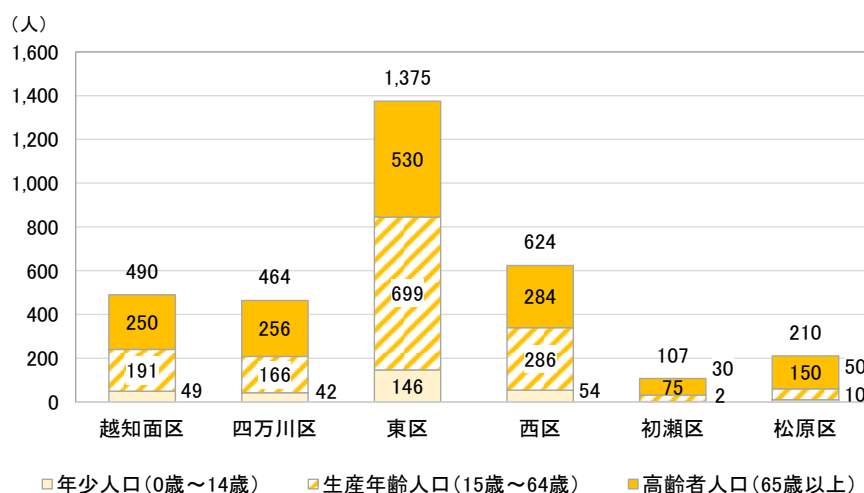
資料：住民基本台帳（各年3月末現在・令和4年のみ9月末日）

(2)地区別人口

地区別の人口を比較して見ると、東区が1,375人と他の区に比べ多く、松原区が210人、初瀬区が107人と少なくなっており、町内でも人口の差が大きく開いています。

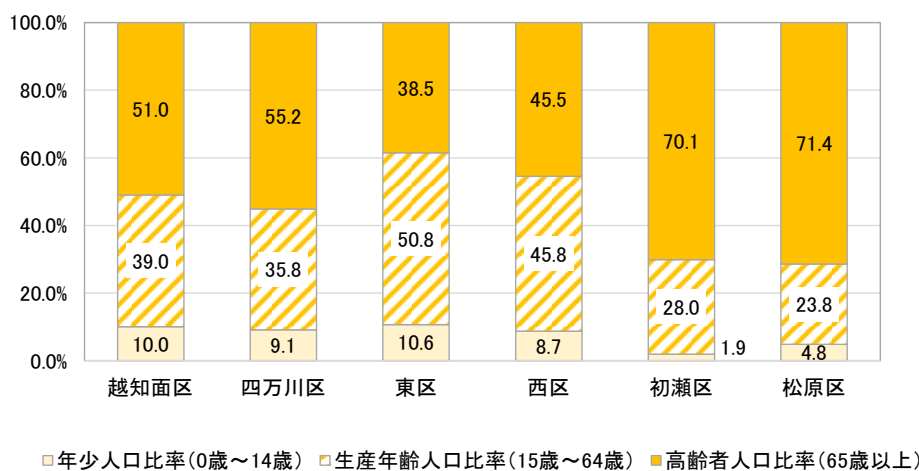
また、年齢別の人口割合を地区別に比較して見ると、最も人口が多い東区では生産年齢人口が50.8%、高齢者人口が38.5%となっています。一方、松原区では高齢者人口割合が70%以上を占めており、地区によって人口構成も大きく異なることが分かります。

■□年齢別人口の地区別比較



資料：住民基本台帳（令和4年9月末日）

■□年齢別人口割合の地区別比較



資料：住民基本台帳（令和4年9月末日）

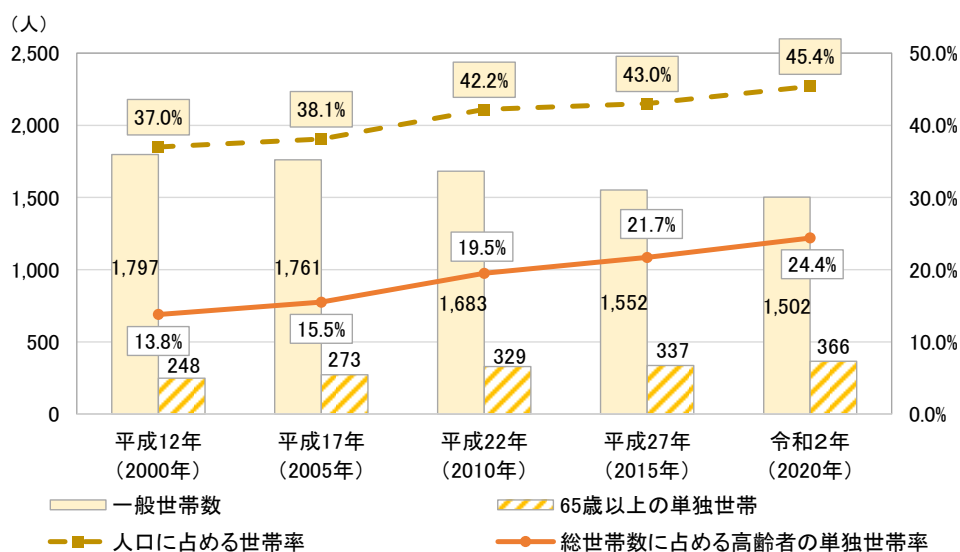
(3)世帯数の推移

世帯数を見ると、平成12年の1,797世帯から一貫して減少しており、令和2年には1,502世帯となっています。

また、65歳以上の単独世帯数は増加しており、令和2年に366世帯となっています。

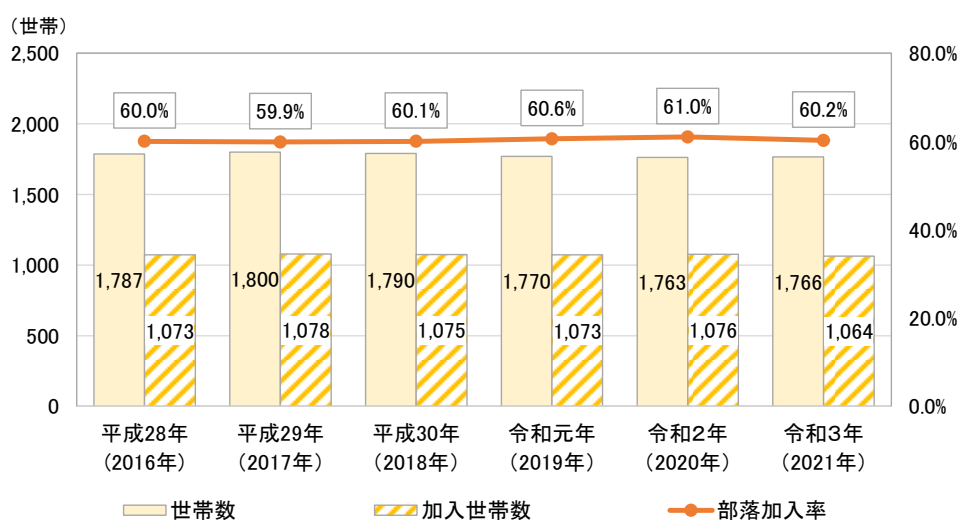
部落への加入世帯率の推移を見ると、おおよそ6割で推移しています。

■□世帯数・1世帯あたり人口の推移



資料：国勢調査

■□部落加入世帯数



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

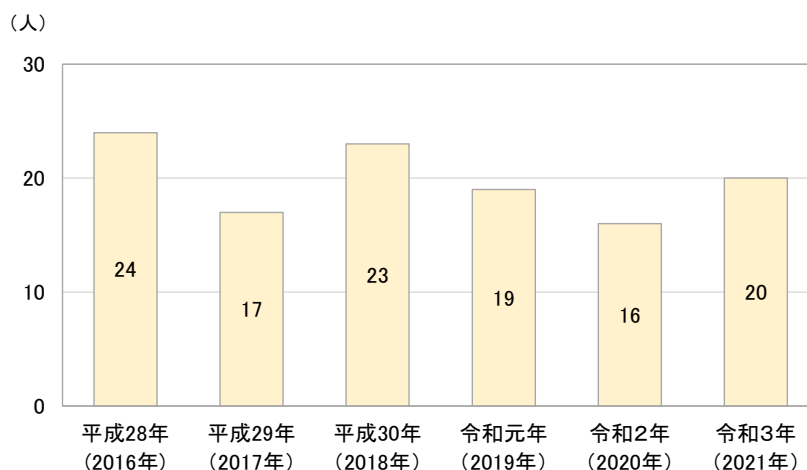
2. 子どもの状況

(1) 出生数の状況

出生数は年により増減しており、おおよそ 20 人程度で推移しています。

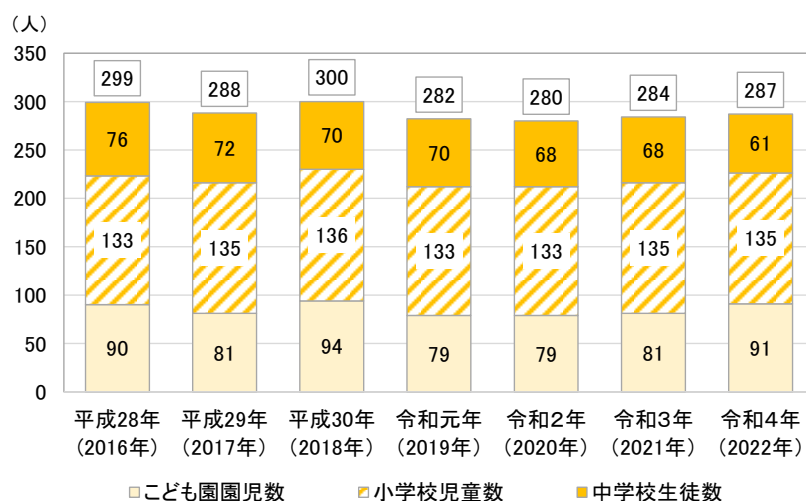
児童・生徒数も同様に年により増減がありますが、令和元年以降は 280 人程度で推移しています。

■出生数の推移



資料：高知県年報統計表（各年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの合計）

■児童・生徒数の推移

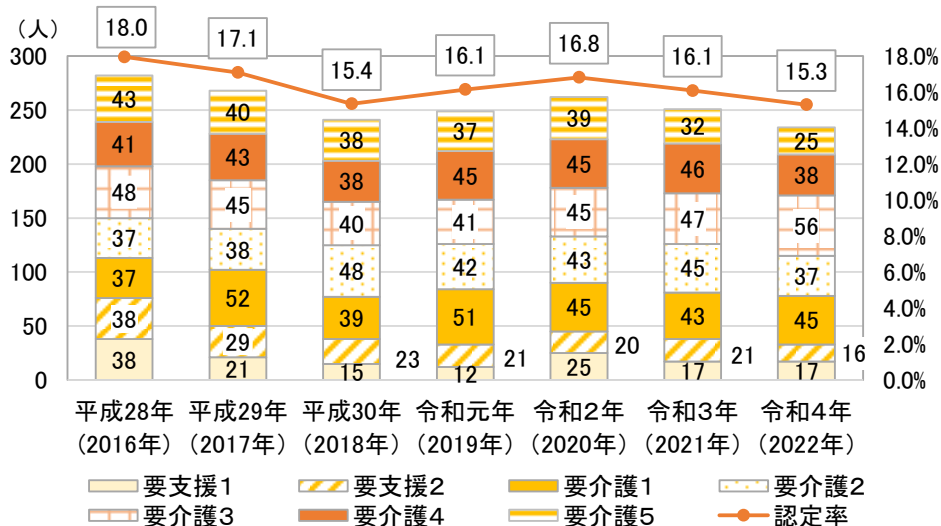


資料：学校基本調査（各年 5 月）

3. 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護度別認定者数を見ると、令和4年時点では、要介護3から5の方が認定者の50%を占めています。認定率は令和4年時点で15.3%となっています。

■要介護度別認定者数の推移



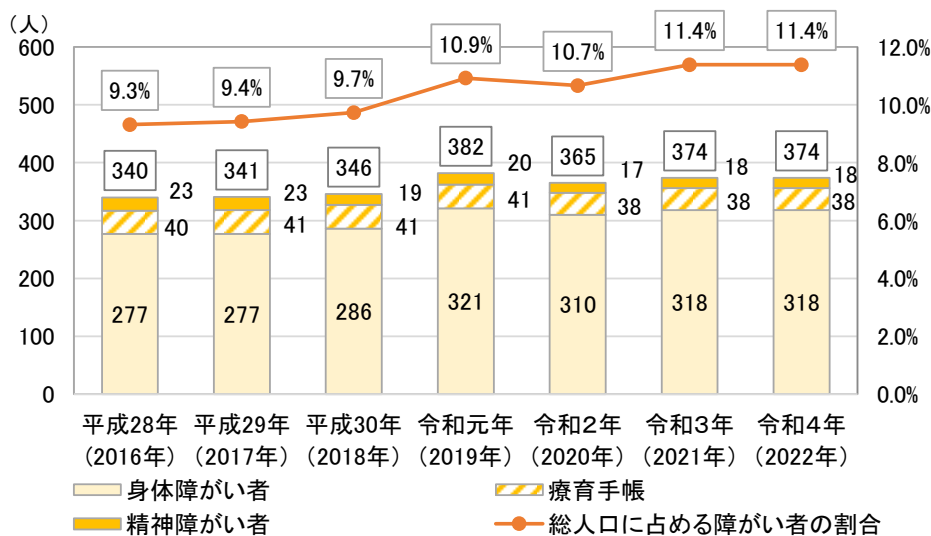
資料：「見える化」システム（各年3月末）

4. 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳交付者（総数）の状況

障害者手帳交付者（総数）は令和4年では374人となっています。また、総人口に占める障がい者の割合は11.4%と平成28年の9.3%から2.1ポイント上昇しています。

■障害者手帳交付者（総数）の推移



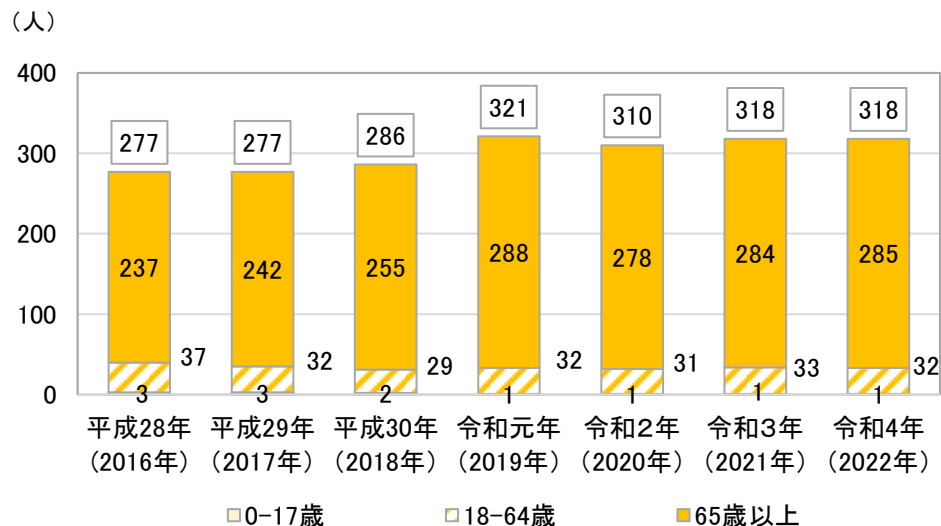
資料：保健福祉課（各年3月末現在）

(2)身体障害者手帳交付者の状況

身体障害者手帳交付者の推移を見ると、令和3年以降は318人となっています。交付者の大半は65歳以上の高齢者が占めています。

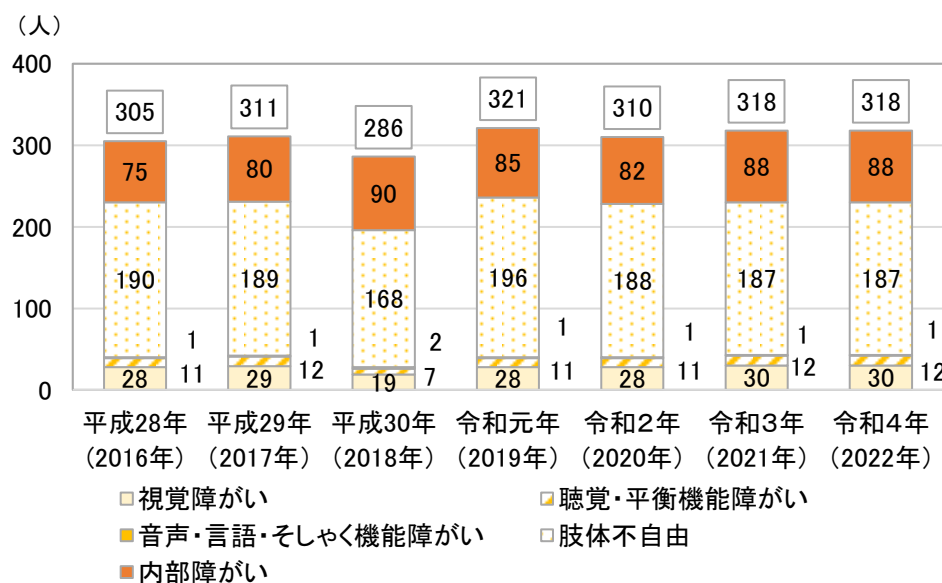
また、障がい種別に見ると、令和4年では肢体不自由が187人、内部障がいが88人と多く、等級別では、1級・3級・4級が他の等級に比べて多くなっています。

■□年齢別身体障害者手帳交付者数の推移



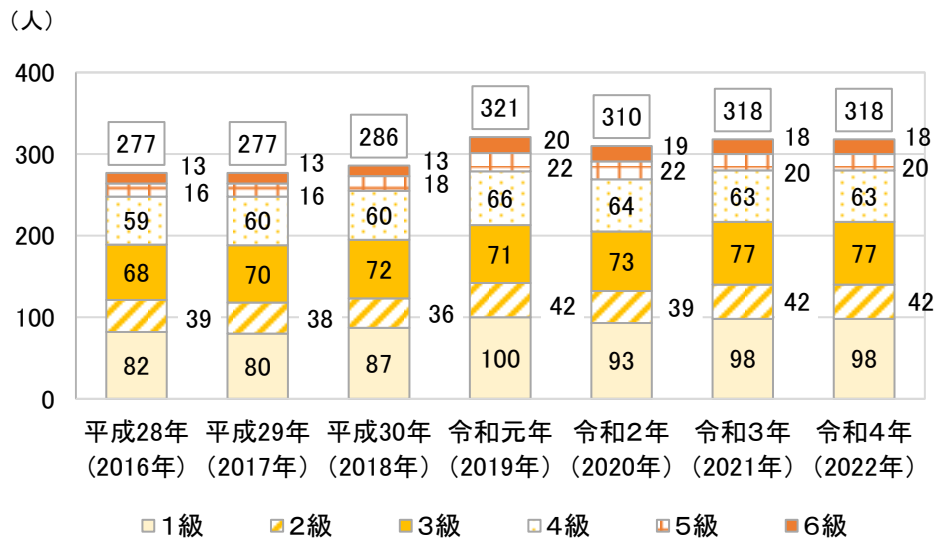
資料：保健福祉課（各年3月末現在）

■□障害種別身体障害者手帳交付者数の推移



資料：保健福祉課（各年3月末現在）

■□等級別身体障害者手帳交付者数の推移

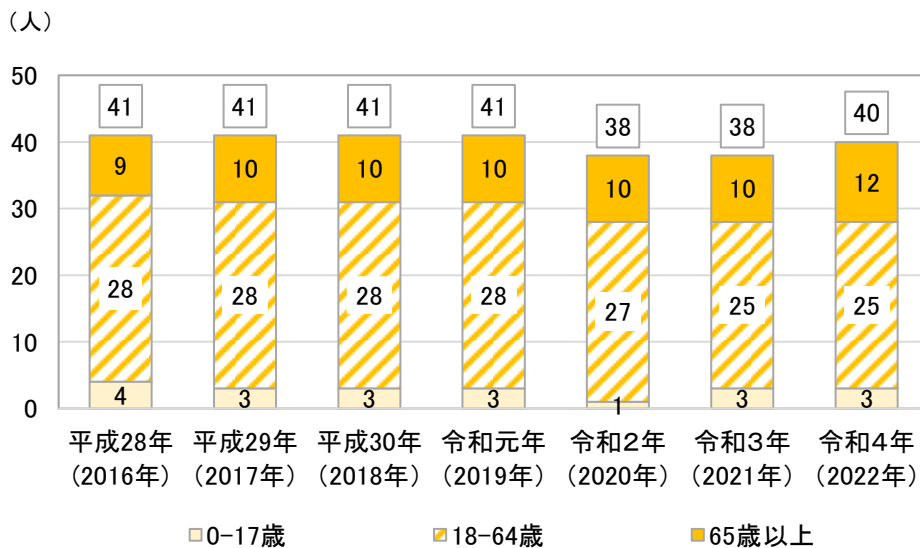


資料：保健福祉課（各年3月末現在）

(3)療育手帳交付者の状況

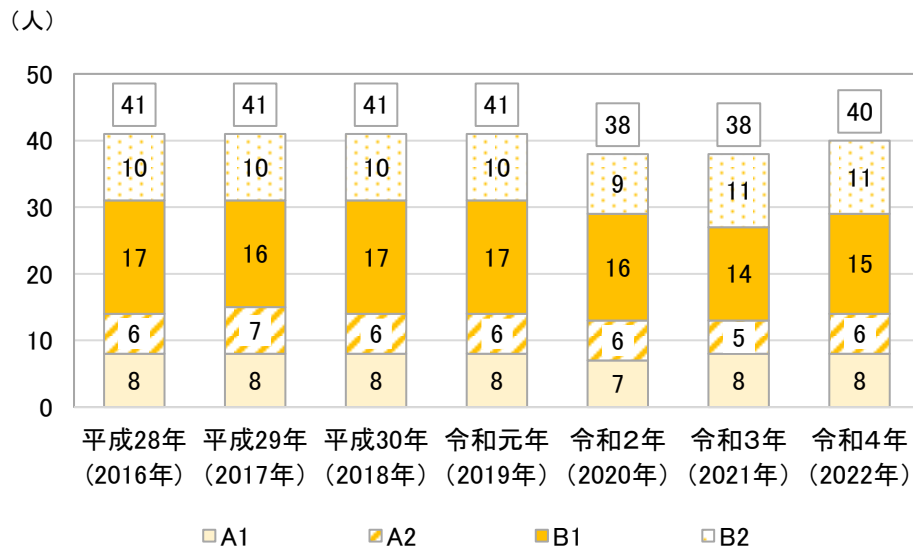
療育手帳交付者の総数を見ると、令和4年に40人となっています。年齢別に見ると、18-64歳の交付者が多くなっています。

■□年齢別療育手帳交付者数の推移



資料：保健福祉課（各年3月末現在）

■□等級別療育手帳交付者数の推移



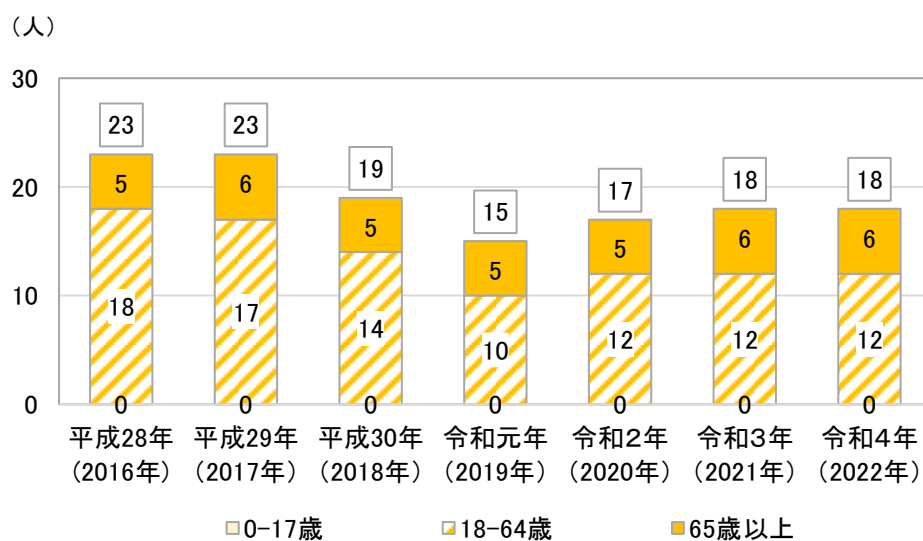
資料：保健福祉課（各年3月末現在）

(4)精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付者の総数を見ると、令和元年に15人に減少していましたが、令和3年に18人となっています。年齢別に見ると、令和3年時点で18-64歳が12人、65歳以上が6人となっています。

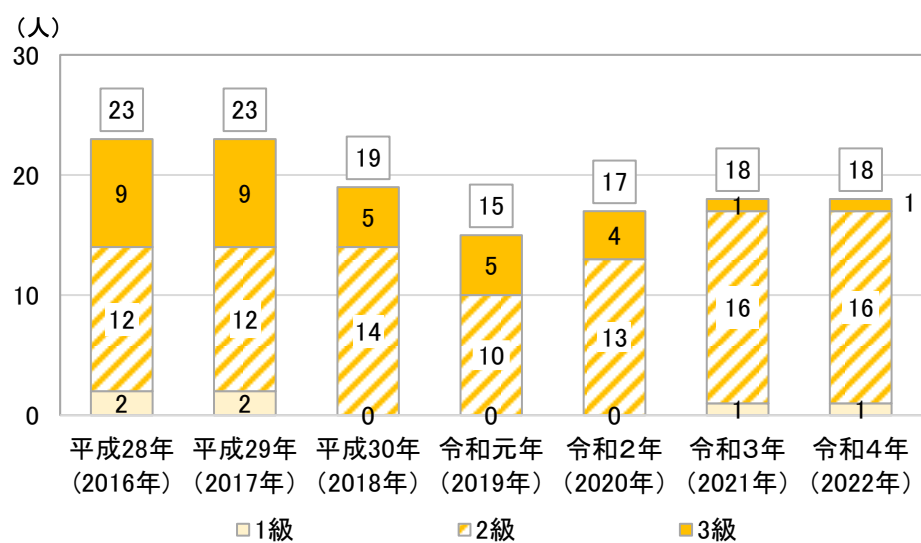
また、等級別に見ると令和3年に3級が1人に減少し、2級が16人に増加しています。

■□年齢別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



資料：保健福祉課（各年3月末現在）

■□等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



資料：保健福祉課（各年3月末現在）



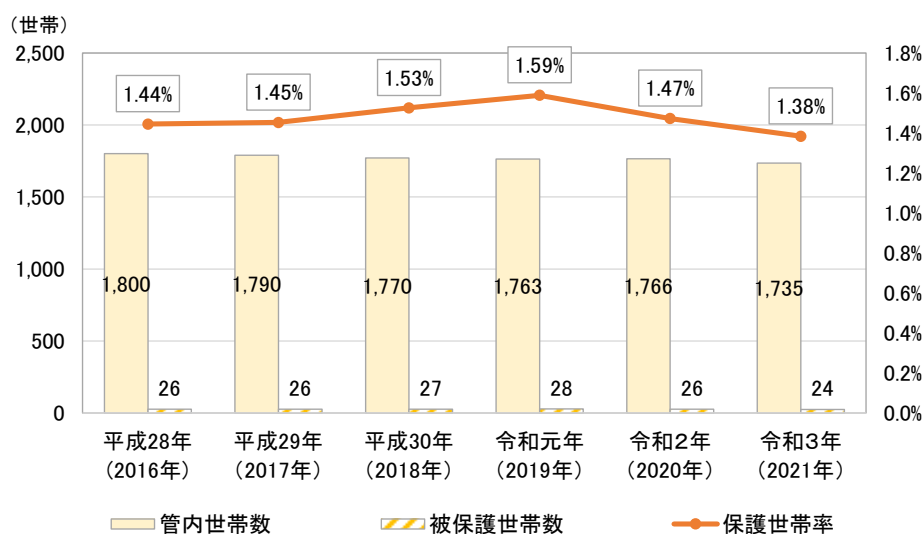
5. その他、支援を要する人の状況

(1)生活保護世帯

生活保護世帯数の推移を見ると、平成28年から令和3年にかけて24から28人で推移しており、保護世帯率は令和3年時点で1.4%となっています。

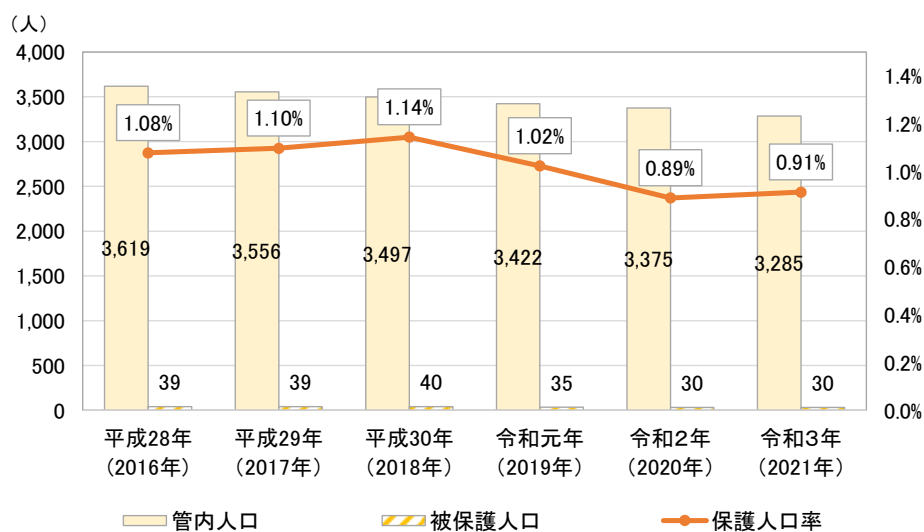
生活保護被保護人口を見ると、平成30年の40人以降減少しており、令和3年には30人となっています。保護人口率は令和3年時点で0.9%となっています。

■生活保護世帯数と保護世帯率の推移



資料：住民基本台帳(令和4年7月末日)

■生活保護被保護人口と保護人口率の推移



資料：住民基本台帳(令和4年7月末日)

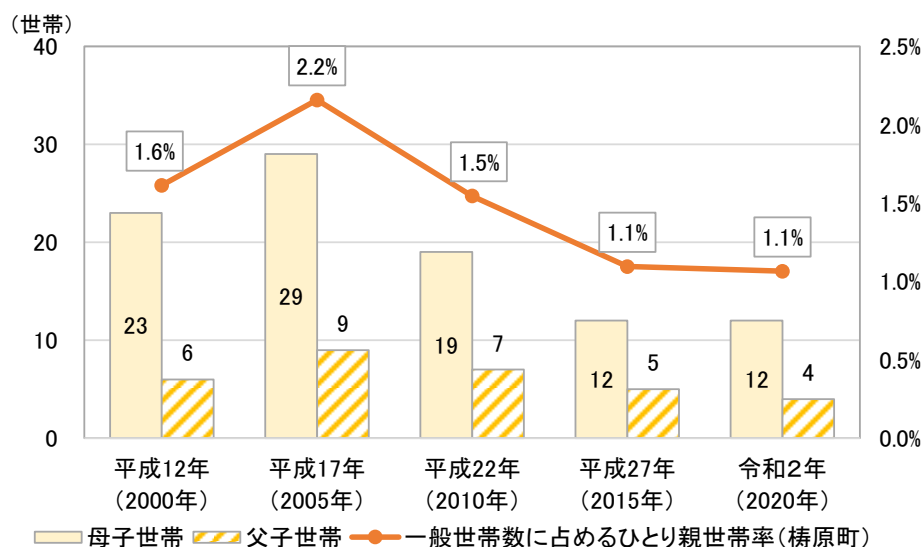
(2)ひとり親世帯

ひとり親世帯数の推移を見ると、平成17年の38世帯から減少し、令和2年には16世帯となっています。

内訳を見ると、令和2年では母子世帯が12世帯、父子世帯が4世帯となっています。

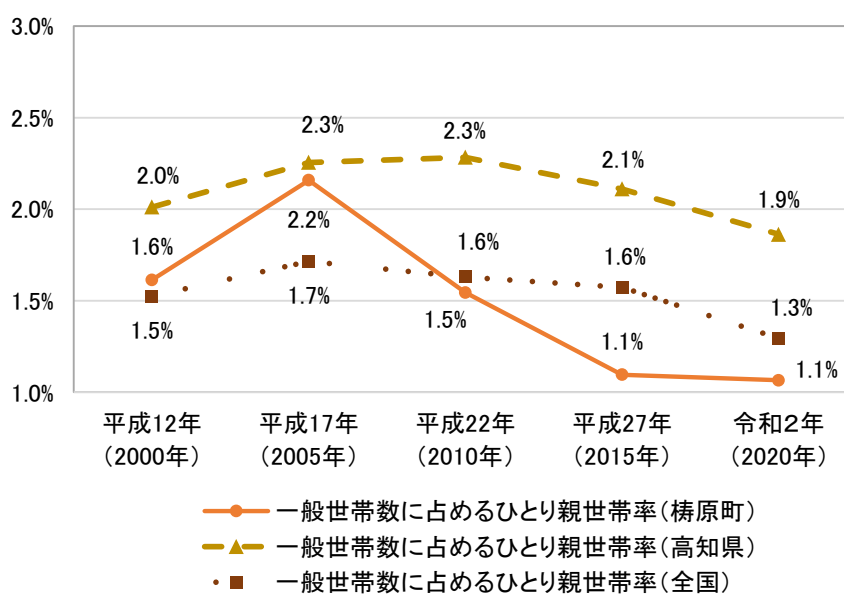
また、一般世帯数に占めるひとり親世帯率を見ると、令和2年時点で1.1%となっており、国、高知県と比べると低くなっています。

■□ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

■□一般世帯数に占めるひとり親世帯率



資料：国勢調査

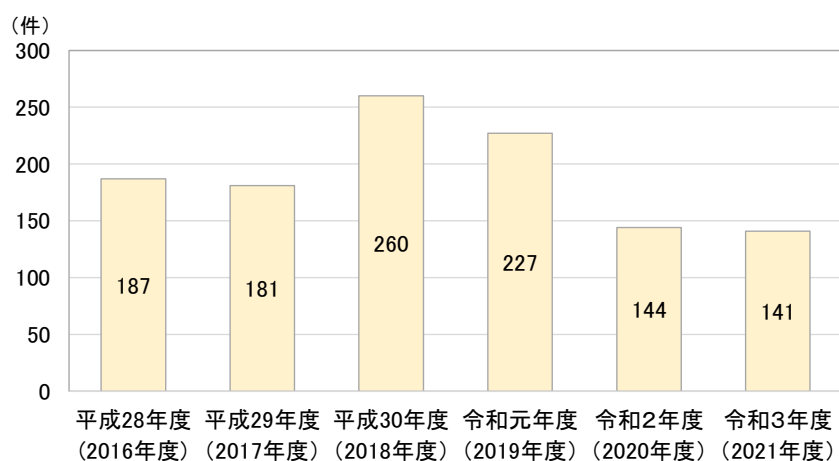
6. 地域の支援者の状況

(1) 民生委員・児童委員

現在本町では、12名の民生委員・児童委員と2名の主任児童委員が活動されています。

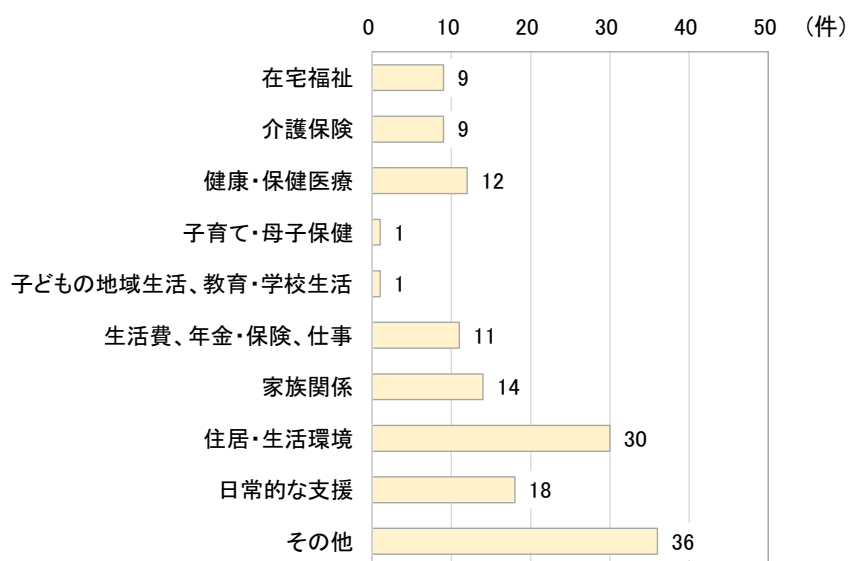
民生委員・児童委員への相談件数は令和3年では141件となっており、相談内容の内訳を見ると、「住居・生活環境」や「日常的な支援」にすることが多くなっています。

■□相談延べ件数



資料：保健福祉課（令和4年3月末時点）

■□相談内容



資料：保健福祉課（令和4年3月末時点）



コラム 民生委員・児童委員、主任児童委員って？

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、適切な支援やサービスのつなぎ役として、社会福祉の増進に努める人のことです。児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。

主任児童委員は、子どもの関係機関と民生委員との連絡調整を図り、活動の援助や支援を行います。

(2) ボランティア団体

令和3年度末時点で9団体のボランティア団体、NPO 法人が活動されています。

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
ボランティア団体数	1	1	2	2	2	2
NPO 法人数	4	4	7	7	7	7
計	5	5	9	9	9	9

資料：保健福祉課（令和4年3月末時点）

7. 集落活動センターの状況

集落活動センターは「地域住民が主体となって近隣の部落との連携を図り、地域外の人材も活用しながら生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに地域ぐるみで取り組む仕組み」で、各区の集会所や旧小学校跡地を拠点施設として町内6区すべてに整備されています。

「できる事から進める」を合言葉に、どの区においても既存の団体や企業と連携を図りながら地域を活性化し維持するための活動や、人材育成、商業の開発による物と人の交流など幅広い活動を行っています。その中で配食サービスや高齢者の見守り活動などの福祉活動や自主防災活動など、地域で住民が主体となって支え合い、助け合う仕組みづくりを行っています。

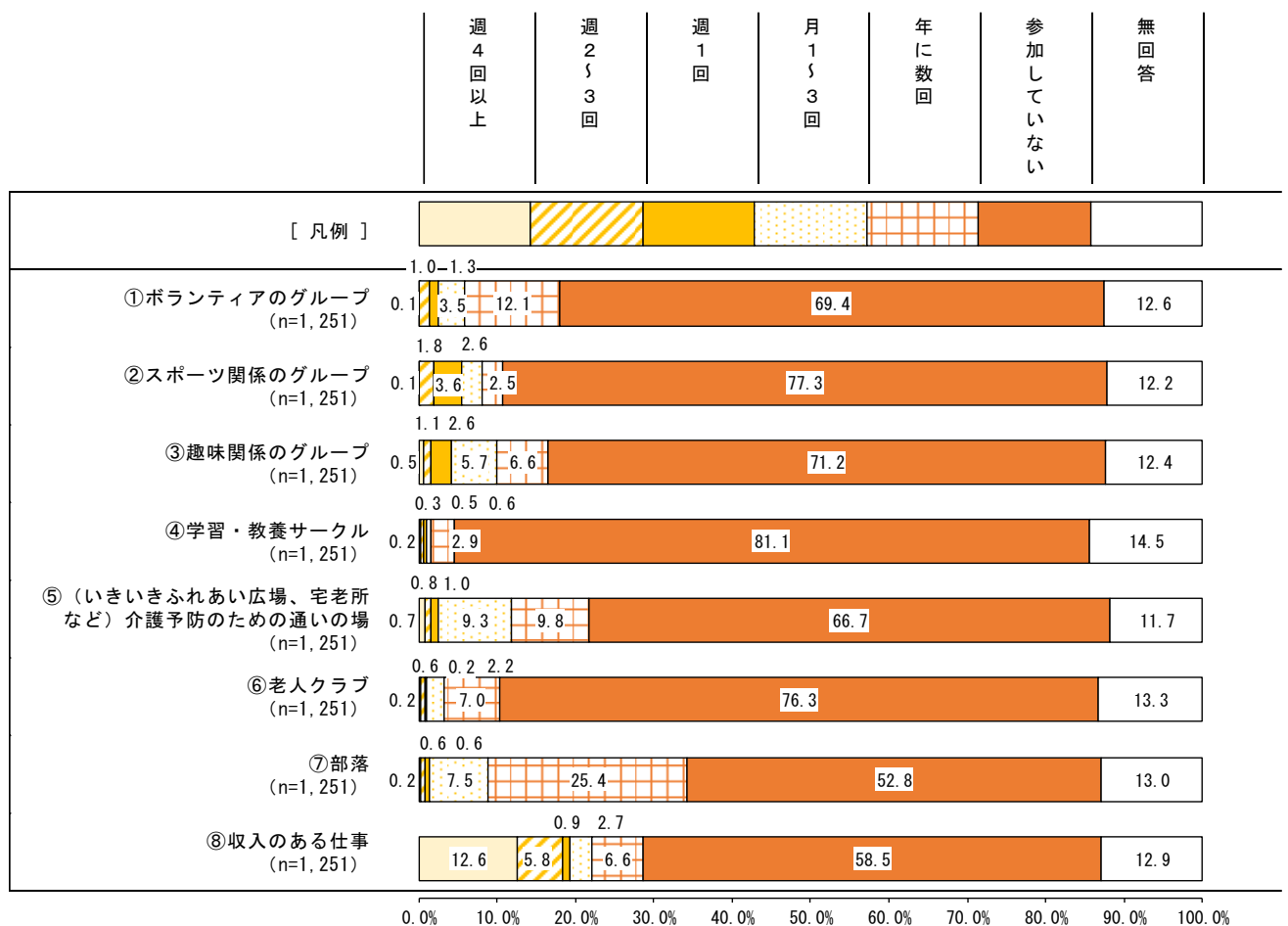
第3節 アンケート調査からみる現状

Ⅰ. 地域活動への参加状況・参加意向

(1) 高齢者の参加状況

高齢者の地域活動への参加状況（「参加していない」・「無回答」以外の合計値）は「⑦部落」が最も多く、34.3%の方が参加しています。次いで「⑧収入のある仕事」が28.6%、「⑤（いきいきふれあい広場、宅老所など）介護予防のための通いの場」が21.6%となっています。

問：以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加しているか。



資料：梶原町 介護予防・日常生活圏域二ズ調査（令和2年度）

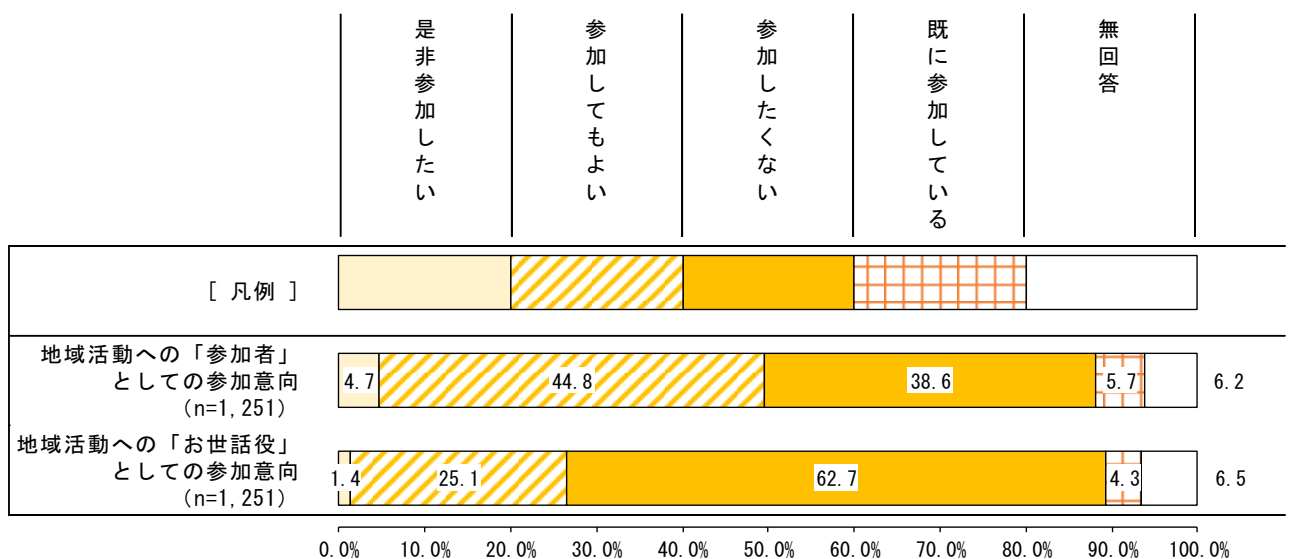
(2)高齢者の参加意向

高齢者の地域活動への『参加者』としての参加意向（「是非参加したい」・「参加してもよい」の合計値）は49.5%となっており、「参加したくない」が38.6%となっています。

また、地域活動への『お世話役』としての参加意向（「是非参加したい」・「参加してもよい」の合計値）は26.5%となっており、「参加したくない」が62.7%となっています。

問：地域住民のボランティアによって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、その活動に参加者として参加してみたいと思うか。

問：地域住民のボランティアによって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、その活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思うか。



資料：梶原町 介護予防・日常生活圏域二エズ調査（令和2年度）

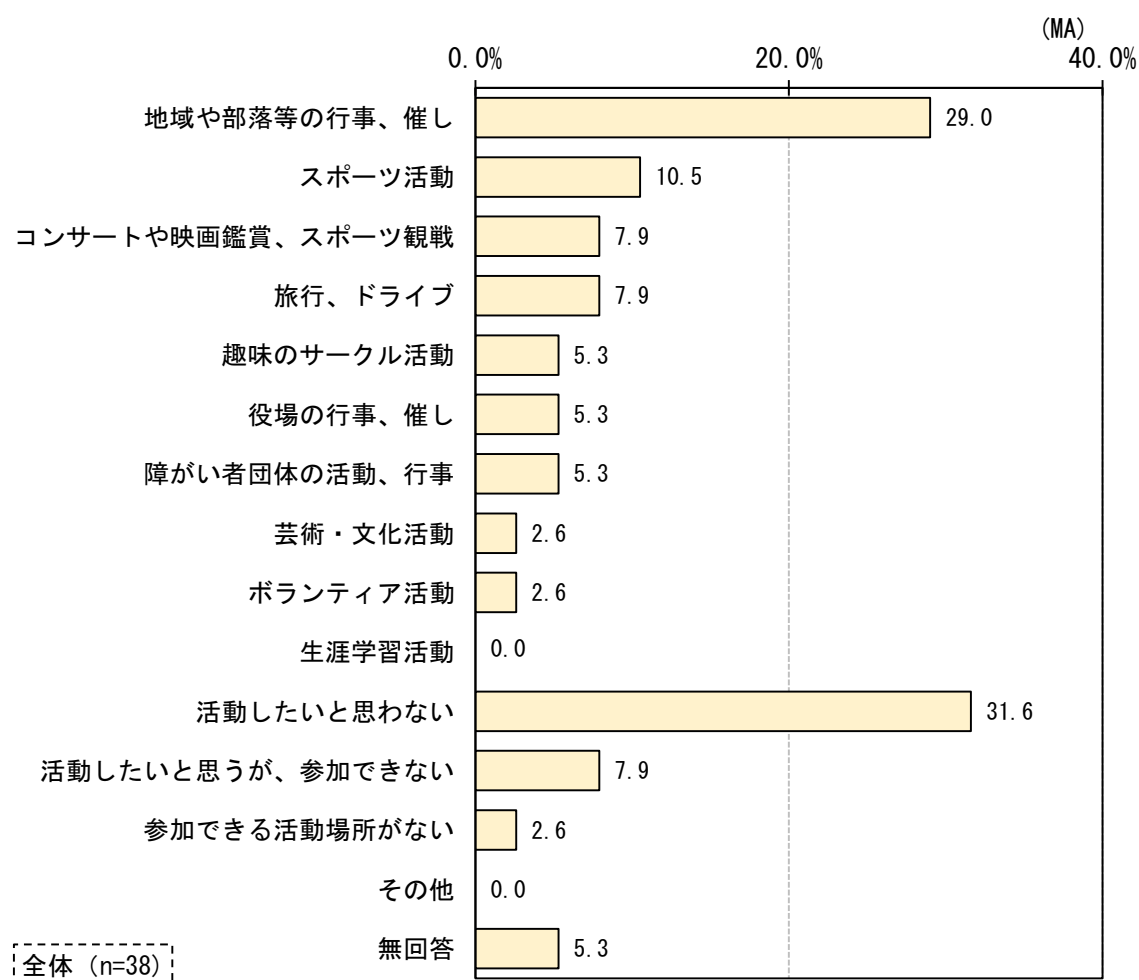


(3)障がいのある人の社会活動への参加状況

障がいのある人の社会活動への参加状況は、「地域や部落等の行事、催し」が最も多く、29.0%の方が参加しています。次いで「スポーツ活動」が 10.5%、「コンサートや映画鑑賞、スポーツ観戦」「旅行、ドライブ」が 7.9%となっています。

また、社会活動に参加していない割合としては、「活動したいと思わない」が 31.6%、「活動したいと思うが、参加できない」が 7.9%、「参加できる活動場所がない」が 2.6%となっています。

問：この1年間に、趣味やスポーツ、芸術文化活動などの社会活動をしたか。



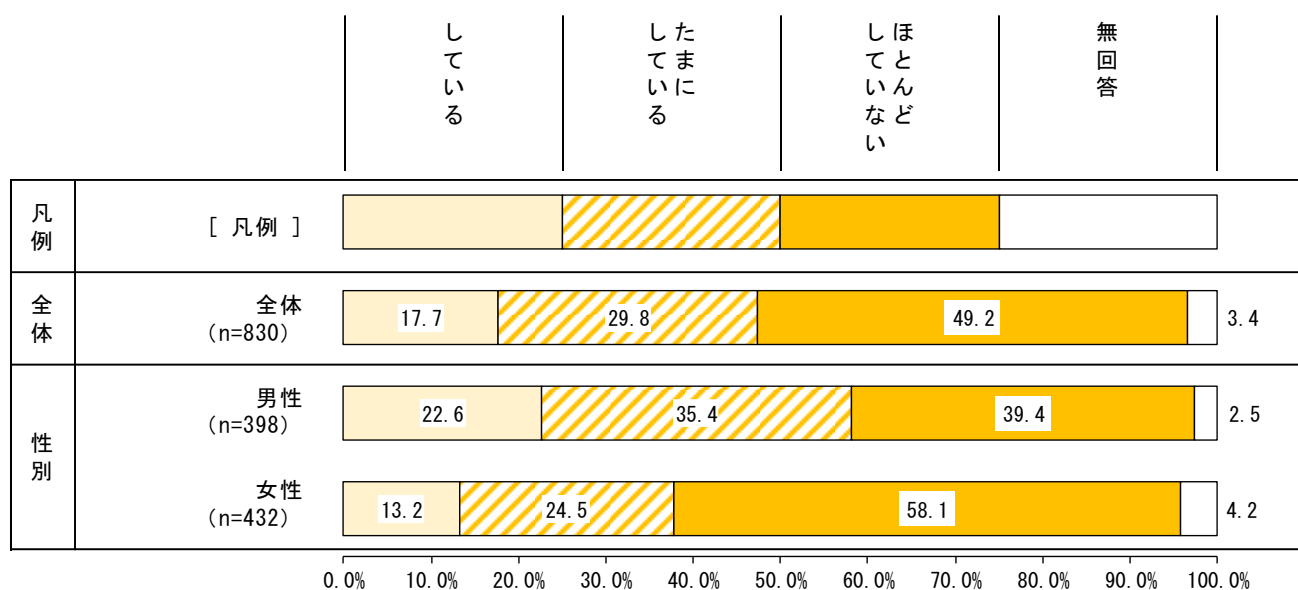
資料：梶原町 障がい福祉に関するアンケート調査（令和2年度）

(4)住民の参加状況

地域活動やボランティア活動の実施状況（「している」・「たまにしている」の合計値）は、47.5%となっており、「ほとんどしていない」が49.2%となっています。

また、性別に見ると、男性の実施状況が58.0%、女性の実施状況が37.7%となっています。

問：地域活動やボランティア活動をしたか。



資料：梶原町 令和2年度生活習慣アンケート（令和2年度）



地域活動への参加状況は、ほとんどの活動で「（参加）していない」割合が高くなっていますが、高齢者の「『参加者』としての参加意向」は約半数となっており、地域活動への参加意向も見られます。

地域活動への参加率向上のため、活動の周知を行うとともに、活動の担い手として意向のある方を活動の場に促すなど、様々な取り組みが必要です。



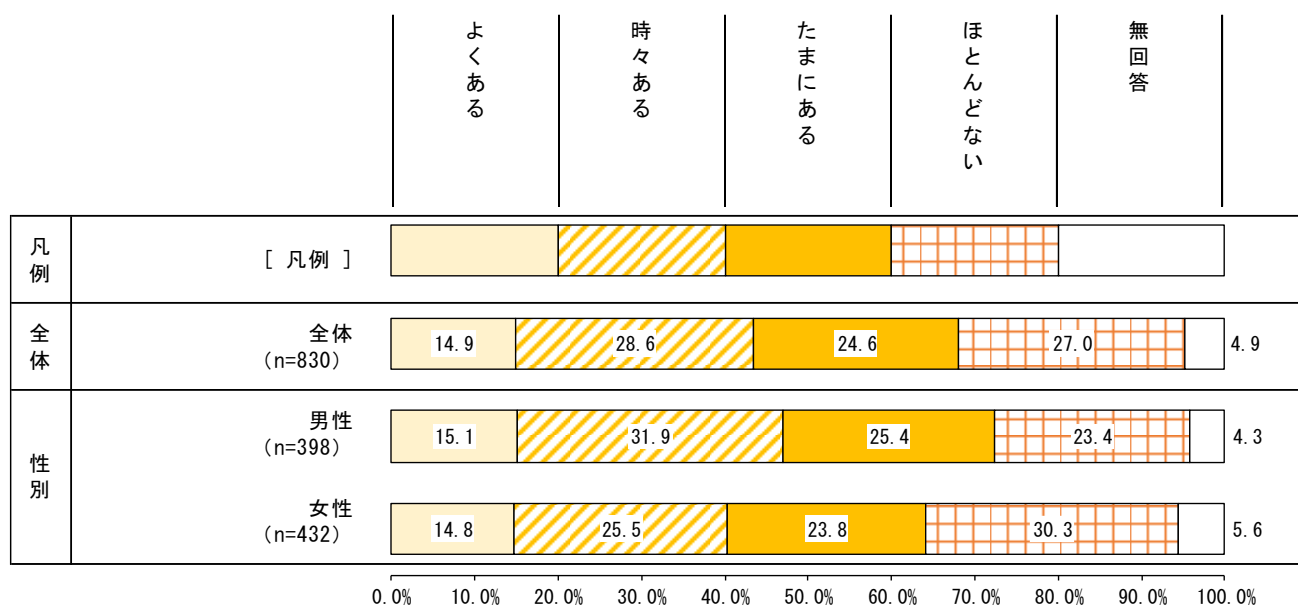
2. 達成感や充実感

(1) 地域での役割と達成感・充実感

地域での役割を担い、達成感や充実感を感じている割合（「よくある」・「時々ある」・「たまにある」の合計値）は、68.1%となっており、「ほとんどない」が27.0%となっています。

また、性別に見ると、男性の達成感や充実感を感じている割合が72.4%、女性の達成感や充実感を感じている割合が64.1%となっています。

問：あなたは家族または地域で何らかの役割を担い、達成感や充実感を感じることがあるか。



資料：梶原町 令和2年度生活習慣アンケート（令和2年度）



地域での役割を担い、達成感や充実感を感じている割合は約7割近くあるものの、「よくある」と答えた方は全体で約15%となっています。

また、女性よりも男性のほうが、何らかの役割を担い、達成感や充実感を感じている方が多くなっています。

より多くの方が達成感や充実感を感じることができる活動や取り組みを目指し、性別や年代を問わず、地域での役割を担える環境づくりが求められます。

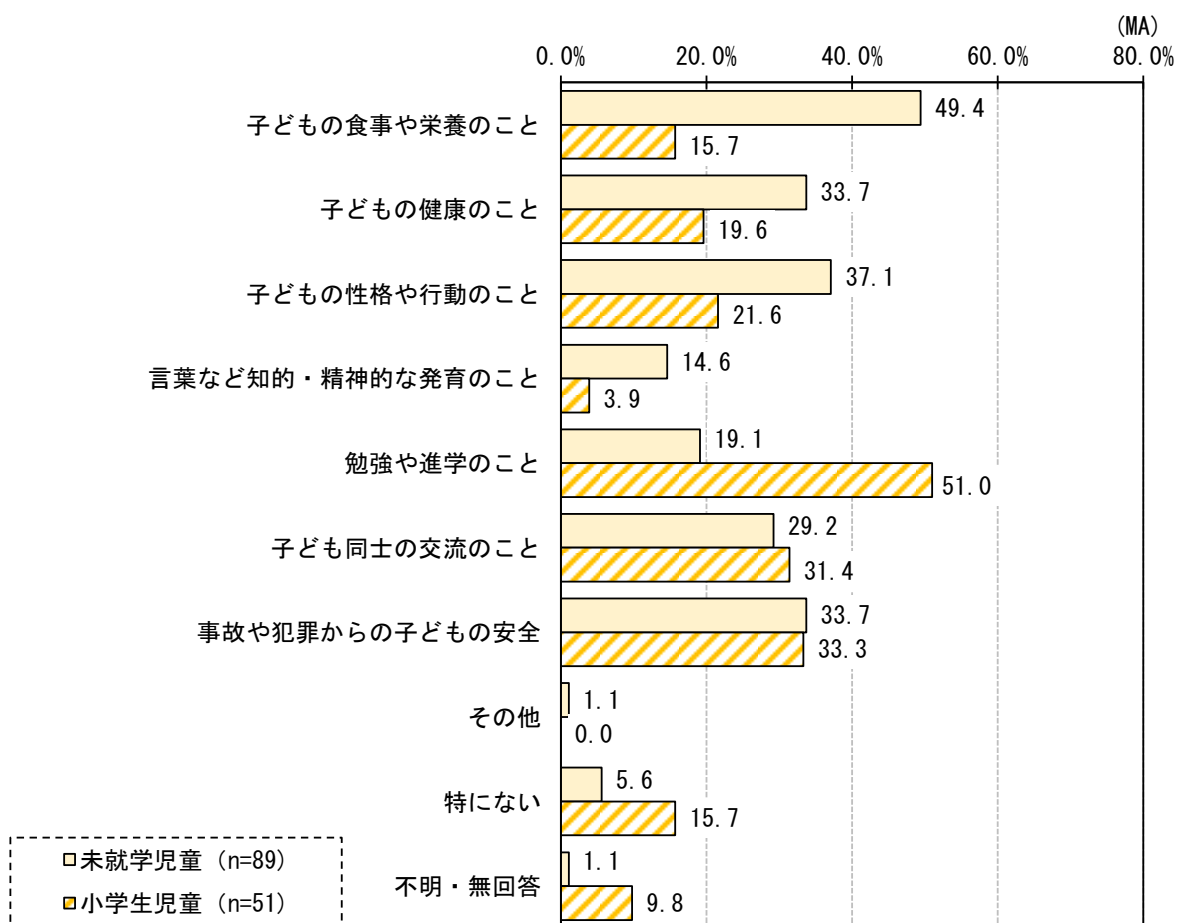
3. 困りごとや悩み事

(1)子どもに関する悩み

保護者の方が子育てをするうえで、子どもに関する悩みとして、就学前児童は「食事や栄養のこと」が最も多く 49.4%となっており、次いで「子どもの性格や行動のこと」が 37.1%、「子どもの健康のこと」「事故や犯罪からの子どもの安全」が 33.7%となっています。

小学生児童では「勉強や進学のこと」が 51.0%と高く、次いで「事故や犯罪からの子どもの安全」が 33.3%、「子ども同士の交流のこと」が 31.4%となっています。

問：子育てに関して、どのような不安や悩みがあるか。【ア.子どものこと】



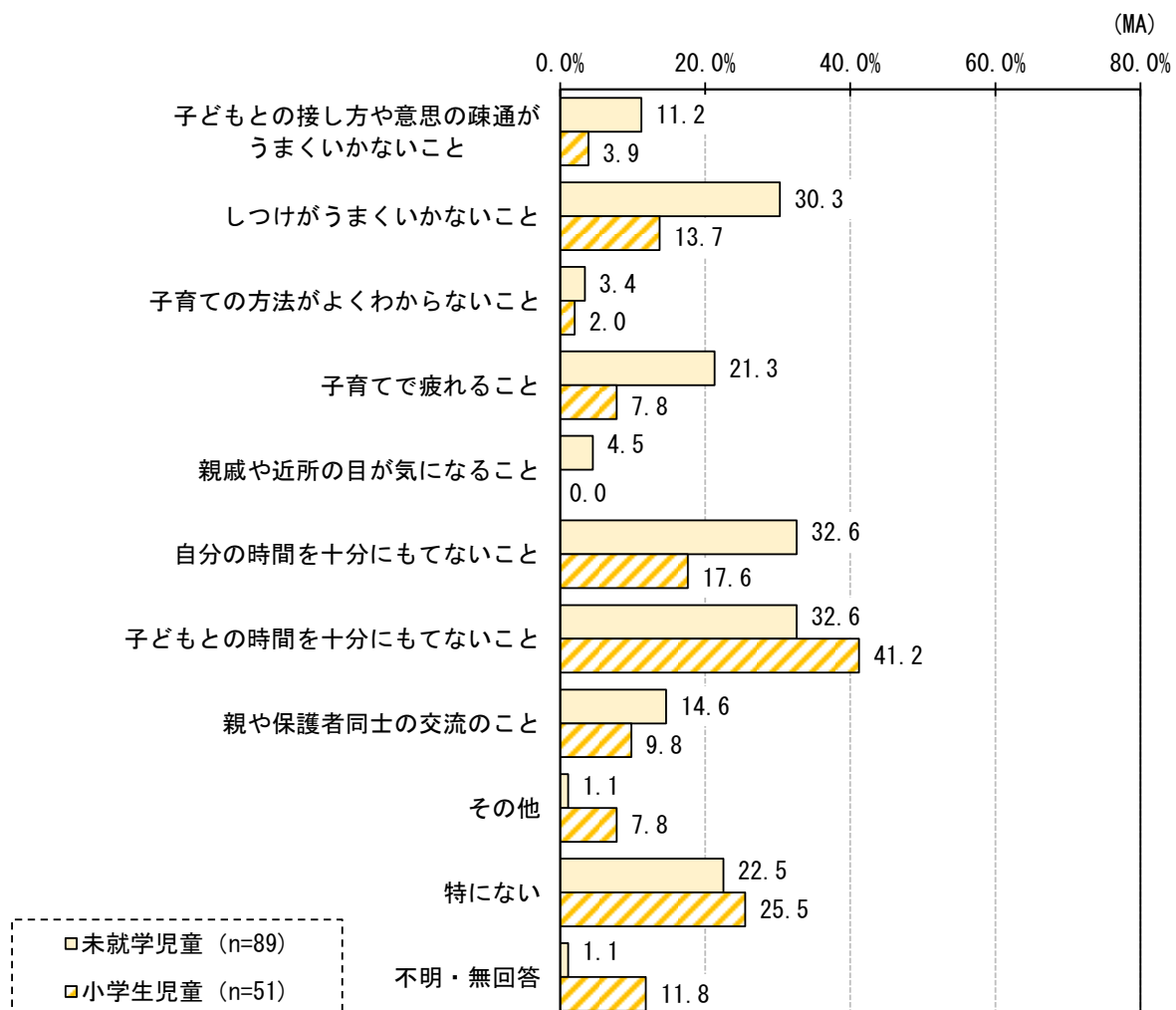
資料：梶原町 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査（平成 30 年度）

(2)保護者や家庭における育児への不安や悩み

保護者自身の不安や悩みとして、就学前児童は「自分の時間を十分に持てないこと」「子どもとの時間を十分に持てないこと」が 32.6%と最も多く、次いで「しつけがうまくいかないこと」が 30.3%となっています。小学生児童は「子どもとの時間を十分に持てないこと」が 41.2%と最も多く、次いで「特にない」が 25.5%となっています。

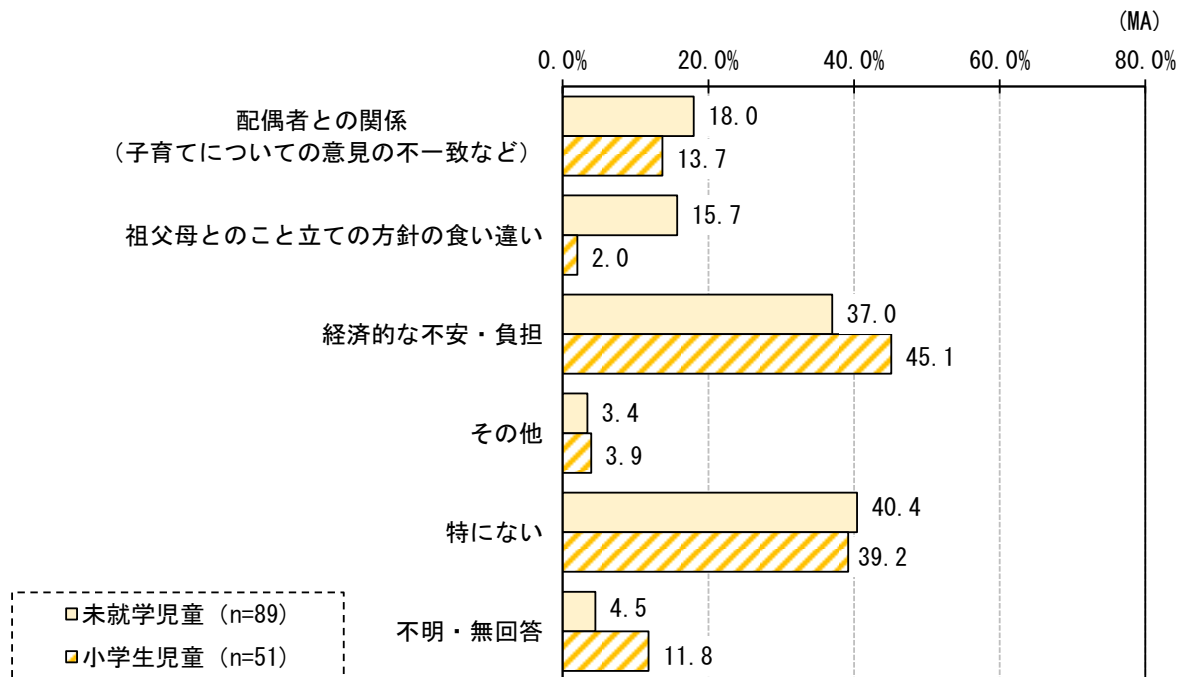
また、家庭における育児をするうえでの不安として、就学前児童では「特にない」が 40.4%と最も多いですが、「経済的な不安・負担」が 37.0%となっています。小学生児童は「経済的な不安・負担」が 45.1%と最も多く、次いで「特にない」が 39.2%となっています。

問：子育てに関して、どのような不安や悩みがあるか。【イ. 自分のこと】



資料：梶原町 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査（平成 30 年度）

問：子育てに関して、どのような不安や悩みがあるか。【ウ.家庭のこと】



資料：梶原町 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査（平成 30 年度）

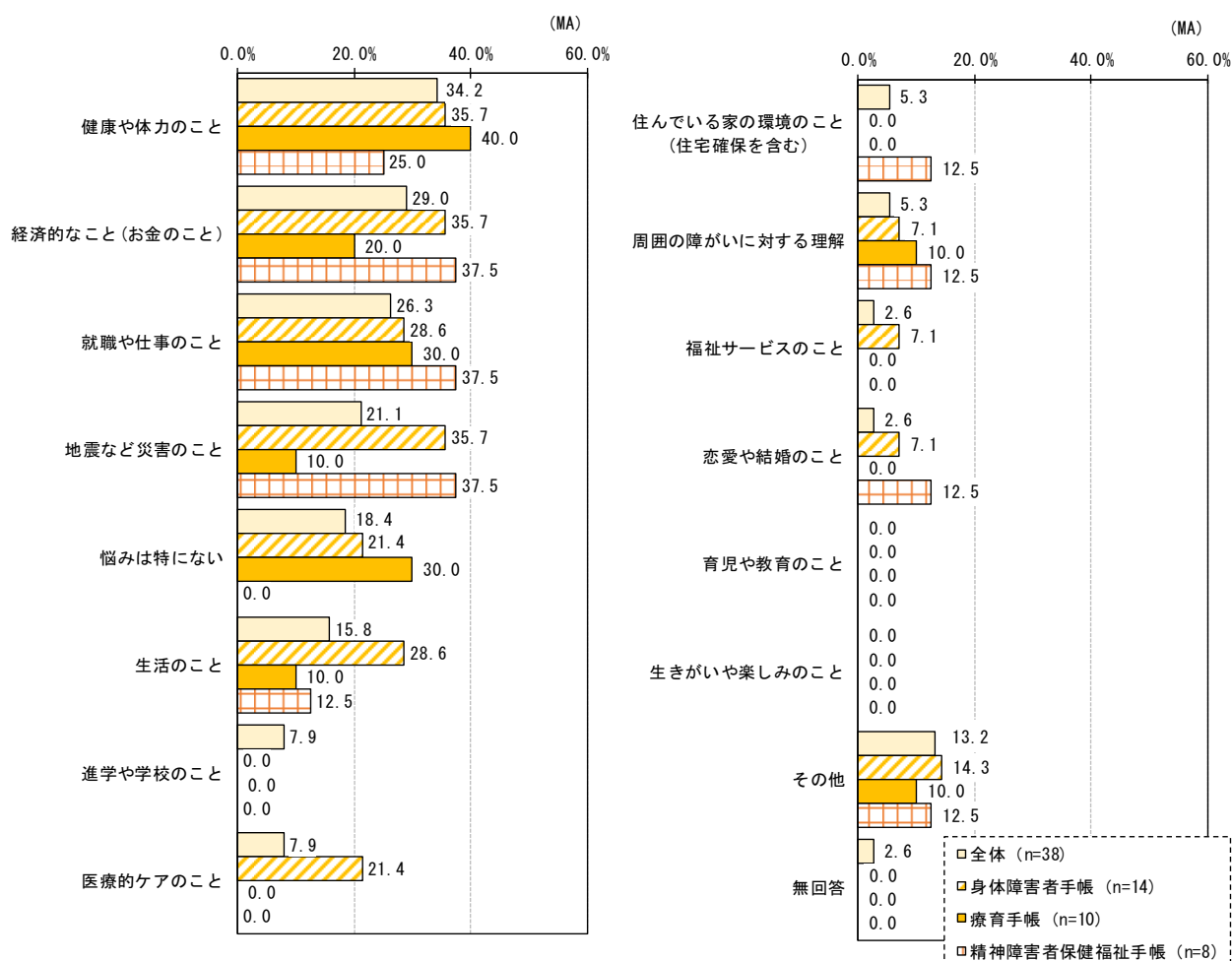


(3)障がいのある人が将来不安なこと

障がいのある人が将来不安なことは、全体では「健康や体力のこと」が最も多く34.2%となっており、次いで「経済的なこと（お金のこと）」が29.0%、「就職や仕事のこと」が26.3%となっています。

障害者手帳別に見ると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「地震など災害のこと」の割合が高くなっています。

問：将来について不安に思うこと。



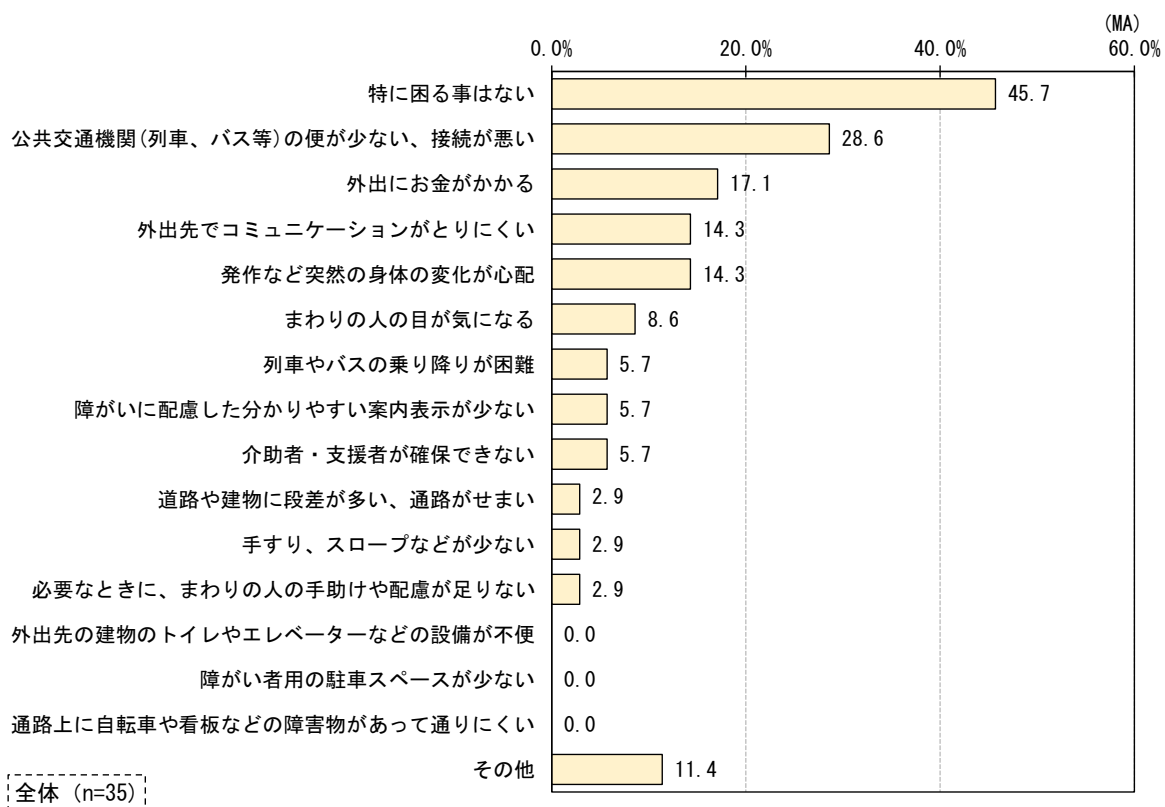
資料：梶原町 障がい福祉に関するアンケート調査（令和2年度）

(4)障がいのある人が外出時に困ること

障がいのある人が外出時に困ることは、「公共交通機関(列車、バス等)の便が少ない、接続が悪い」が最も多く 28.6%となっています。

次いで「外出にお金がかかる」が 17.1%、「外出先でコミュニケーションがとりにくい」「発作など突然の身体の変化が心配」が 14.3%となっています。

問：あなた（本人）が外出するときに困ること。



資料：梶原町 障がい福祉に関するアンケート調査（令和2年度）



保護者の方が子育てをするうえで悩んでいることや困りごとでは、子どもとの関わり（一緒に過ごす時間や保護者自身の時間の確保など）や子どもの食事や健康管理、勉強等様々なことがあげられています。

また、障がいのある人が不安に思うことや困りごとでは、就職や進学のことや経済的な不安、公共交通機関の少なさによる困りごとがあげられています。

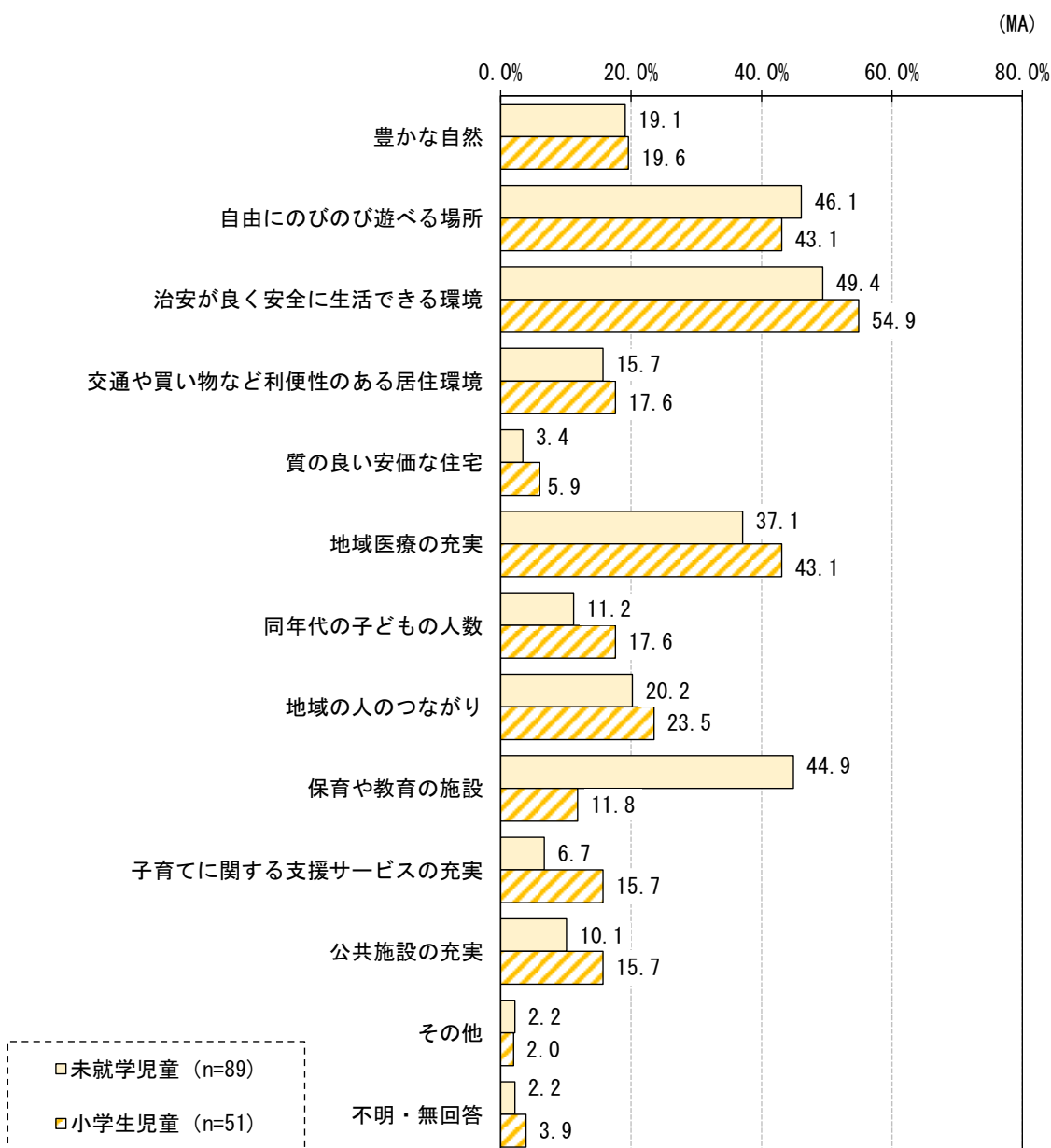
子どもやその保護者、障がいのある人・高齢者など、困りごとを抱えている方を地域全体で支え、すべての方が安心して暮らすことのできる地域を目指し、移動手段の確保や各種サービスの充実が求められています。

4. 地域や町に求めること

(1)子どもを育てる環境として重要なこと

子どもを育てる環境として重要なことは、「治安が良く安全に生活できる環境」が就学前児童で49.4%、小学生児童で54.9%と最も多くなっています。次いで就学前児童では「自由にのびのび遊べる場所」が46.1%、小学生児童では「自由にのびのび遊べる場所」「地域医療の充実」が43.1%となっています。

問：子どもを育てる環境として重要なこと。



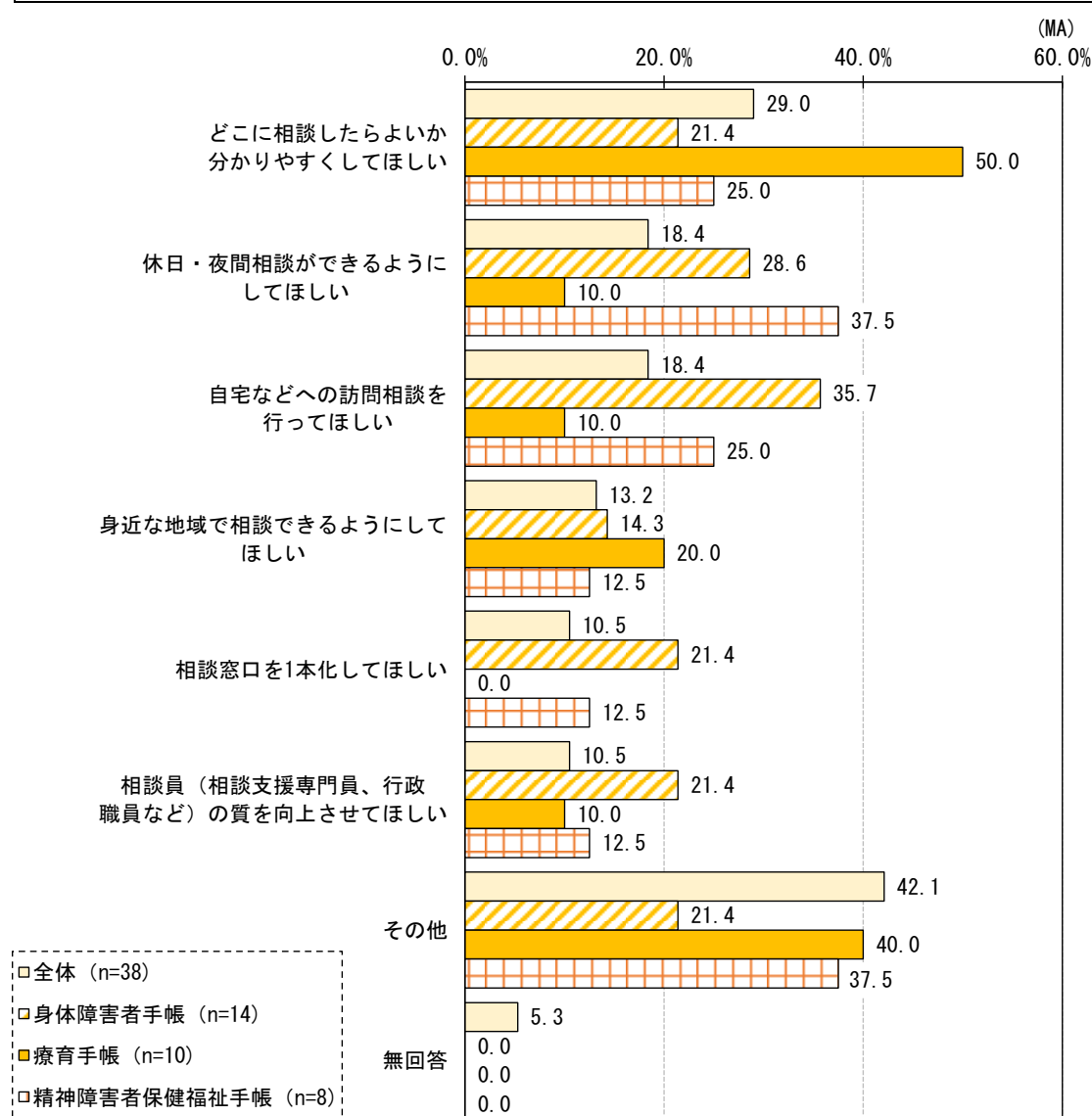
資料：梶原町 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査（平成30年度）

(2)障がいのある人が望む今後の相談支援体制への要望

障がいのある人が今後の相談支援体制に望むことは、全体では「どこに相談したらよいか分かりやすくしてほしい」が最も多く 29.0%となっています。

次いで「休日・夜間相談ができるようにしてほしい」「自宅などへの訪問相談を行ってほしい」が 18.4%、「身近な地域で相談できるようにしてほしい」が 13.2%となっています。

問：福祉や生活に関する相談支援体制として望むこと。



資料：梶原町 障がい福祉に関するアンケート調査（令和2年度）



子どもを育てる環境として、安全に暮らせる環境や地域の子どもたちがのびのびと暮らすことのできる場所の整備、保育や教育施設、地域医療の充実等が重要視されています。また、障がいのある人が求める相談支援体制に向け、分かりやすい情報提供に加え、身近な地域での支援体制の整備が求められています。

第4節 団体ヒアリング結果

町の良いところ（意見抜粋）

環境について

- ・街並みや飲み水も綺麗、落ち着いた雰囲気です自然とのバランスが取れている。
- ・自然が多い。
- ・町がキレイ、道路がキレイ、ゴミが落ちていない。
- ・隈研吾の建物が多い。
- ・場所は遠いけど使おうと思えば設備はある。（体育館やプール等）
- ・選ばなければ仕事はある。

地域・人とのつながりについて

- ・知らない人も挨拶をしてくれる。
- ・区、部落の活動が団結している。
- ・声をかけたらみんなが助け合ってくれる。
- ・近所から野菜をいただくなど、あたたかく・気にかけてくれる人がいる。
- ・若者同士の助け合いができています。
- ・付き合いが良い。（飲み会や助け合いができる）
- ・青年団の集まりは少なくなったが、まだ「集まろう」と言えば集まる人がいる。
- ・近所のおばちゃんが子どもをよく可愛がってくれる。
- ・通学路を見守る人がいてくれる。
- ・高齢者のお手伝いを自然とできる子がいる。

町・教育の取り組みについて

- ・自然や伝統を活かした取り組みをしている。
- ・住宅の改修、耐震補強など手厚い補助があった。
- ・子ども（子育て）のサポートが手厚い。
（保育料や幼稚園授業料、給食費の無料化、預かり体制が充実している、町の教育への費用面の支援）
- ・教育施設の充実。
- ・小児科がある。
- ・地域との交流がカリキュラムに入っている。
- ・PTA 活動に割と協力的。
- ・学童の教室が一緒。学年の交流が多い。
- ・地域とつながる学校応援団。
- ・ゆすゆすの充実。

環境について

- 店が少ない、閉店が早い。
- 大きい公園がほしい/遊ぶ場所がない/休日に子どもが安心していられる場所。
- 若者の働く場所が少ない。
- 街灯を増やしてほしい。（安全性）

地域・人とのつながりについて

- 集落活動センターなども高齢者ばかり。各区に1人は若者もおるけど、関係性がないから若い人にも言ってこない。
- 引継ぎや世代交代が上手くできていない。後継者育成が必要。
- 青年団の運営が難しい、集まりが少ない。青年団としての活動はない。（現在は、20代が約10名、30代が約10名）
- 元からいる梶原の人が活動に出れなくなっている。
- 部落の中では言いづらい。（近所だからこそ相談しづらいことがある）
- 困ったときに何でも相談できるところが欲しい。

町・教育の取り組みについて

- 移住者への住宅を作るだけでなく、梶原に元からいる人へ支援してほしい。
→家を建てる補助金はあっても土地がない。
- 売り土地や空き家の情報がほしい。分譲地がほしい。
- 移住者を優先したいのか、元から梶原にいる人を残したいのか。
- 学童の時間が長くなればいいなあ。
- 子供が病気の時に親が仕事を休まず頼れるところが欲しい。（病児保育）
- 部活が多くなればいいなあ。



町の良いところとして、自然や町の綺麗さや地域住民のつながり、助け合いに関することが多くあげられています。また、保育料の無償化や教育体制の充実等、子育て支援について評価されています。

一方、課題としては、若い人との関わり不足や活動の世代交代、後継者不足など、世代間交流不足の声が多くあげられました。地域にある元々のつながりを生かしながら、さらに多世代がつながりやすい体制を整備する必要があります。

また、良いところは衰退しないように継続するだけでなく、さらに良い点が伸びるように地域全体で取り組むことが重要です。

第5節 第2期計画の評価

推進方策Ⅰ 少子高齢化に伴う支援の充実

取 組 み	・地域福祉を取り巻く現状と課題を解消していくために、梶原ならではの複合型福祉施設「YURURI ゆすはら」を整備しました。 ・地域課題の解決に向け地域福祉コーディネーターを全区に配置しました。 ・「子育て世代包括支援センター」において妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を行いました。	主 な 施 策	● 梶原町複合福祉施設整備事業 ● 地域福祉コーディネーターの配置 ● 子育て世代包括支援センターの設置
評 価	・複合福祉施設の開所により、梶原で住みたいと願う高齢者の思いの実現に寄与することができました。福祉サービスの提供に対しては、人員の確保を引き続き進めるとともに、サービス向上に向けて人材育成を継続していく必要があります。 ・各区に地域福祉コーディネーターを配置したことにより、地域の潜在的な課題や解決に導くための支援を行うことができました。各地域において、地域福祉座談会等の開催を働きかけ、地域課題の把握を行うとともに、地域の仕組みづくりにより一層注力していく必要があります。併せて地域福祉コーディネーターの技術向上に向けた支援を行うことも大切です。 ・子育て世代包括支援センターにおいて、全妊産婦への包括的ケアの実施や産科医療機関との連携、新生児訪問の実施や育児サークルの実施など、母親が安心して子育てできる気持ちや環境を整えることができる仕組みを構築することができました。今後も、育児サークル支援を実施しながら地域ぐるみの理解・支援が進み「梶原で子育てして良かった」と思える人が増えるよう、継続していく必要があります。		

推進方策2 生活困窮など社会的な課題に対する支援

取り組み	税や保険料・公共料金など徴収を担当する部署と福祉部署が連携し生活困窮者の早期発見に努め、必要と思われる方への制度周知等を行いました。	主な施策 ●必要な人への制度周知 ●生活困窮者自立相談支援事業 ●日常生活自立支援事業 ●法人後見事業 ●緊急的食料支援事業 ●リユースゆすはら
評価	支援が必要と思われる方への訪問や、必要な制度を利用するための手続きの支援、制度周知を行い、栲原町社会福祉協議会が行う各自立支援事業とも連携し、情報を共有するなどして生活困窮者一人ひとりの自立に向けた支援を行うことができました。これからも、生活困窮者の早期発見に努めるとともに、自立した生活を送るために必要な情報について役場関係部署が情報共有・連携体制を構築する必要があります。また権利擁護について、制度の理解を深め、弁護士、裁判所等と協働しながら相談にあたるとともに、制度の周知を行う必要があります。	

推進方策3 介護予防、生活支援の視点を持った地域包括ケアの仕組みづくり

取り組み	社会福祉士・保健師・理学療法士を新たに採用し、多職種協働による自立支援に向けた介護予防に取り組みました。	主な施策 ●地域包括支援センター ●お元気発信
評価	- 様々な職種の専門的な知見を持ち寄ることが可能となり、一人ひとりの心と体に寄り添った介護予防事業を行うことができました。これからも、各種連携をしながら、地域に必要なサービスの構築や地域で支え合える地域づくりを引き続き実施していく必要があります。 - 独居高齢者の自らの発信行動によって受信側が体調の変化を確認できる「お元気発信」により、新たな見守り体制を構築することができました。変化が気になる方について、地域の方からも情報を提供してもらうとともに、家族との面会を視野に入れて関わりを継続していくことが重要です。	

推進方策4 生きがい対策と地域の拠点整備

取り組み

- 集落活動センターを拠点としたコミュニティと地域活動の場の整備を行いました。また、ジビエ利活用推進や害獣に襲われない農地づくりなど地域の自立を目指した取り組みへの支援を行いました。
- 地域において取り組みたい事業をより効果的に後方支援できるよう地域福祉コーディネーターへの情報提供や支援を行いました。

主な施策

- 集落活動センター推進事業
- 地域ぐるみの鳥獣被害対策
- 地域活動推進事業

評価

- 鳥獣被害への取り組みについては、地域で電気柵の使用者人材育成を行うなど駆除体制の強化を図ったり、「集落活動センターゆすはら西」による解体処理施設「ゆすはらジビエの里」の運営開始により鳥獣の利活用及び販路に結び付けることができました。集落活動センターについては全区開所したことを踏まえ、すべての地域において住民の願いである暮らし続けることのできる持続可能な地域づくりに向け、各センターが掲げる総合的な取り組みを引き続き支援していく必要があります。
- 住民の生きがい拠点整備や集いの場の開所に携わりました。今後も地域において取り組みたい事業をより効果的に支援できる体制を整え、地域に活用されていくことが必要です。



推進方策5 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進

取り組み

防災・減災対策と地域福祉活動の一体的な推進のため、総務課の防災担当、栲原町社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターなどが地域の座談会等に同席し、部局を超えて自主防災組織支援に取り組みました。

主な施策

- 防災・減災対策と地域福祉活動の一体的な推進
- 災害時避難行動要支援者個別計画の作成

評価

- ・ 地域福祉コーディネーターが各区の自主防災組織に声かけを行い、連絡網整備や避難訓練、図上訓練など、地域における防災学習を行いました。今後も、町内全地域で、座談会等の場をとおして『災害』を切り口として地域課題を把握し、有事の際の地域での支え合いの仕組みづくりを後方支援していく必要があります。
- ・ 毎年1回、名簿更新及び個別支援計画の作成や、町が行う避難訓練への参加を対象者に呼びかけ、必要に応じて計画を修正する対応を行いました。今後も大災害に備え、引き続き計画作成を行っていく必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本町では、地域福祉の推進に向けて、地域の支え合いにより自分たちで解決できる仕組みづくりに取り組み、住民一人ひとりが自分にできることから始める栲原ならではの地域づくりを進めています。

取り組みを進める中でも、少子高齢化の進行をはじめとする地域福祉を取り巻く社会情勢の変化に伴い、新たなニーズや課題が生まれ、それらは多様化・複雑化したものとなっています。

そのような中、住み慣れた地域で誰もが笑顔で暮らすことができる地域づくりのためには、適切なサービスの充実だけではなく、地域内における住民同士の支え合いがこれまで以上に求められています。

第3期となる本計画では、第2期計画の取り組みをさらに充実、発展させるとともに、「認めあい地域ぐるみで支えあうまち ～笑顔あふれるゆすはらライフを共に創ろう～」を新たに基本理念として掲げ、人の尊厳を大切にしながら、地域ぐるみで支える地域共生社会の実現に向け、住民・部落・各種団体・栲原町社会福祉協議会・町等が一体となって包括的な支援体制の構築を進めます。

**認めあい地域ぐるみで支えあうまち
～笑顔あふれるゆすはらライフを共に創ろう～**



第2節 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を定め、地域福祉の推進に努めます。

1

交流とつながりを深める地域づくり

～みんなで一丸となって進めよう～

誰もが地域の中で共に生き共に支え合いながら、地域福祉の担い手として活躍できる地域を目指し、地域内の交流の場の充実や人材の発掘・育成を進めます。また、栲原町社会福祉協議会や、民生委員・児童委員、集落活動センター、各種団体などの関係組織と連携しながら、身近な課題を地域で考え、解決していく地域活動やボランティア活動などを支援します。

2

包括的に支え合う仕組みづくり

～いつでも相談できる地域を目指そう～

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、本町の体制を活かした多機関の連携による各種情報提供・相談対応などを通じて、支援を必要とする人を把握するとともに、個々に応じた適切な支援につなげます。さらに、居住や就労など、安定した生活基盤を構築するために必要となる多様な分野との連携をさらに強化し、包括的な支援体制づくりを推進します。

3

安心して暮らせるまちづくり

～みんなが安心して暮らせる地域をつくろう～

南海トラフ地震や台風などの災害に備え、防災体制の充実を図ります。また、災害時等の緊急時にスムーズな助け合いができるように、日頃からの住民同士のつながり構築を目指して支援を行うとともに、地域ぐるみで安全・安心なまちづくりを進めます。

さらに、外出しやすい環境づくりのために移動支援の充実を図るとともに、多様な主体によるサービスの創出に向けた支援を行います。

第3節 計画の体系

基本理念

認めあい地域ぐるみで支えあうまち～笑顔あふれるゆすはらライフを共に創ろう～

【基本目標】

【基本施策】

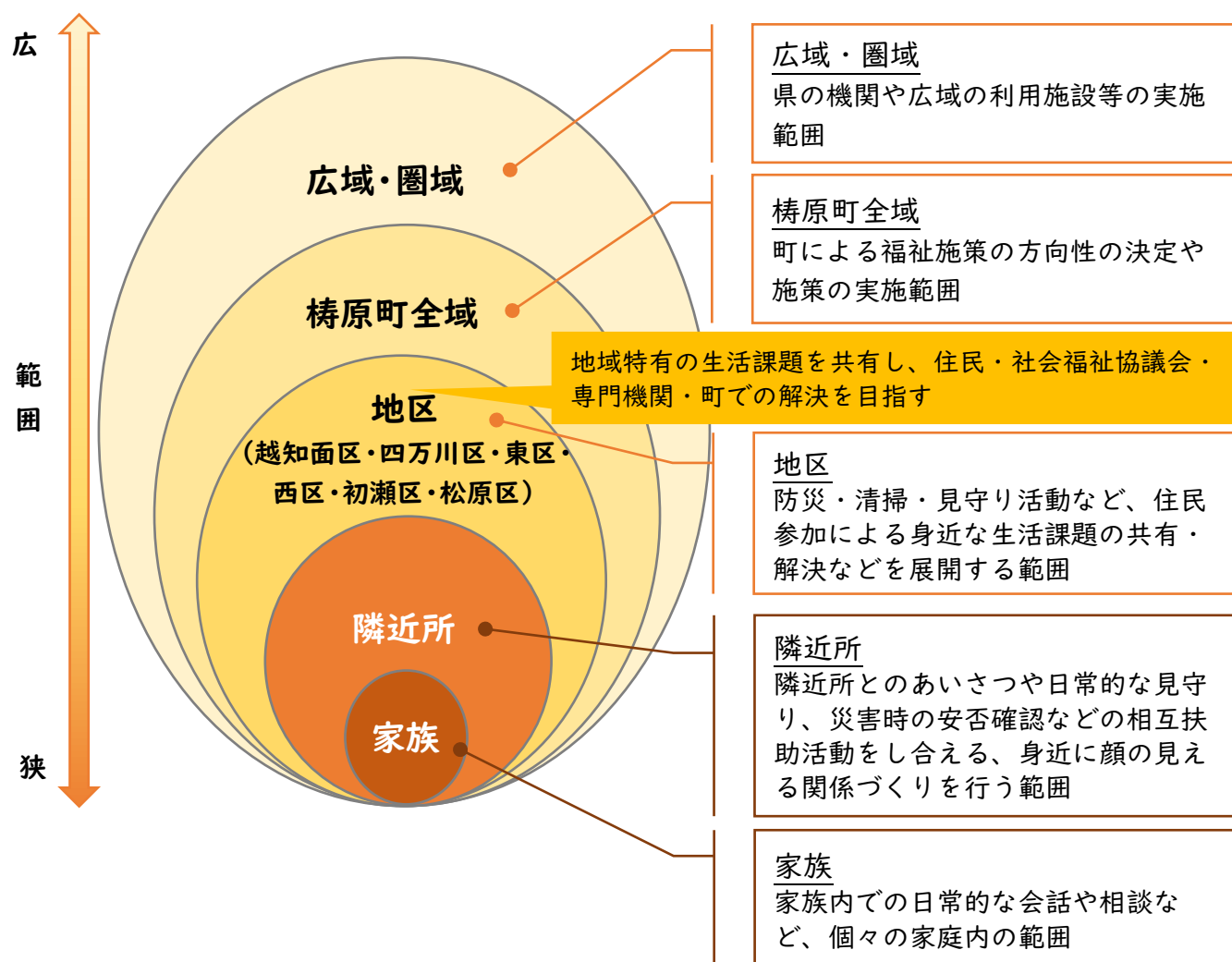
基本目標 1 交流とつながりを深める地域づくり ～みんなで一丸となって進めよう～	1. 地域内の交流の充実
	2. 生きがい対策と地域の拠点整備
	3. 後継者・担い手の育成・確保
基本目標 2 包括的に支え合う仕組みづくり ～いつでも相談できる地域を目指そう～	1. 生活困窮など社会的な課題への対応
	2. 情報提供・相談体制の充実
	3. 包括的な支援体制の推進
	4. 切れ目のない子育て支援の充実
基本目標 3 安心して暮らせるまちづくり ～みんなが安心して暮らせる地域を つくろう～	1. 防災・減災対策と地域福祉活動との 一体的な推進
	2. 各種サービスの充実（移動支援等）

第4節 圏域の考え方

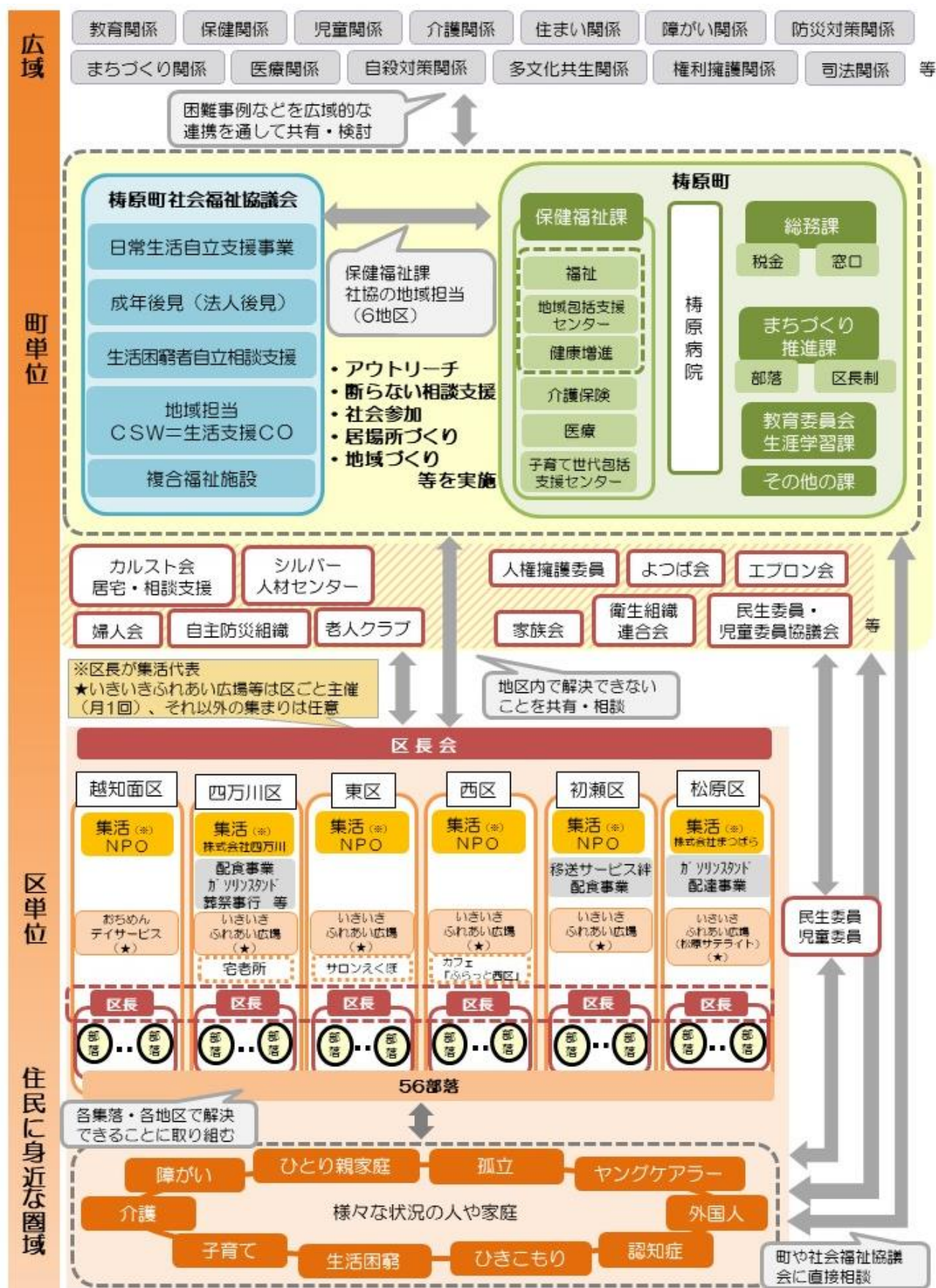
地域福祉を進める圏域には、隣近所から町全域まで様々です。

隣近所との付き合いといった最も小さな範囲から町全域に至るまで、地域を重層的に捉え、必要に応じて課題の共有や連携した取り組みを推進する等、適切な範囲において施策を展開することでより効果的な活動に努めます。

■□地域福祉の圏域と取り組みのイメージ



第5節 重点取り組み 栲原町版包括的支援体制



第4章 施策展開

基本目標1

交流とつながりを深める地域づくり～みんなで一丸となって進めよう～

【現状と課題】

- ❖ 本町の総人口は年々減少し、高齢化率は47%と高くなっています。それに伴い、高齢世帯や独居高齢者も増加しており、一人暮らしに不安を抱える人も少なくありません。本人は住み慣れた地域で暮らし続けたい希望を持っていても、高知市や県外に出た子どもの近くへ行く方が増えたり、在宅で生活することが困難な高齢者が、町内の特別養護老人ホームに入所することができず、やむを得ず町外の施設に転出せざるを得ない状況もあります。
- ❖ 障がいのある人や子育て中の方、生活困窮者など、地域で暮らす方の中で生活に不安を感じている人も多くいます。障がいのある人が将来不安に思うこととして、「健康や体力のこと」が上位にあげられています（詳細：36 ページ参照）。梶原町に暮らし続けたい、いつまでも健康で元気に活動し続けたいと思う人が増え、本人の希望の暮らしができるように、健康づくりや生きがいづくりに地域全体で取り組むとともに、一人ひとりの意識づくりに取り組むことが必要です。
- ❖ 保護者の方が子育てをするうえで、病院や保育所、学校といった公共施設のほかにも、安全に生活でき、自由にのびのび遊べる環境を望んでいることがわかります。その実現のためには施設環境を整備するだけではなく、住民同士のつながりや助け合い、見守り合いが活発に行われるように、交流の場の充実や様々な活動の内容を工夫して行うなどの取り組みが求められます。
- ❖ 少子高齢化や世帯の小規模化、女性の社会進出、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、人と人とのつながりが希薄化していく中で、地域における相互扶助機能が低下しています。また、本町では移住者が多く、座談会において、新しく地域に入ってきた世帯との交流不足が課題として多くあげられています。
- ❖ 全国的な傾向として、福祉活動の担い手の不足や高齢化が深刻な課題となっています。本町においても例外ではなく、「活動の引継ぎや世代交代ができていない」、「近い将来には町や部落の行事の担い手が少なくなってしまうのではないか」等の不安の声も多くあげられています。また、地域活動やボランティア活動の実施状況を見ると、アンケート回答者の約半数が「ほとんどしていない」状況にありました。（詳細：31 ページ参照）。性別や年代関係なく活動に参加しやすい環境づくりと、福祉活動に関わる人材の育成・確保に向けた取り組みが必要とされています。

住民からの声

集落活動センターなども高齢者ばかり。各区に一人は若者もおるけど、関係性がないから若い人にも言ってこない。

監視にならない程度に、プライバシーを守りつつ隣近所に関心を持ち、甘えたり甘えられる関係性を築く。

声をかけたら、みんなで助け合ってもらえる。

年に何回かは、若い世代と集いの場で交流はしたいと思うネ。(土、日開催で)

【解決するための手段】(目指す姿)

- ◇ 梶原で暮らし続けたいという希望を叶える
- ◇ 世代間の交流を図り、地域の絆を深める
- ◇ 移住してくる人と古くから暮らす住民の融和を図る
- ◇ “健康で長生き” に地域ぐるみで取り組む
- ◇ 地域の魅力を高め、自立を目指す拠点を活かす

【基本施策】

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 地域内の交流の充実 | 3. 後継者、担い手の育成、確保 |
| 2. 生きがい対策と地域の拠点の活用 | |

【町の取り組み】

- 地域内の交流が活発に行われるよう、住民の方と共に交流の場の確保や人が集まるイベントの企画・検討などを行います。
- 各集落活動センターが掲げる総合的な取り組みを充実展開していくことができるよう、住民主体の取り組みに向けて必要な支援を行います。
- 民生委員児童委員や各種団体の育成や確保に向けた支援を行い、研修会の開催やその実施状況について広報誌やHPを活用した周知を行います。

推進事業

集落活動センター推進事業

介護予防事業

まちづくり推進課
保健福祉課

保健福祉課

【梶原町社会福祉協議会の取り組み】

- 6区の担当地域福祉コーディネーターが、様々な地域課題に地域住民と共に向き合い、解決につなげる体制を継続して実施していきます。実施にあたっては各区の事業や部落会、集いの場への参加、協力、各種調査、個別訪問をとおした情報収集を行い、個別課題から地域課題の掘り起こしとその解決に向けてのアウトリーチを実践していきます。
- 地域活動推進事業を活用し、小地域、小集落であっても、地域がやりたい前向きな活動を支援し、地域の交流やつながりの場を作ります。
- 各区のアクションプランの実現に向け、座談会を通して作ってきた協議の場を、取り組みを進める母体として、地域の情報共有や仕組みづくり、進捗の確認など地域と共に進めていきます。
- 老人クラブ（よさこいクラブ梶原）、身体障害者連盟（ふれあいのわ）の集いの場づくりや支え合いの取り組みを継続し、会員同士の交流をはじめ世代に捕らわれない交流の機会を広げ、支え合いの輪を広げていきます。

推進事業

地域活動推進事業

座談会（アクションプラン推進）

老人クラブ連合会・身体障害者連盟

【住民や地域でできること】

取り組んでみよう！

- ★日頃から高齢者のみの家庭や障がいのある人、小さな子どものいる家庭を気にかけてみましょう。
- ★地域内の活動に積極的に参加してみよう。
- ★座談会やワークショップで自分の意見や梶原町がどんな町になってほしいか等について話し合ってみよう。
- ★健診の受診、いきいき百歳体操へ参加するなど、健康と生きがいづくりに取り組んでみよう。

基本目標2

包括的に支え合う仕組みづくり～いつでも相談できる地域を目指そう～

【現状と課題】

- ❖ 高齢化の中で人口減少が進行し、子育てや介護等の福祉ニーズが多様化・複雑化しており、今後もさらに増大することが見込まれます。また、生活困窮やひきこもり、ヤングケアラー等、複合的な課題を抱えている世帯も全国的に課題となっています。福祉の提供において、誰もがそれぞれのニーズに合った支援を受けられる体制整備が重要となっています。また、本町のご近所同士の付き合いが親密な地域性ゆえに、困りごとを相談できない、弱みを他人に見せることができず、自ら SOS を発信することが難しい人も地域内にいます。潜在的に課題を抱えている人にも支援が行き届く仕組みづくりが求められています。
- ❖ 生活に困窮している人の中では、社会性の薄い人が貧困状態に陥りやすい現状もみられるため、梶原町社会福祉協議会の職員が地域を積極的に回り、アンテナ役となって、困り事や課題の把握を行い、早い段階からの支援や介入を行っています。早期発見・早期対応に向けて引き続き取り組むことと合わせて、伴走的な支援の実施も大切です。
- ❖ 障がいのある人が望む今後の相談支援体制への要望として、「どこに相談したらよいかわかりやすくしてほしい」という意見が最も多くあげられていました（詳細：39 ページ参照）。相談できる場所や相談機関についての周知を行い、困った時にどこに相談したらよいかわからないという状況に陥らないようにすることが重要です。また、「休日・夜間相談ができるようにしてほしい」、「自宅などへの訪問相談を行ってほしい」などの意見もあり、時間にとらわれず、いつでも相談できる体制の整備が求められています。
- ❖ これまでの高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者といった属性別の支援体制では対応が困難な状況となっている現状を踏まえ、国は新たに重層的支援体制整備事業を推進しています。本町では既に、相談をワンストップで受け止め、必要な専門部署、機関につなげる体制や、アウトリーチ支援、ネットワーク会議等で情報の共有を行う等の仕組みを構築しており、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を実施しています。本町の今ある体制を活かしつつ、更なる体制強化に向けて、相談にあたる職員の資質向上にも取り組む必要があります。
- ❖ 相談支援体制の強化にあたっては、50 ページで示した「梶原町版包括的支援体制」に向けて、町と梶原町社会福祉協議会、関係機関との連携強化を図るとともに、支援を要する人が孤立しない体制を整えるために、住民同士のつながりや助け合い機能の向上のための地域づくりも重要です。

❖ 少子化に伴い、核家族の増加や移住してきた方など、地域での子育てに関する知識の伝達や手助けが減少し、子育て中の保護者同士の交流が少なくなっています。

住民からの声

部落の中では言いづらい。(近所だからこそ相談しづらいことがある)

困った時、何でも相談できる場所（が欲しい）がないので困る。

情報提供、手を差し伸べる体制が必要。

どんな課題があってもキャッチできる仕組みが必要。

困ったと言わない人がいるので困る。

【解決するための手段】(目指す姿)

- ◇ 困りごとにおせっかい。自立した生活を取り戻すお手伝いをする
- ◇ お互いに支え合える地域をつくる
- ◇ 「やってみよう！」という思いを大切に、一緒に悩み考える

【基本施策】

1. 生活困窮など社会的な課題への対応
2. 情報提供・相談体制の充実
3. 包括的な支援体制の推進
4. 切れ目のない子育て支援の充実

【町の取り組み】

- 生活困窮者や複合的な問題を抱えながら支援を受けられないでいる人の早期発見に努め、自立した生活を送るために必要な情報について役場関係部署で情報共有し、連携体制を構築します。また、定期的な検討会の開催を行い、複合的な困難事例に対する相談・支援体制の強化に努めます。
- 成年後見制度の利用促進に向けて、事業担当者が変化する制度の理解を深め、弁護士、裁判所と協働し引き続き権利擁護を行っていきます。
- 支援を必要としたときに適切な支援に結びつこうことができるよう各相談機関や窓口、利用可能な制度の情報提供、周知を行います。
- 子育て世代包括支援センターにおいて、妊婦、出生数が少ない中でも、子育ての現状やニーズを把握し既存の事業を見直し、新規事業も行いながら妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を展開していきます。

○育児サークル支援などを実施することで、心身が安定・自立した生活や子育てができるように支援を行います。また、「梶原で子育てして良かった」と感じる人が増えるように、子育て家庭と地域のつながりの構築を図り、地域ぐるみの理解・支援が進むことで地域全体で子どもを育てていくという意識の醸成に努めます。また、子育て支援センター「カンガルーのおなか」とも連携し、子育てに関する情報の発信、育児の仲間づくりを進め、育児中の保護者の不安解消に努めるとともに、関係機関との連携を強化しながら相談体制を整備します。

推進事業	重層的支援体制整備事業の検討	保健福祉課
	成年後見制度	保健福祉課
	子育て世代包括支援センター事業	保健福祉課
	子育て支援センター事業	教育委員会

【梶原町社会福祉協議会の取り組み】

- 生活に困窮した人の困窮状態からの脱却を支援する生活困窮者自立相談支援事業を推進します。相談のあったケースに対して丁寧に関係性を築き、就労や家計改善支援、関係機関や他の専門職とも連携して一人ひとりの自立の形を当事者と共に目指していきます。
- 生活がひっ迫し食糧支援が必要な場合には、高知県社会福祉協議会のフードバンク事業との連携により速やかな支援が行えるよう体制を整えるとともに、支援の機会を通じて新たな相談につながる窓口として進めていきます。また、県下一斉フードドライブキャンペーンに合わせ、イベント会場にフードドライブコーナー設置を通じて事業の周知、理解を図り、支援の輪を広めていくとともに、通年のフードドライブ受け入れを行います。
- 困った時に相談することができない・しづらいなどの生きづらさを抱えながら生活している人の不安に丁寧に寄り添い、支援が必要な人に情報が行き届くよう、制度や事業の周知を図ります。
- 高齢や障がいによって様々な権利を制限される人を支援するための権利擁護の事業についての周知と理解を図るため、高齢者や当事者団体等の集まりの場に出向いてPRを行い、事業と相談窓口の周知し、支援を必要とする人を権利侵害から守り、尊厳を保ちながら生活を維持できるよう権利擁護事業を継続していきます。
- 障がいを持つ児童やそのご家族の願う暮らしを支える相談窓口として、指定障害児相談支援事業で障害福祉サービスの利用支援を行います。

推進事業

生活困窮者自立相談支援事業

緊急的食糧支援事業・フードドライブ

お助けマン・つむぎあい

お元気発信・リユースゆすはら

生活福祉資金貸付事業・小口資金貸付事業

権利擁護事業（法人成年後見事業・日常生活自立支援事業）

指定障害児相談支援事業

【住民や地域でできること】

取り組んでみよう！

- ★困ったことがあれば、町や栲原町社会福祉協議会の相談窓口
に相談しましょう。
- ★地域内で気になる人を見かけたら、地区の民生委員・児童委
員につなげましょう。
- ★町や栲原町社会福祉協議会が発行する広報誌やパンフレット
を定期的に確認し、必要な情報を得るように心がけましょう。



基本目標3

安心して暮らせるまちづくり～みんなが安心して暮らせる地域をつくろう～

【現状と課題】

- ❖ 近年は気候変動の影響もあり、大規模な地震や豪雨等による土砂災害、台風による被害等従来では想定されなかった規模の自然災害が多発しており、災害に対する住民の意識は高まっています。初瀬区では『災害時の行動を考える』と題して地域福祉座談会を開催、東区では、地域のキーパーソンを対象とした『防災学習会』を開催する等、地区によって防災に向けた取り組みが進められています。地域のつながりが希薄になりつつある現代においても、南海トラフ地震や局地的な自然災害の災害時等は、近隣住民同士の助け合いや声かけが重要であることを認識している住民も多く、各地区で行われる自主防災活動や学区などを基盤とした共助の活動を推進していく必要があります。
- ❖ 高齢者や障がいのある人の中には、外出の機会が少ないことから、地域の人との関わりが少なくなり孤独感を深めているケースが見られます。本町のように住宅やサービス提供場所、スーパー、地区間などの距離が離れている場合は、車やバス等での移動が必須であり、移動手段の確保は外出の機会にもつながる重要なポイントとなることから、令和3年3月に栲原町地域公共交通計画を策定し、公共交通ネットワークの再構築や移動手段を持たない方の利便性の向上を目指し、令和4年10月からは、路線バスの再編及びコミュニティバスの運行を開始しました。このことにより、出発時間や目的地滞在時間の選択肢が増えたことで、外出回数増加にもつながるものと考えますが、介護度や障害区分により利用状況や頻度も異なりますので、身体状況に応じた移動支援の方法を検討する必要があります。
- ❖ 本町では2013年から始まった「空き家活用促進事業」等の活用と移住促進に関するPRにより、6年間で約200人（※2019年度末情報）と、多くの移住者が生活をスタートしています。また、保育料・幼稚園授業料・給食費の無償化や、中学生までの医療費の無償化など、子育てしやすいまちとして県外在住の方や若い方の移住希望も多くなっています。今後も暮らしやすく魅力のあるまちづくりに向けて各種サービスの充実や創出を図ることが求められています。

住民からの声

車がないと動けない。

地震、豪雨等年に一回災害時の避難について確認したい。

避難するとき手助けが欲しい。

【解決するための手段】(目指す姿)

- ◇いざという時を想像し、地域で助け合う仕組みを創る
- ◇できにくいことが増えてきても、安心して暮らせる

【基本施策】

1. 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進
2. 各種サービスの充実（移動支援等）

【町の取り組み】

- 各区における自主防災組織への支援を行うことで、住民の防災に対する意識の更なる向上を目指します。
- 年に1回、要配慮者の名簿更新及び避難行動要支援者の個別計画を作成するとともに、必要に応じて評価・見直しを行います。また、年に1度ある町内の避難訓練に合わせて避難行動要支援者の訓練参加を呼びかけ、災害時にスムーズな避難ができるように支援を行います。
- 民間事業者や集落活動センター等と連携を図り、住民のニーズに対応した公共交通利用環境や移動支援の充実を図ります。
- 町の実施する各種サービス、事業について、座談会やワークショップ等から把握した住民のニーズを反映させるよう検討を進めていきます。

推進事業	災害時要配慮者への支援体制整備	総務課 保健福祉課
	雲の上いきいきチケットの継続	保健福祉課

【梶原町社会福祉協議会の取り組み】

- 自主防災組織と連携し災害時の支援活動（災害ボランティア）および活動拠点となる災害ボランティアセンターの周知、理解を図るため、アクションプランと連動して模擬訓練を実施し、災害時の支援活動が円滑に進められるよう基盤づくりを進めます。
- 防災意識の啓発や支え合いの活動を小地域で取り組めるよう、地域活動推進事業などの活用を推奨して、防災、減災意識の向上に努めます。

推進事業	災害ボランティアセンター運営模擬訓練
	防災学習会（地域活動推進事業等の活用）

【住民や地域でできること】

取り組んでみよう！

- ★地域の避難訓練や防災活動に積極的に参加しましょう。
- ★スーパーや隣の地区に出かける時等は隣近所の人に声をかけ合い、必要に応じて乗り合わせるなどの助け合いを行いましょう。



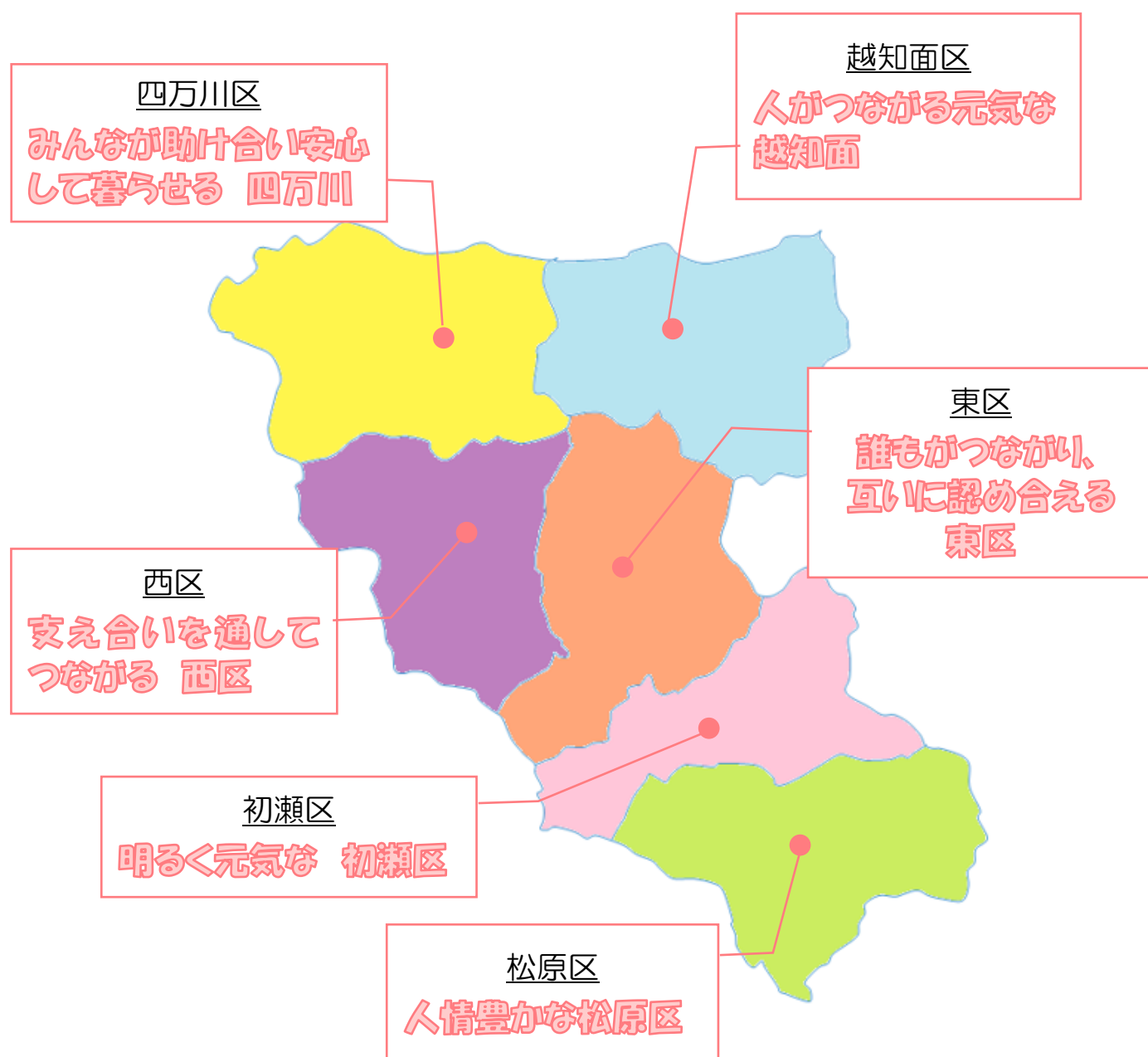
第5章 地区別アクションプラン

第1節 地区別アクションプランの概要

地区別アクションプランは、地域住民のみなさんが主体となって取り組む実施計画です。計画の策定にあたっては計画づくりそのものへの住民の参画が非常に重要となります。

今回計画の見直しに当たり、各地区でヒアリングを実施し、各地区の住民が地域の課題等について話し合い、解決策や目標を考えました。

地域の意見を取りまとめ「地区別アクションプラン」として位置づけ、地区ごとに具体的な目標を設定し、6年間の取り組み事項を決定しました。



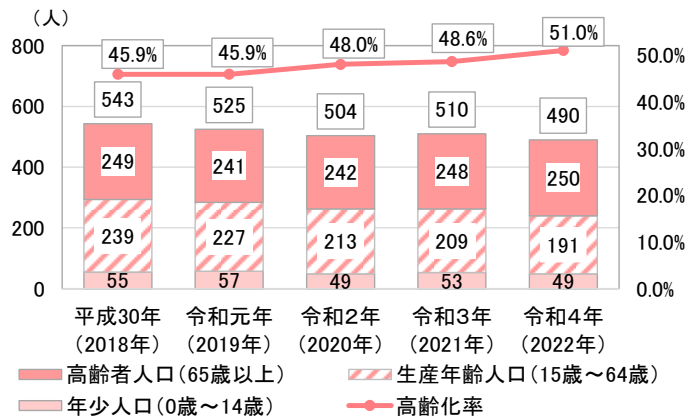
越知面区 アクションプラン

人がつながる元気な 越知面

現状(今の越知面区はどんな地域?)

★人口等★

■人口	490 人
■65 歳以上の人口	250 人
■高齢化率	51.0%
■世帯数	257 世帯
※令和 4 年 9 月末時点	
■老人クラブ会員数	76 人
■民生委員・児童委員数	2 人
※令和 5 年 1 月末時点	



資料：住民基本台帳（各年 3 月末現在）
※令和 4 年のみ 9 月末

★社会資源等★

■地域の団体・社会資源の状況	：集落活動センターおちめん、遊友館、
■ボランティア団体	：チームシルク
■伝統行事	：二十日念仏、三嶋五社神社大祭 など

越知面区は、松山圏域と四国南西部を結ぶ幹線道路として重要な役割を担う国道 440 号が通り、町中心部へのアクセスの良さとともに、四国カルストのふもとに位置し、自然を感じながら静かな環境で生活できる地域です。

旧越知面小学校を活用した集落活動センター『おちめん』は多様な部会があり、宿泊所運営や特産品開発、あめご養殖など地域に根差した活動を行っています。以前は青年団等の活動が活発に行われていましたが、現在は老人クラブ会員が増え積極的に活動が行われています。

🗨️ 座談会を開催しました！



💖 地域の良いところ

- 町中心より静かに暮らせる。
- 空気や星がきれいで、自然の中で遊べる。
- 愛媛県や近隣の市町に行きやすい。

🔍 座談会から見てきた課題

- 役を持つことへの負担感や敬遠傾向がみられるとともに、世代間のつながりが弱まり、地域を支える意識が希薄になりつつある。
- 少子高齢化、人口減少により住民の負担感が増し、集落機能の維持が難しくなっている。
- 空き家や一人暮らしの増加により、助け合いに対して不安な人がいる。

★ 地域で取り組んでみよう！

- ① 各種団体による意見交換会や研修会を開催し、地域に関する共通理解を深める
- ② 挨拶やマナーに気を付け、お互いに助け合いながら、周りの方へ関心を持って生活することを一人ひとりが心掛ける
- ③ 集落活動センターの活動を通し、住民の負担軽減や安心して暮らせる集落づくりを行う

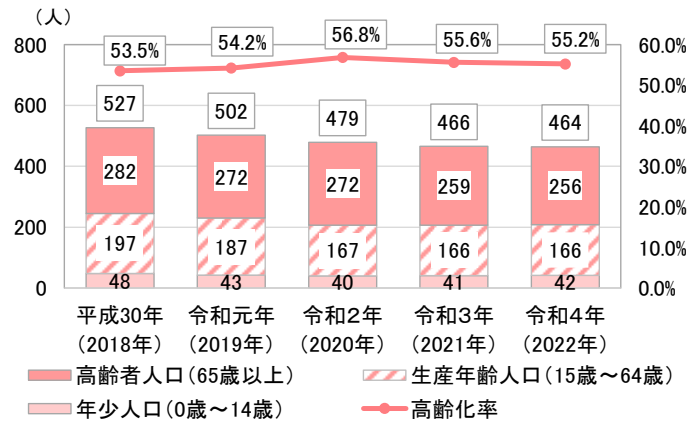
四万川区 アクションプラン

みんなが助け合い安心して暮らせる 四万川

現状(今の四万川区はどんな地域？)

★人口等★

■人口	464 人
■65 歳以上の人口	256 人
■高齢化率	55.2%
■世帯数	244 世帯
※令和 4 年 9 月末時点	
■老人クラブの会員数	45 人
■民生委員・児童委員数	2 人
※令和 5 年 1 月末時点	



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）
※令和 4 年のみ 9 月末

★社会資源等★

- 地域の団体・社会資源の状況：集落活動センターしまがわ、郵便局、四万川交通、喫茶店、円明寺
- ボランティア団体：四万川家（しませんか）、よりくんど
- 伝統行事：茶堂接待、虫送り、海津見神社大祭など

四万川区は、梶原町中心部から車で 15 分の距離に位置した自然豊かな地域です。

13 部落で構成されており、伝統行事に「五穀豊穡、健康祈願」として【虫送り】が、今も続けられています。お茶堂も 6 か所に建てられて地区の歴史を物語っています。また、住民間の繋がりも深いのですが、高齢化に伴い、一人一人の出来ることが円滑に進まない課題も出てきています。

集落活動センターしまがわでは、ガソリンスタンドの経営や葬祭事業、生活用品や、特産品の販売等、地域のニーズに応えるための様々な事業を展開しています。今後、集落活動センターを中心に、地域で住民同士が支え合える仕組み作りを検討しています。

座談会を開催しました！



♡ 地域の良いところ

- 集落活動センターの機能が豊富。（葬祭事業、ガソリンスタンド、配食サービス等）
- ボランティアが多い。
- 人情が厚くみんなで支え合っている。

座談会から見てきた課題

- 高齢化、人口減少に伴い、部落行事などの取りまとめ役を担う、後継者不足に不安がある。
- 伝統的な行事の存続が難しい。
- 世代間交流ができにくくなっている。

★ 地域で取り組んでみよう！

① 地域で住民同士が支えあえる仕組みを作りたい

- 生活課題の発見や把握のための体制づくり。（協議の場＝困りごと支援部（仮称））

② 地域の集いの場を通して地域のつながりを深めたい

- 集いの場で、無理なくそれぞれの出来ることに参加しながら、地域のつながりを深められる場にしていく。
- 世代間、地域間の交流の場として年1回、イベントの開催をしたい。

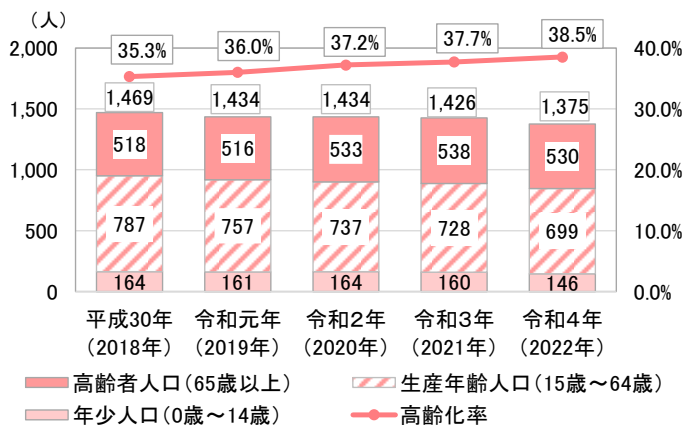
東区 アクションプラン

誰もがつながり、互いに認め合える 東区

現状(今の東地区はどんな地域?)

★人口等★

■人口	1,375 人
■65 歳以上の人口	530 人
■高齢化率	38.5%
■世帯数	690 世帯
※令和 4 年 9 月末時点	
■老人クラブの会員数	76 人
■民生委員・児童委員数	5 人
(うち主任児童委員 2 人)	
※令和 5 年 1 月末時点	



資料：住民基本台帳（各年 3 月末現在）
※令和 4 年のみ 9 月末

★社会資源等★

- 地域の団体・社会資源の状況 : 集落活動センターゆすはら東、にこにこ喫茶、風早茶屋の会、いきいきふれあい広場、サロンえくぼ
- 【町内全域の団体として】 梶原竹ぼうきの会、あゆみの会、老人クラブ連合会、シルバー人材センター、婦人会、エプロン会、身体障害者連盟、げらげら家族会
- ボランティア団体 : 絵本の小部屋
- 【町内全域の団体として】 ボランティアよつば会、連合青年団
- 伝統行事 : 三嶋神社大祭、吉祥寺花祭り など

東区は、梶原町の中心に位置し、15 集落で構成されています。

役場や医療・教育機関、各種団体の拠点等がまとまって存在しており、現在の人口は約 1,400 人と一極集中で日本の縮図のような地域です。

部落代表を中心とした自主防災組織の活動や地域の住民自治活動を行っています。急速な高齢化や人口減に伴い担い手不足による街の機能低下を防ぐため、平成 29 年に集落活動センターゆすはら東を発足し、地域住民を中心に施設の貸出事業や「特産品づくり」「活躍の場づくり」「交流の場づくり」の 3 つの部会をつくり活動しています。



座談会を開催しました！



地域の良いところ

- ・何かあれば世話する、気にかける、声かけができています。
- ・三嶋神社の秋大祭は、全 15 部落の老若男女が参加し、伝統文化の継承ができています。町外からも多くの方が来てくれる素晴らしい行事となっている。
- ・人が多いので集めれば人的パワーの総量が大きい。
- ・保幼小中高が町中心にあるのでみんなで子どもたちの見守りができています。

座談会から見えてきた課題

- ・地域の伝統行事や郷土料理などの伝承が難しくなる不安がある。
- ・人口が多いため、「誰かがするだろう」と人任せになることが多い。
- ・引きこもりや認知症など知られたくないと思う方が多く、関わり方が分からない。



地域で取り組んでみよう！

① 思いやりでつながる

- ・勉強会を実施し、病気や障がいへの理解を深めることで、困っている人に手を差し伸べる“見守り隊”の輪を広げる。
- ・挨拶や声かけをきっかけに住民同士のコミュニケーションを深め、小さな変化に気づける地域を作る。

② 文化でつながる

- ・郷土文化に光を当て、若年層や移住者との交流を図り、文化の継承者を育て、守っていくとともに、新たな価値を創造する。

③ 防災でつながる

- ・東区防災デーを設け、キャンプ感覚で炊き出しや消防の放水体験を行い、世代を超えた交流を図るとともに、防災意識を高めていく。

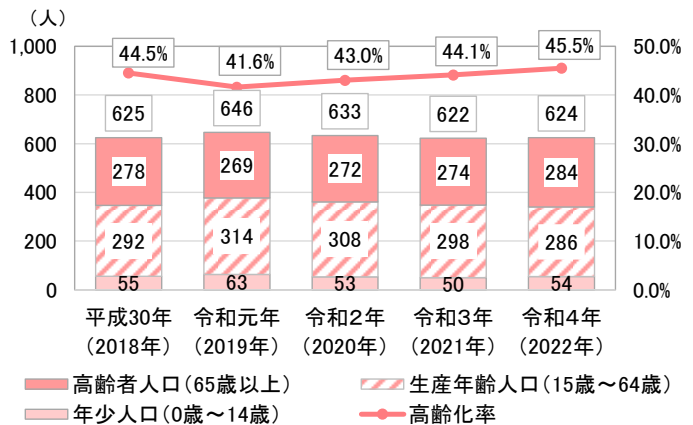
西区 アクションプラン

支え合いを通してつながる 西区

現状(今の西区はどんな地域?)

★人口等★

■人口	624 人
■65 歳以上の人口	284 人
■高齢化率	45.5%
■世帯数	345 世帯
※令和 4 年 9 月末時点	
■老人クラブの会員数	54 人
■民生委員・児童委員数	2 人
※令和 5 年 1 月末時点	



資料：住民基本台帳（各年 3 月末現在）
※令和 4 年のみ 9 月末

★社会資源等★

- 地域の団体・社会資源の状況 : 集落活動センターゆすはら西、ふらっと西区（キャンプ場、カフェ）ジビエの里、九十九曲峠のセラピーロード
- 伝統行事 : 三嶋神社大祭、施餓鬼 など

西区は、梶原町の西部、愛媛県に隣接する地域で、国道 197 号、県道 2 号線沿いに民家が点在し、のどかな地域です。

8 部落で構成されていますが範囲が広い旧校区での活動が主となっています。そのために住民同士のつながりが希薄化しないよう取り組んでいます。近年では鳥獣被害により、引き継いだ農地や森林を守ることが難しく、また、担い手不足もあり意欲低下につながっている状況です。現在、地域資源をお金に換える仕組みづくりを進めています。また、月に一回行われているカフェ「ふらっと西区」は好評で居心地の良い集いの場になっています。

座談会を開催しました！



♡ 地域の良いところ

- ・高齢者が元気
- ・小さい部落なのでまとまりやすい
- ・人情に厚く人が優しい
- ・プライバシーは守られる
- ・林業従事者が多い

座談会から見てきた課題

- ・高齢化、人口減少に伴い、部落行事などの取りまとめ役を担う、後継者不足に不安がある。
- ・災害時の避難や安否確認等に不安がある。
- ・世代間交流ができにくくなっている。

★ 地域で取り組んでみよう！

① 災害時の連絡網を各部落で作成

- ・住民把握のための体制づくりを行っていく。

② 住民が安心して過ごせる場所作りと共に見守りあえる地域をつくる

- ・集落活動センターの活動を通し、世代間また地域間の交流を実施したい。
- ・集いの場を通した地域のつながりを継続し展開していく。

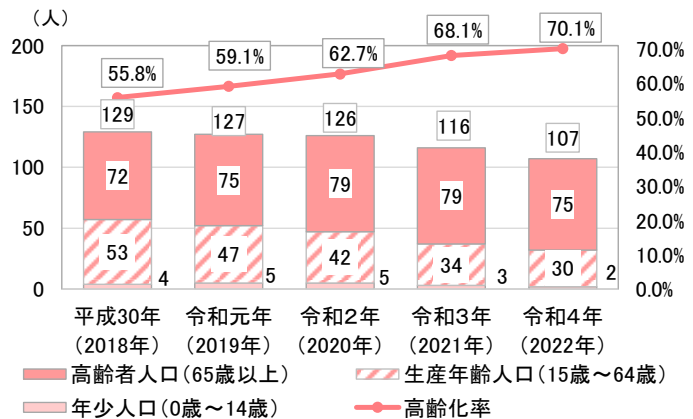
初瀬区 アクションプラン

明るく元気な 初瀬区

現状(今の初瀬区はどんな地域?)

★人口等★

■人口	107 人
■65 歳以上の人口	75 人
■高齢化率	70.1%
■世帯数	63 世帯
※令和 4 年 9 月末時点	
■老人クラブの会員数	66 人
■民生委員・児童委員数	1 人
※令和 5 年 1 月末時点	



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）
※令和 4 年のみ 9 月末

★社会資源等★

- 地域の団体・社会資源の状況：集落活動センターはつせ、NPO 法人絆（初瀬区、松原区）チムジルバン・レストラン鷹取

初瀬区は、栲原町の南部に位置し、東西に分散された 7 集落で構成されています。町内で最も人口が少ない地域です。高齢化の進行もあり大変厳しい状況ですが、地域住民が団結して一つひとつの課題の解決に取り組んでいます。

住民により組織された「NPO 法人 絆」（過疎地有償運送）や「鷹取キムチの里づくり実行委員会」などの活動が活発に行われています。キムチづくりが盛んで、集落活動センターでは韓国風レストランとサウナの複合施設の運営にも取り組んでいます。

座談会を開催しました！



♡ 地域の良いところ

- 自然が豊かで静かな地域・野菜や水がおいしい。
- 住民は少なくなっているが全員顔見知りで仲が良くまとまりがある。
- 文化継承への意識が高い。冠婚葬祭は皆で協力している。
- 助け合いの輪ができていますので住みやすい。

座談会から見えてきた課題

- 高齢化・人口減少により、コミュニティが保てず、地域交流や会議等の機会が減っている。
- 担い手が少なく、地域の行事や祭事を今後も継続できるかどうか不安がある。
- 数年後には助け合う人が少なく、困った時に助けが求められない、共助が難しくなる不安がある。

★ 地域で取り組んでみよう！

① 防災について

- 先進地視察や救命講習、避難訓練などに取り組み、防災意識を高める。

② 年に1回催し物企画を開催

- 初瀬ふれあい祭りやバーベキュー、旅行など年に1回催し物を企画・開催し、住民同士の交流やつながりを深める。

③ 伝統芸能・文化の復活

- 途切れた地域行事や伝統芸能・文化を復活させ守っていく。

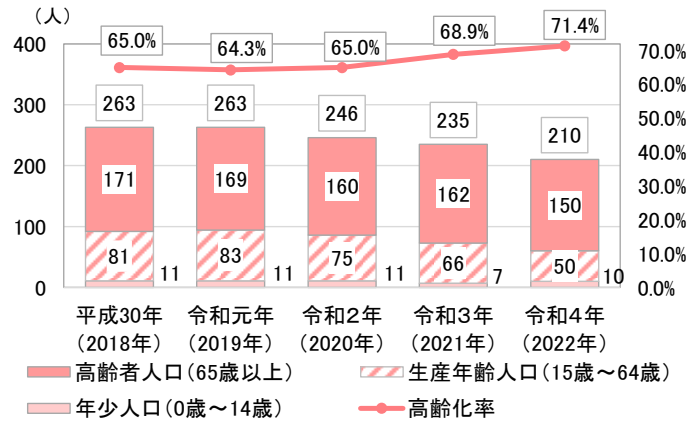
松原区 アクションプラン

人情豊かな松原区

現状(今の松原区はどんな地域?)

★人口等★

■人口	210 人
■65 歳以上の人口	150 人
■高齢化率	71.4%
■世帯数	133 世帯
※令和 4 年 9 月末時点	
■老人クラブの会員数	40 人
■民生委員・児童委員数	2 人
※令和 5 年 1 月末時点	



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）
※令和4年のみ9月末

★社会資源等★

- 地域の団体・社会資源の状況 : 集落活動センターまつばら、NPO 法人絆（初瀬区、松原区）あいの里まつばら、松原スポーツクラブ、松原まろうど会
- 伝統行事 : 三嶋神社大祭、松原天神宮神祭、施餓鬼 など

松原区は、昔ながらの水路を活かした全長3キロほどを散策することが出来る『久保谷セラピーロード』があり、森と川の文化が根付いた、自然豊かで温暖な気候の地域です。

佐渡鷹取トンネルの開通により、命の道の整備とともに、住民の利便性も向上しています。松原区独自のイベントが多数あり（松原まつり・クリスマス事業等）、地域で協力しながら運営しています。集落活動センター『あいの里まつばら』は、地元食材や弁当販売、ガソリンスタンド運営などを行い、集いの場や情報交換の拠点となっています。

💬 座談会を開催しました！



♡ 地域の良いところ

- 自然豊かで温暖なため住みやすい。
- 健康意識が高い。
- 地域で気にかけてあいがでている。
- 地域のイベントの開催や参加に協力的。

座談会から見えてきた課題

- 高齢化によって、部落で今まで出来ていた維持、管理が難しくなっている。
- 人の手が入る事が減り、自然が荒れていく。
- 話し合いの場が少ない。

★ 地域で取り組んでみよう！

- ① 粗大ごみ・不燃物の地域収集の継続
- ② 伝統文化の継承やイベントの復活

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定の趣旨

平成12年にノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、「成年後見制度」が導入されました。

国においては「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、市町村に対して国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画の策定に努めるよう定めています。

これを受け、本町では、判断に支援が必要な人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、社会全体で支える仕組みとなる「地域共生社会」の実現に向けた「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の取り組みを具現化するため、本章を「成年後見制度利用促進基本計画」として一体的に策定し、施策を推進します。

第2節 計画の位置づけ

この成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画です。

第3節 計画の期間

計画期間は地域福祉計画・地域福祉活動計画と同様、令和5年から令和10年までの6年間としますが、必要に応じて見直しを行います。

第4節 成年後見制度について

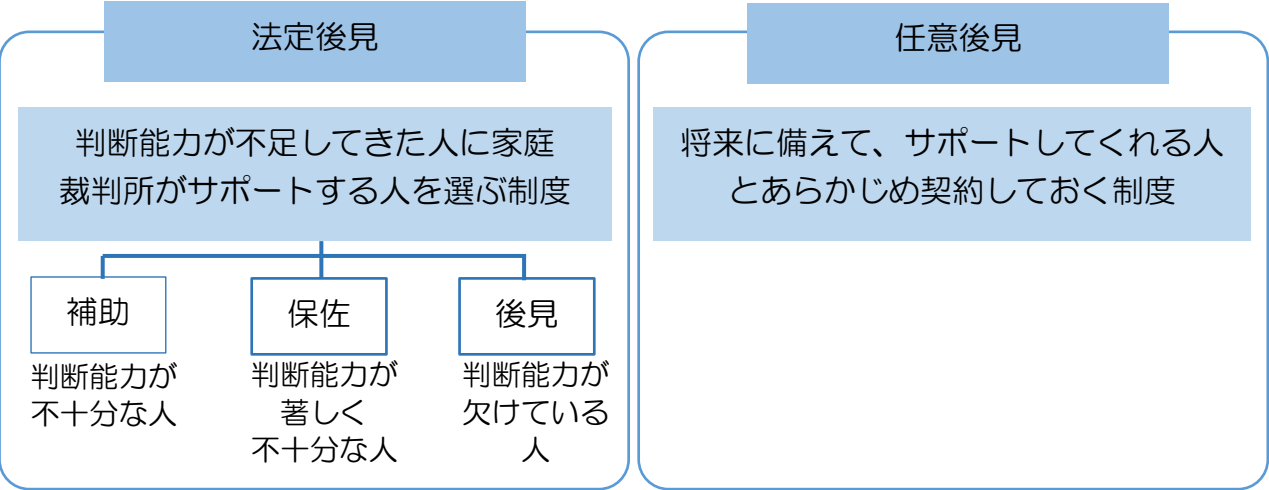
成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなど何らかの理由により、判断に支援が必要な人が自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切に、生活や財産を守る、契約を代わりに行う等、法的な支援を行う制度です。

成年後見制度には「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの制度、利用方法があります。任意後見制度とは、将来、自分自身の判断に支援が必要になった場合に備え、判断力がしっかりとしているときに、本人が自らサポートの内容や後見人となってサポートしてくれる人を選び、公正証書を作成しその人と契約しておく制度です。実際に判断に支援が必要になった時点で、裁判所が後見監督人を選任し、あらかじめ契約しておいた人が本人の任意後見人となり、契約に沿って保護・支援を行います。

法定後見制度とは、判断に支援が必要になり、契約等の法律行為ができなくなる等、本人の生活に支障が出た場合、本人や親族等が家庭裁判所に申立てることにより、利用できる制度です。裁判所が本人の判断能力の程度に応じ、成年後見人等（補助人・保佐

人・成年後見人）を選任し、選任された成年後見人等が、本人の利益を考えながら保護・支援を行います。

■□法定後見・任意後見のイメージ



第5節 施策体系

制度の利用促進を図るうえでは、計画的な施策の推進により制度の正しい理解促進や、人材確保、利用手続きの支援等の提供体制の整備等、各課題の解決と制度の普及啓発に努める必要があります。

今後は、地域福祉計画・地域福祉活動計画における権利擁護を分野横断的に推進することや、包括的相談支援体制の強化と連携を図るため、基本理念は地域福祉計画と共通のものとし、成年後見制度の利用促進に向けての基本目標を定め、各施策を推進します。

【基本目標】	【基本施策】
誰もが意思を尊重され、権利が守られる環境づくり	1. 成年後見制度の普及・啓発
	2. 利用しやすい環境整備
	3. 成年後見制度利用支援
	4. 地域連携ネットワークの構築

第6節 施策展開

誰もが意思を尊重され、権利が守られる環境づくり

【現状と課題】

- ❖ 成年後見制度は、制度自体の難しさや申立てに必要な書類の複雑さ等により、住民にとってはまだ十分に身近な制度ではなく、利用しづらい面があると考えられます。また、相談先がわからないということは、制度の利用促進において大きなハードルの一つと考えられます。制度自体の周知・啓発を進め、利用を希望する人、支援を必要とする人が円滑に制度を利用できるような環境づくりが大切です。さらに、どのような場合に制度が役に立つか、また申立て支援機関について住民だけでなく、対象者を取り巻く支援者にも広く浸透させる必要があります。
- ❖ 生活困窮者や虐待、ひきこもりといった地域の課題と同様、成年後見制度においても身上保護等の対応を必要とする人が従来の制度下での発見が困難な状況にあります。今後は関係機関及び地域住民と連携した早期発見・早期支援による任意後見や法定後見への利用支援や、市町村長申立て制度等を活用した迅速な対応が必要です。
- ❖ 制度利用の必要な対象者が増加していく中で、権利擁護支援の担い手の確保が求められています。本人に身近な支援者と日常的な実態や気づきを共有し、「チーム」として対応する体制や後見人等が相談できる窓口の整備が必要です。
- ❖ 成年後見制度の利用を必要とする方の早期発見や見守りに向けて、住民・団体・関係機関が相互に連携し、情報の共有を図る地域連携ネットワーク体制の構築及びネットワークの運営の中核となる機関（中核機関）の設置が必要とされています。この地域連携ネットワーク及び中核機関には、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備することが求められており、本町としての位置づけや機能について具体的に検討していく必要があります。

【解決するための手段】(目指す姿)

- ◇ 制度の理解を深め、相談しやすい体制をつくる
- ◇ 「チーム」での支援を実施する

【基本施策】

1. 成年後見制度の普及・啓発
2. 利用しやすい環境整備

3. 成年後見制度利用支援
4. 地域連携ネットワークの整備

【町の取り組み】

○誰もが成年後見制度を正しく理解できるよう、住民のニーズを踏まえたわかりやすい制度の周知に努めます。また、支援が必要な人が適切な制度利用に結びつくよう、情報提供や理解促進につながる機会の充実を図るとともに、不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

○成年後見制度について、関係機関と研修会等を行い、制度に関する理解を深めます。

○住民に身近な窓口で権利擁護に関する困りごとを受け止めるとともに、専門的な支援が必要な際は関係機関につなげるなどの体制整備に努めます。

○地域の住民・団体・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげることができるよう、地域連携ネットワークの構築に向けた体制づくりについて検討をしていきます。

○中核機関の設置を検討し、整備を進めます。

推進事業	制度の理解促進・広報活動の推進	保健福祉課
	成年後見制度の利用支援	保健福祉課
	中核機関の設置（検討）	保健福祉課

【梶原町社会福祉協議会の取り組み】

○日常生活自立支援事業において、地域で生活するうえで自己判断能力が不十分な方への生活支援を行い、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等を行い安心して日常生活を送れるように支援を行います。実施にあたっては、専門員が支援計画を作成し、生活支援員、地域福祉コーディネーターが支援計画に沿って、利用者の支援を行います。また、関係者と情報を共有し、適宜ケース会議へ出席し有効な支援を行います。

○専門員及び生活支援員の資質向上を目指し、定期的に研修会を行うなど、支援者へのフォロー体制の構築を図ります。

○広報誌「ゆすまいる」にて事業の周知を行います。

○成年後見制度を法人で行う事によって、利用者の権利擁護を重層的に行います。また、各関係機関と協働して法人成年後見として身上監護、財産管理を行うとともに、利用希望者などへの情報提供、制度周知活動を行います。

推進事業	日常生活自立支援事業
	法人後見制度事業
	制度の理解促進・広報活動の推進

【住民や地域でできること】

取り組んでみよう！

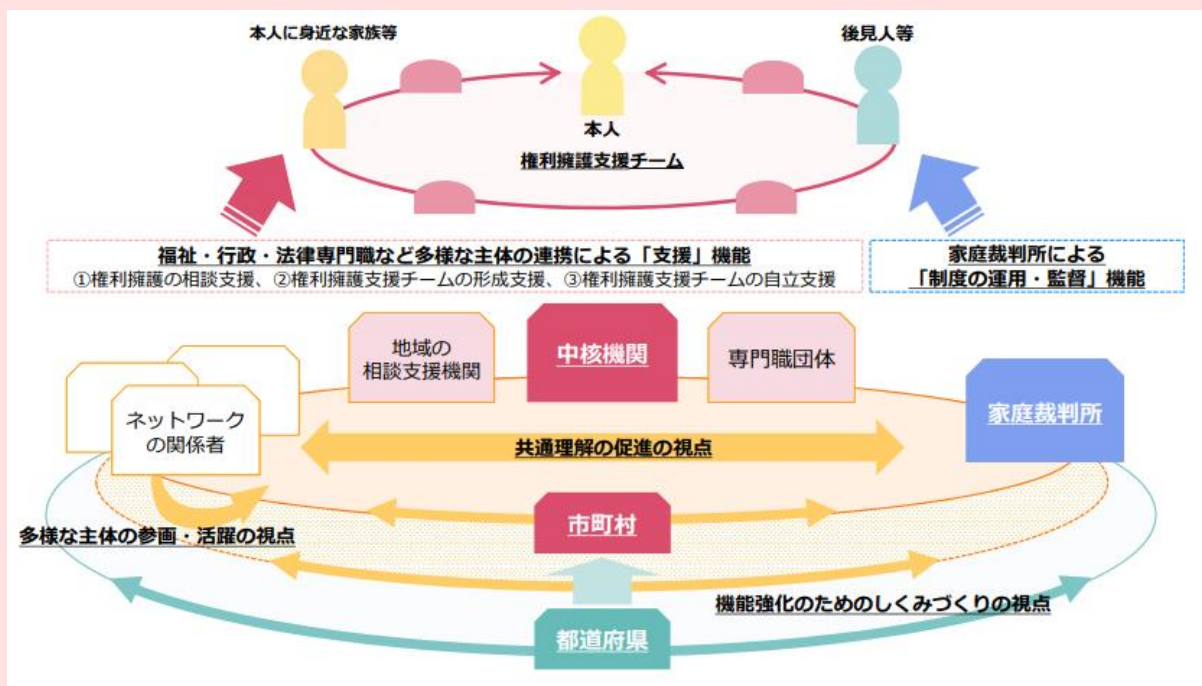
- ★成年後見制度や日常生活自立支援事業等、判断に支援が必要な人の権利を守る制度について理解を深めましょう。
- ★判断に不安があり困っている家庭があったら、相談を勧めてみましょう。
- ★認知症や知的障がい、精神障がい等への理解を深めましょう。



コラム 地域連携ネットワークって？

地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、町などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み」のことです。

■□地域連携ネットワークのイメージ



資料：第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要（厚生労働省）

第7章 地方再犯防止推進計画

第1節 計画策定の趣旨

誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取り組みを推進していくことが不可欠です。

国においては、平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、都道府県及び市町村に国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯の防止等の施策の策定と実施の責務を有することが明示されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

本町においても、関係機関や民間団体等が連携・協力して、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援する施策を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪をした人等が地域の一員として社会復帰できるように支援することにより、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するために「再犯防止推進計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

この再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

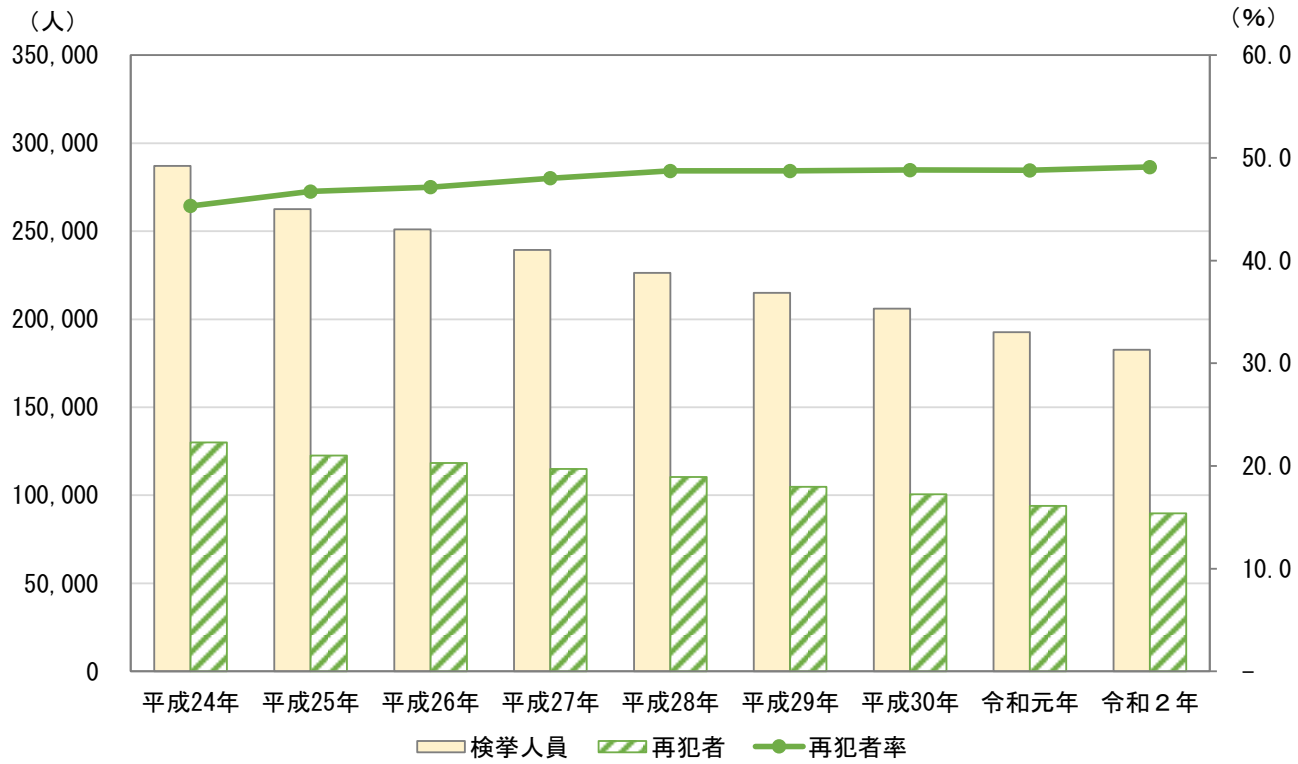
第3節 計画の期間

計画期間は地域福祉計画・地域福祉活動計画と同様、令和5年から令和10年までの6年間としますが、必要に応じて見直しを行います。

第4節 再犯防止を取り巻く現状

近年、全国的に刑法犯の検挙者数が減少している一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は増加を続けています。再犯を防止することが重要な課題となっています。

■口刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移(全国)



単位：人 （再犯者率は％）

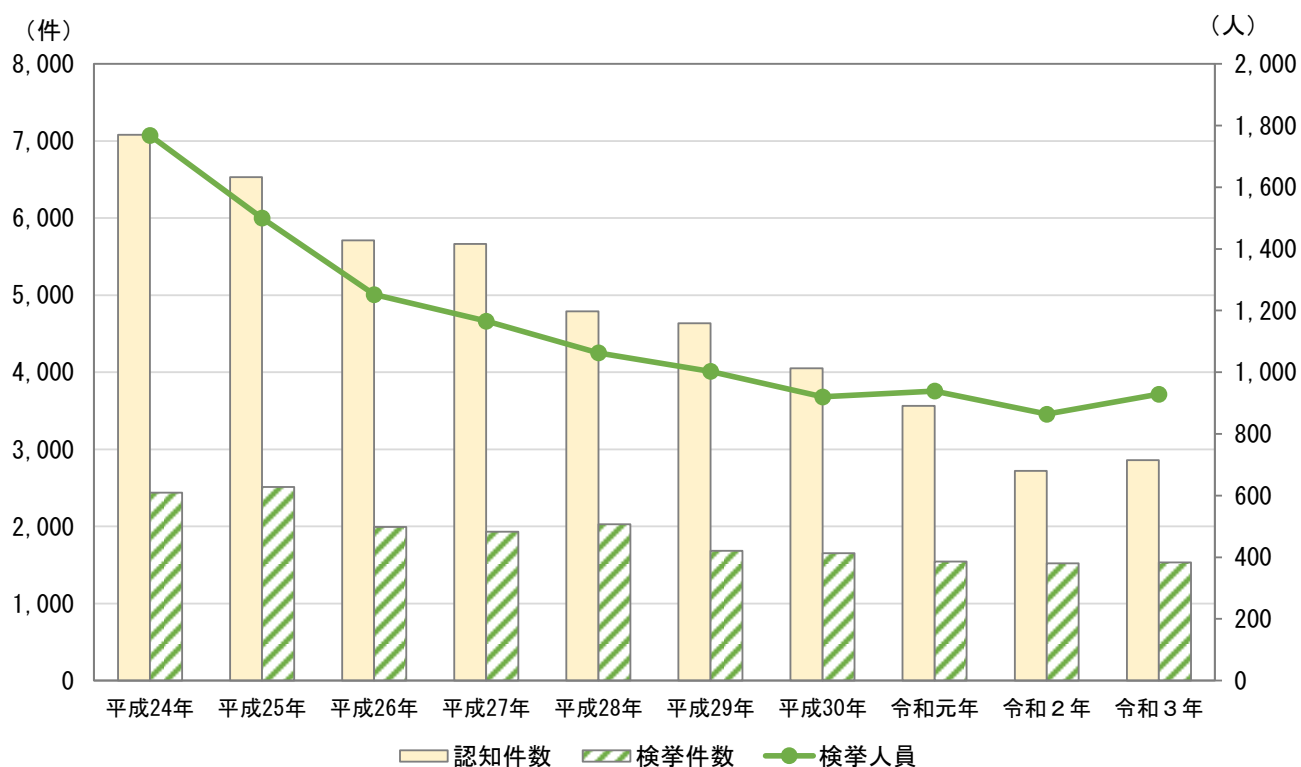
	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年
検挙人員	287,021	262,486	251,115	239,355	226,376	215,003	206,094	192,607	182,582
初犯者	156,944	139,848	132,734	124,411	116,070	110,229	105,493	98,640	92,915
再犯者	130,077	122,638	118,381	114,944	110,306	104,774	100,601	93,967	89,667
再犯者率	45.3	46.7	47.1	48.0	48.7	48.7	48.8	48.8	49.1

資料：令和3年度版再犯防止推進白書（法務省）

- 注1 警察庁の統計による。
- 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
- 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

高知県の刑法犯の検挙人数も全国同様に減少傾向にあり、平成30年以降は1,000人を下回っています。

■口刑法犯の検挙人数の推移（高知県）



単位：件（検挙人員は人）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年
認知件数	7,082	6,530	5,710	5,664	4,792	4,635	4,052	3,562	2,719	2,859
検挙件数	2,439	2,511	1,992	1,930	2,027	1,685	1,652	1,545	1,523	1,531
検挙人員	1,768	1,500	1,252	1,166	1,063	1,003	920	939	864	929

資料：高知県警察本部（令和3年）

第5節 施策体系

再犯防止施策の推進にあたっては、地域内における犯罪をした人への理解や社会を明るくする運動等の取り組みの周知、保護司をはじめとするボランティア等の人材確保努める必要があります。

前述の成年後見制度利用促進計画と同様、地域福祉計画・地域福祉活動計画における、包括的相談支援体制の強化と連携を図るため、基本理念は地域福祉計画と共通のものとし、再犯防止推進に向けての基本目標を定め、各施策を推進します。

【基本目標】

【基本施策】

誰一人取り残さない地域づくり	1. 就労・住居の確保
	2. 保健医療・福祉的支援
	3. 非行防止と修学支援
	4. 広報と啓発活動の推進
	5. 関係機関・団体との連携強化

第6節 施策展開

誰一人取り残さない地域づくり

【現状と課題】

- ❖ 近年、全国的に刑法犯の検挙者数が減少している一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています。貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境など様々な要因により犯罪をした者等が地域社会で孤立しないためには、国、地方公共団体、民間事業者が一丸となった支援に取り組むことが求められています。
- ❖ 国の「令和3年版犯罪白書」によると、高齢者の検挙人員は平成20年に最高値を記録し、その後は高止まりの状況にあります。また、検挙人員に占める高齢者の割合（高齢者率）は上昇傾向にあり、平成28年以後20%を上回り、令和2年は22.8%となっています。また、出所しても「高齢である、障がいがある」「薬物依存がある」「孤独、相談相手がいない」といった生きづらさがハードルとなり、再犯や再非行を繰り返してしまう人が少なくありません。高齢者や障がいのある人、適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な方等に対して、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健・福祉・医療・介護サービスなどの必要な支援に結び付ける取り組みが必要です。
- ❖ 非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、家庭環境の変化、貧困や格差の問題、虐待や発達課題、有害環境等、児童生徒を取り巻く様々な課題が複雑に絡み合っていると考えられます。また、背景の一つには、自尊感情の低下ということも考えられ、生きていくうえで「自分は大切な存在だ」という自尊感情を高めることが大切です。
- ❖ 再犯防止等の取り組みは地域住民にとって身近に感じるものとはいえず、関心と理解を得にくい状況にあります。再犯防止と犯罪をした者等の社会復帰を支援するには、町と地域の関係団体が主体となり、地域住民が現状を把握し、理解を得られるよう広報や啓発活動を行うことが必要です。
- ❖ 再犯防止等に関する施策の実施は保護司や更生保護女性会などの多くの民間ボランティアの協力により支えられており、再犯防止の更なる促進を図るためには、その活動を支援することが必要です。

【解決するための手段】(目指す姿)

◇一人にさせない安全・安心な地域づくり

【基本施策】

1. 就労・住居の確保
2. 保健医療・福祉的支援
3. 非行防止と修学支援

4. 広報と啓発活動の推進
5. 関係機関・団体との連携強化

【町の取り組み】

- 生活の安定のための就労の確保や、地域社会における適切な住居の確保などを支援するため、犯罪をした者等であるか否かに関わらず、誰もが利用可能な既存の各種施策、制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施します。
- 保護司会、民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センターなどとの連携を強化し、福祉的な支援が必要な人に対し、その人の状況に応じた適切な保健・福祉・医療・介護サービスが提供できるよう取り組んでいきます。
- 児童生徒、学生を対象に薬物乱用防止教育を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図っていきます。
- 更生保護や犯罪・非行防止の取り組みを支える保護司会、民間協力者や地域住民との効果的な連携に努めます。
- 犯罪をした者等の社会復帰支援の理解を得るため、梶原町保護司会と連携をして“社会を明るくする運動”や再発防止啓発月間（7月）周知に取り組みます。また、広報誌への掲載や懸垂幕の掲示、保護司会への助成を行い広報・啓発活動を推進していきます。

推進事業	広報啓発活動	保健福祉課
	梶原町保護司会への支援	保健福祉課

【住民や地域でできること】

取り組んでみよう！

- ★犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組み、保護司、保護司会等の更生保護ボランティア活動への理解を深めましょう。
- ★「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」について知り、積極的に参加しましょう。





コラム 保護司って？

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。（法務省 HP より）



コラム 「社会を明るくする運動」とは？

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

また、再犯防止推進法第6条には、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間とする旨が定められています。（法務省 HP より）



■関係機関・団体一覧

機関名	所在地	電話番号
コレワーク四国（高松矯正管区 矯正就労支援情報センター）	香川県高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎B1階	0120-29-5089
法務少年支援センターこうち （高知少年鑑別所）	高知市塩田町19-13	088-872-9330
高知保護観察所	高知市丸ノ内1丁目4番1号 高知法務総合庁舎2階	088-873-5118
高知県更生保護女性連盟	高知市丸ノ内1丁目4番1号 高知保護観察所内	088-873-5119
高知県地域生活定着 支援センター	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ1階	088-855-3611
更生保護サポートセンター 高陵保護区保護司会	高知県須崎市土崎町2-27	0889-42-9500



コラム 「コレワーク・矯正就労支援情報センター室」とは？

法務省の機関で、刑務所出所者等の雇用を検討する事業主の相談に応じて、情報提供を行います。



コラム 「法務少年支援センターこうち」とは？

法務省の機関で、本人・家族、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体等からの心理相談に応じ、地域における犯罪・非行の防止や健全育成に関する活動に取り組んでおり、成人の問題にも対応可能です。

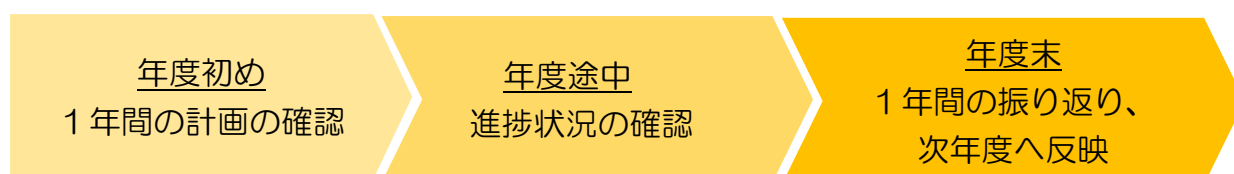
第8章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、町と栲原町社会福祉協議会が連携して各施策の推進を図るとともに、国や県、関係機関等だけではなく、各地区、民生委員・児童委員、福祉活動団体、サービス事業者、企業等とも連携を図ります。

住民の自主活動については、部落座談会の話し合いの中で1年ごとの取り組みを振り返ることができるよう、栲原町社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが支援を行います。

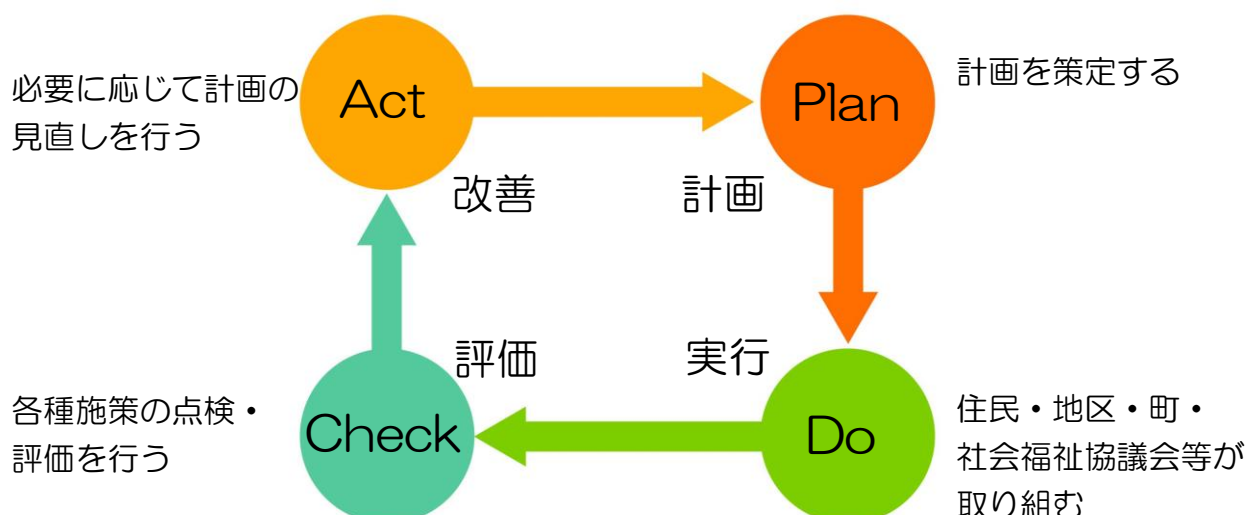
また、町と栲原町社会福祉協議会では年3回、以下の内容で情報共有を図り、内部評価を行っていきます。



本計画を確実に推進するため、定めた数値目標や各施策、事業について、PDCAサイクル（下図参照）を踏まえた進捗管理を行います。

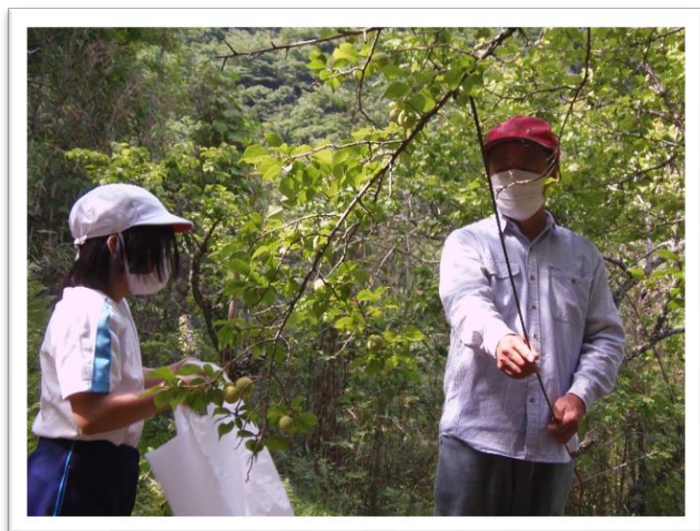
計画の中間となる3年目（令和7年度）には外部評価を行い、本計画の進捗状況や法律、関係制度の改正を踏まえた中間見直しを行います。

■PDCAサイクルのイメージ



第2節 計画の周知・普及

地域福祉を推進するうえで、計画の目指す方向性や取り組みについて計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。住民が主体的に地域活動に取り組む新しい習慣を手に入れるために、梶原町社会福祉協議会の広報への掲載や好事例を紹介するイベントなど、互いに刺激を受け合える環境を提供します。



資料編

1 栲原町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 社会福祉法第107条の規定に基づき、栲原町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、町民及び社会福祉に関係する者の意見を広く聴取するため、栲原町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、計画の策定及び地域福祉の推進について審議するものとする。

（組織）

第3条 委員会の委員は、別表1に掲げる職にある者に町長が委嘱する。ただし、委員会には、必要に応じて参考人として委員以外の者の参加を求めることができる。

（役員）

第4条 委員会には、会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、委員会の業務を統括し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、令和5年3月31日までとし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長は会議の議長を務める。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、栲原町役場保健福祉課において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

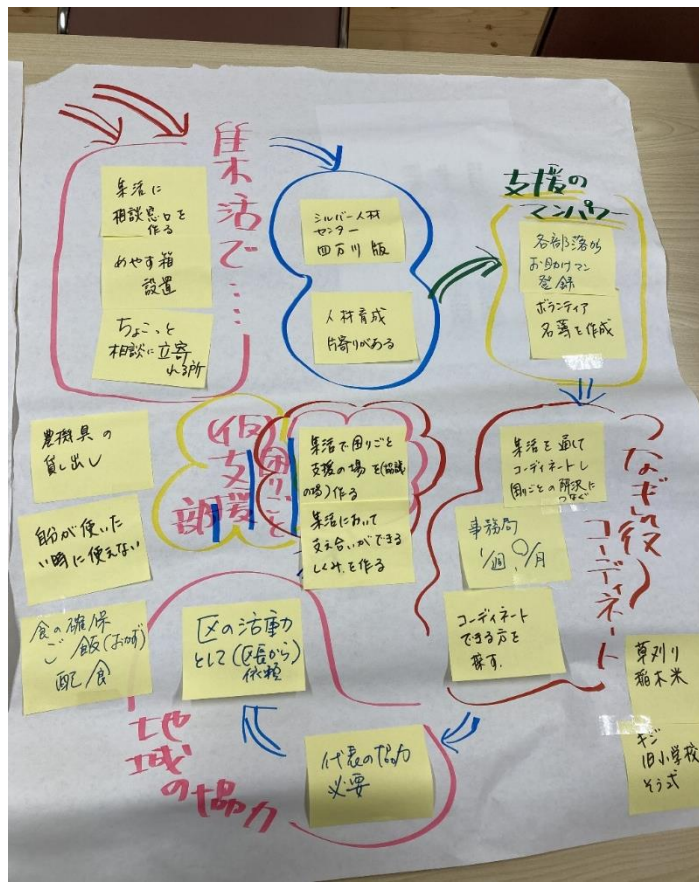
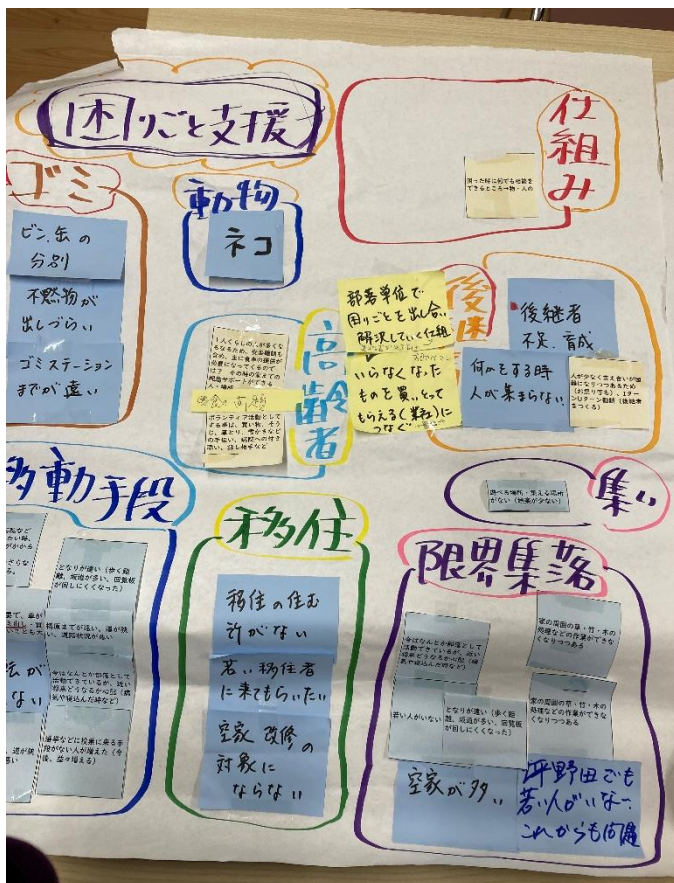
附 則

この要綱は、平成28年6月13日から施行する。

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

2 栲原町地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏 名	所 属	役 職	備 考
西村 新一	栲原町	副町長	
松本 忠史	須崎福祉保健所	所 長	
池田 幹彦	国保栲原病院	院 長	
矢野 準也	栲原町教育委員会	教育長	
空岡 則明	栲原町区長会	会 長	委員長
西村 正義	栲原町民生委員児童委員協議会	会 長	
片岡 幸作	栲原町保護司会	代 表	
久岡 俊彦	栲原町衛生組織連合会	会 長	
宮本 友和	栲原町三障害者団体協議会	会 長	
西村 玉子	栲原町幼児教育アドバイザー	アドバイザー	
上川 雄康	栲原町社会福祉協議会	会 長	
中越 平	社会福祉法人カルスト会	理事長	
花田 浩征	介護サービスなごみ 栲原事業所	所 長	
矢野 豪佑	NPO法人 絆	理事長	
中越 緑	栲原町ボランティアよつば会	会 長	副委員長
戸梶 庄美	栲原町エプロン会	会 長	
志手 功	栲原町老人クラブ連合会	会 長	
山口眞知子	栲原町連合婦人会	会 長	
大町 祐希	栲原町連合青年団	団 長	



梶原町 地域福祉アクションプラン
第3期梶原町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月： 令和5年3月

発 行： 梶原町

編 集： 梶原町保健福祉課／梶原町社会福祉協議会

〒785-0612 梶原町川西路2320番地1

T E L： 0889-65-1170
